



五泉市 子ども・子育て 支援事業計画

2015
平成27年度



2019
平成31年度



平成27年3月
五 泉 市

はじめに



本市は、平成 22 年度に五泉市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支えるため、保育サービスの充実や地域における子育て支援、親子の健康の確保など、さまざまな施策を推進してきました。

その後、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保や、この法律に基づく業務を円滑に実施するため「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

また、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化や就労の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育て家庭のライフスタイルや意識の変化等、子育てに不安や負担感を感じる家庭は少なくありません。

こうした状況の変化を背景に、質の高い乳幼児期の教育・保育や地域のニーズに応じた子ども・子育て支援施策を計画的に実施するため、平成 27 年度から 5 年間で 1 期とする「五泉市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後も、市民の皆様のご理解のもとに、この計画に基づいて子育て支援施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり御尽力いただきました、五泉市子ども・子育て会議の各委員の皆様をはじめ、ニーズ調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

五泉市長 伊藤 勝 美

目 次

第1章 計画概要

1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	4
5. 計画策定体制.....	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯.....	7
2. 出生の状況.....	9
3. 児童数の状況.....	10
4. 婚姻・離婚の状況.....	12
5. 就労の状況.....	14
6. 教育・保育事業の状況.....	15

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本方針.....	19
2. 基本目標.....	19
3. 新制度の概要.....	20

第4章 事業計画

1. 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備.....	27
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備.....	50
3. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備.....	64
4. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用.....	65
5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携.....	66
6. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	68

第5章 推進体制

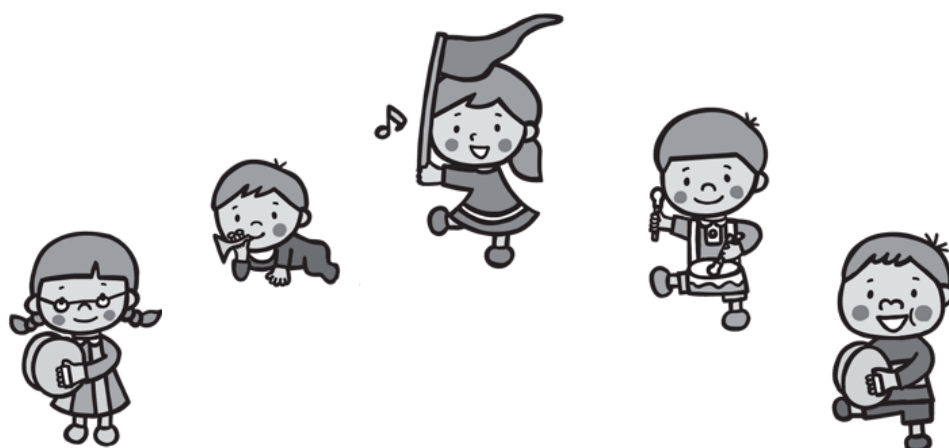
1. 関係機関等との連携.....	71
2. 本計画の点検・評価・見直し.....	71

付属資料

1. 子ども・子育て会議条例.....	75
2. 子ども・子育て会議委員名簿.....	77
3. 子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	78
4. 市民ニーズ調査結果.....	79
5. 用語の解説.....	108



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク



第1章

計画概要

1. 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、未就学児の質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るため、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。

五泉市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「きらきらいずみっ子計画 ～子どもたちの未来のために～」(計画期間：平成17年度～平成26年度)を策定し、総合的な子育て支援を推進してきました。本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき『保護者が子育ての第一義的責任を有する』という基本認識の下に、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的に策定するものです。

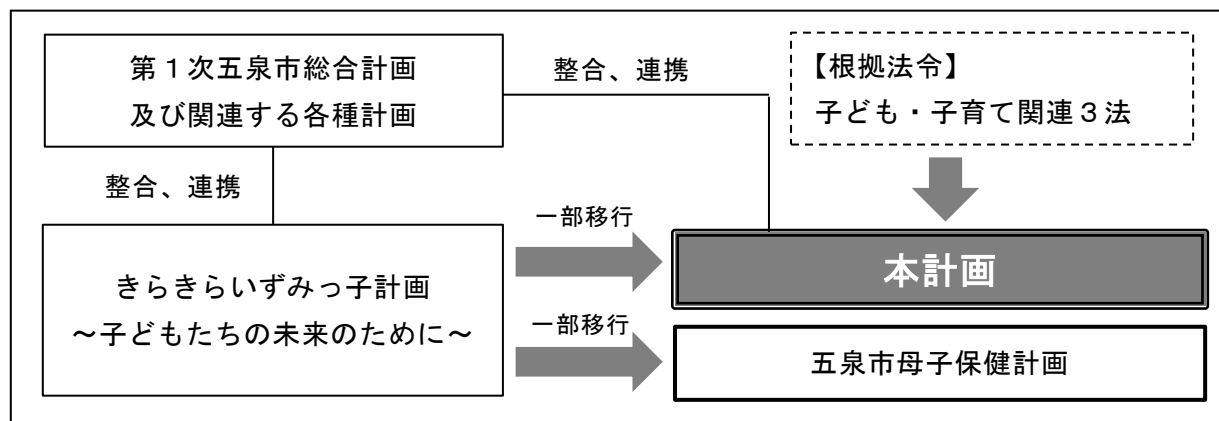
2. 計画の位置付け

五泉市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制、実施時期等を定め、円滑に実施するためのものです。

また、五泉市次世代育成支援行動計画「きらきらいずみっ子計画 ～子どもたちの未来のために～」の子育て支援に係る施策については、本計画と、別に策定する五泉市母子保健計画にそれぞれ一部移行して推進していきます。

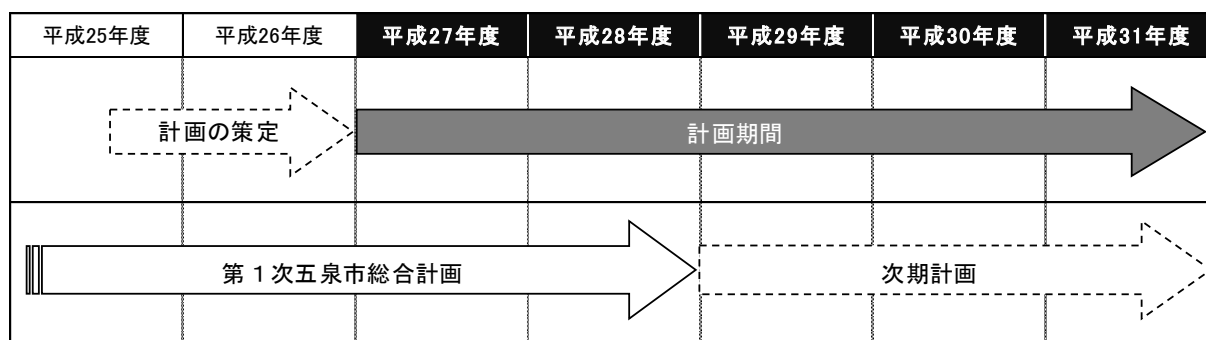
本計画が就学前の教育・保育の量の拡大や質の向上などを行う「教育・保育サービスの利用量と、そのための施設や体制の需給計画」で、五泉市母子保健計画が思春期、妊娠期、出産後の親子の健やかな発達など切れ目のない支援を進め、両者を子育て支援施策の車の両輪として進めていくことが重要であると考えます。

なお、本計画は、上位計画である「第1次五泉市総合計画」及び関連する各種計画との整合、連携を図り推進していきます。



3. 計画の期間

平成 25 年度に計画策定を行い、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年までの 5 年間を計画期間とします。



4. 計画の対象

すべての子どもと子育てにかかわる家族や地域住民、事業主とし、「子ども」とは、「児童福祉法」第4条に基づき、18歳までを対象とします。

5. 計画策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては「五泉市子ども・子育て会議条例（平成 25 年五泉市条例第 18 号）」に基づき、有識者や教育・保育の関係者、市民の代表等による五泉市子ども・子育て会議を設置し、審議を行いました。

(2) 住民意見の反映

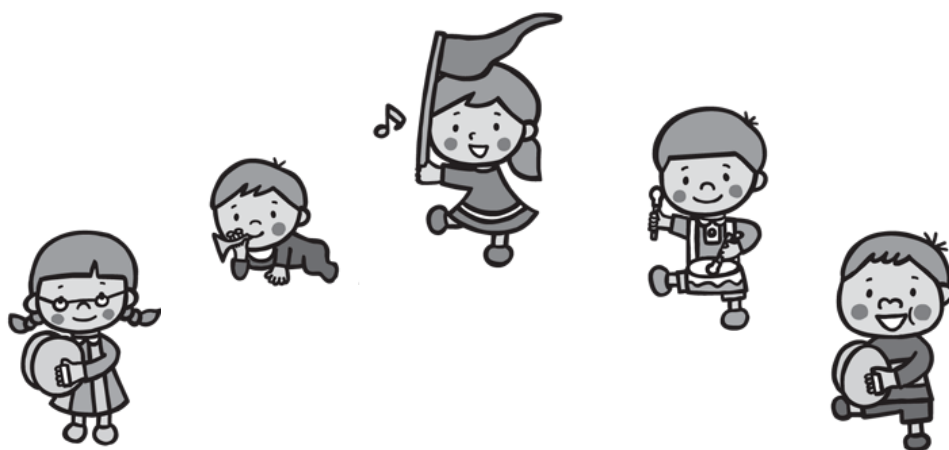
①市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、平成 26 年 1 月、0～5 歳の就学前児童及び小学 1～3 年生児童の保護者を対象とした市民ニーズ調査を実施しました。

調査結果の概要は、「付属資料 4. 市民ニーズ調査結果」を参照ください。

②パブリックコメントの実施

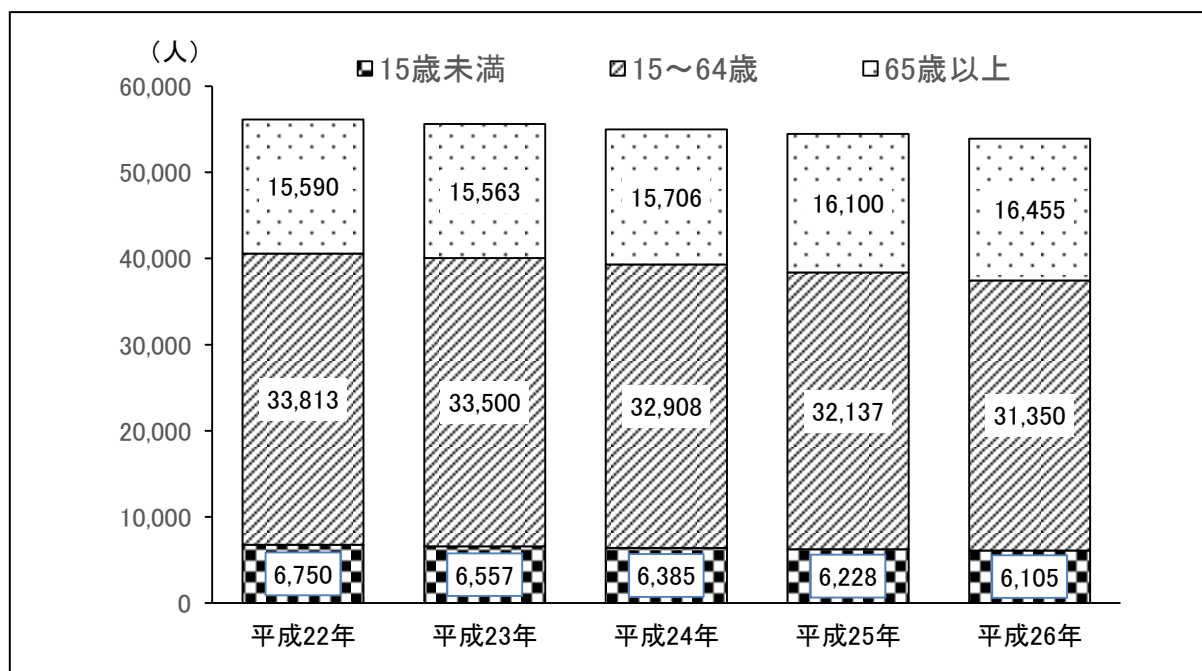
平成 27 年 1 月 9 日～2 月 9 日、本計画（案）を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。



第2章

子ども・子育て を取り巻く現状

1. 人口・世帯



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	56,153	55,620	54,999	54,465	53,910
年少人口 (0～14 歳)	6,750	6,557	6,385	6,228	6,105
年少人口割合	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.3%

資料：市民課（各年 4 月末現在）、単位：人

注）平成 25 年からは外国人を含む。

本市の人口は、徐々に減少を続けており、平成 26 年（4 月末）には、54,000 人を割り込みました。また、15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口が年々減少しており、総人口に占める割合も低下しています。反面、65 歳以上の人口は増加傾向がみられ、少子・高齢化が進行していることが分かります。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	56,153	55,620	54,999	54,465	53,910
世帯数	18,201	18,346	18,414	18,536	18,625
1 世帯あたり人員	3.09	3.03	2.99	2.94	2.89

資料：市民課（各年 4 月末現在）、単位：人

注）平成 25 年からは外国人を含む。

本市の世帯数は、年々増加しています。総人口は減少していますので、1 世帯あたりの人員は減少する傾向にあります。世帯分離・核家族化の進行がうかがえます。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども・子育てを取り巻く現状

第 3 章

子ども・子育て支援の基本的考え方

第 4 章

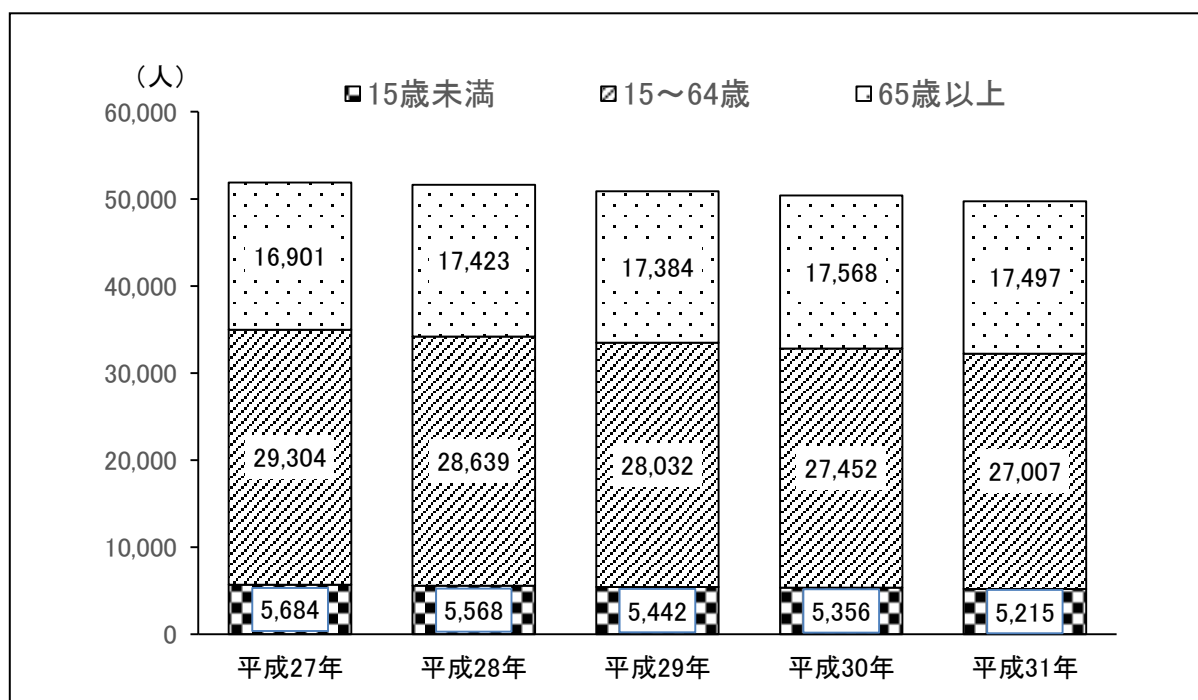
事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

■ 推計人口（各年 3 月 31 日）



資料：厚生労働省「将来人口推計のためのワークシート」、単位：人

推計方法：平成 22 年～26 年（各 3 月 31 日現在）の住民基本台帳人口を使用して「コーホート変化率法」による推計を行った。

「コーホート変化率法」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢（増減）から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	51,889	51,630	50,858	50,376	49,719
年少人口（0～14 歳）	5,684	5,568	5,442	5,356	5,215
年少人口割合	11.0%	10.8%	10.7%	10.6%	10.5%

平成 27 年から平成 31 年までの人口の推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成 31 年には 49,719 人と 50,000 人を割り込む見込みです。

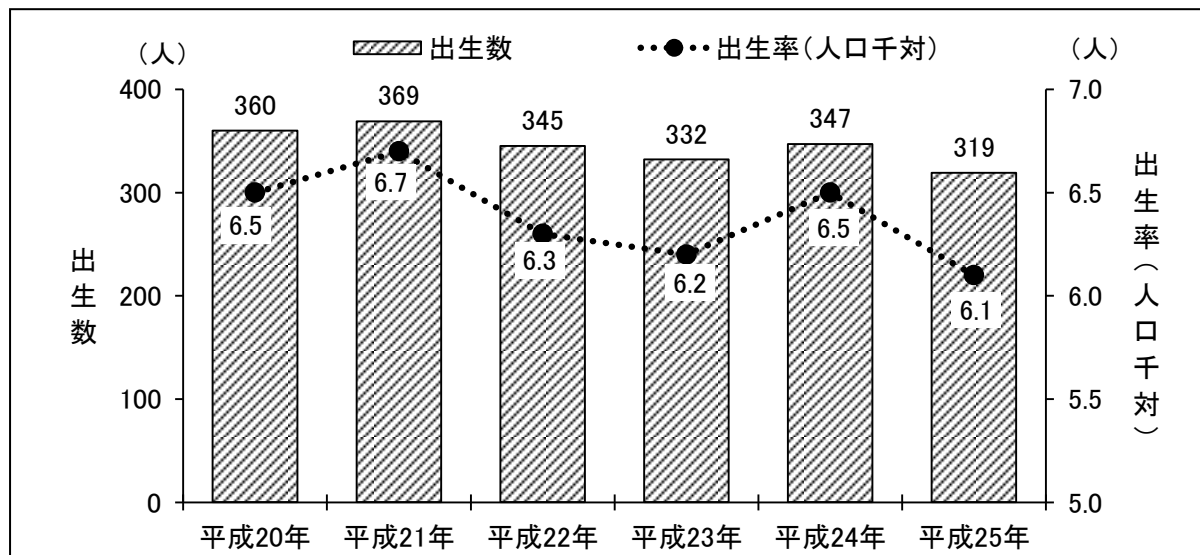
また、15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は年々減少し、65 歳以上の高齢者人口がほぼ横ばいのため今後、急激な人口減少が危惧されています。

2. 出生の状況

本市における出生数は、平成20年以降、概ね350人前後で推移しています。

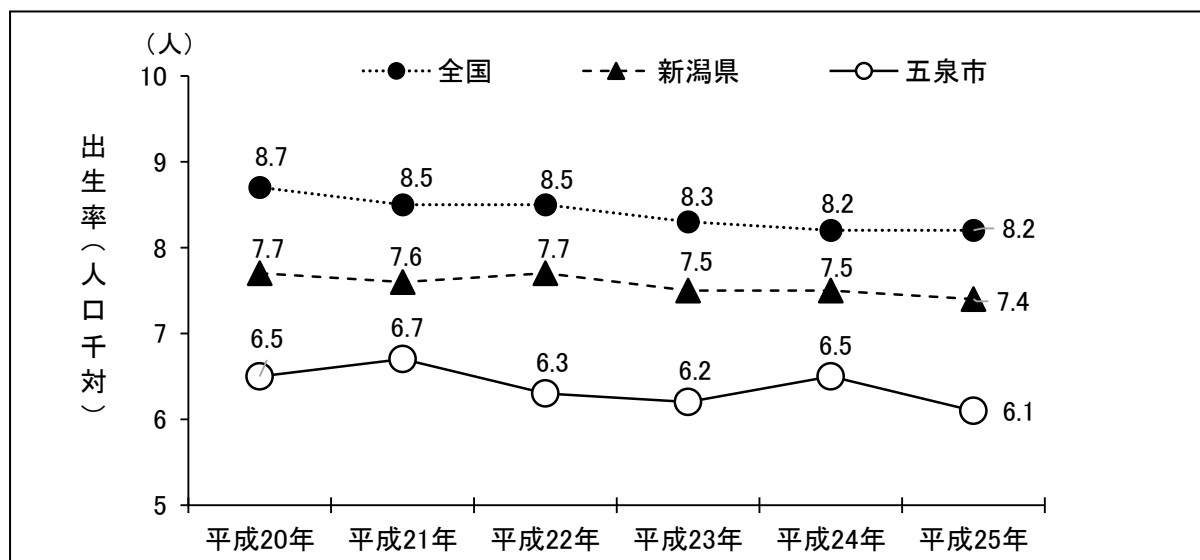
また、出生率は、6.5（人）前後で推移しており、全国及び新潟県の平均よりも低くなっています。

出生数と出生率の推移



資料：県「健康・福祉の現況」「母子保健の現況」

出生率の推移（全国／新潟県／五泉市）



資料：県「人口動態統計の概況」

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

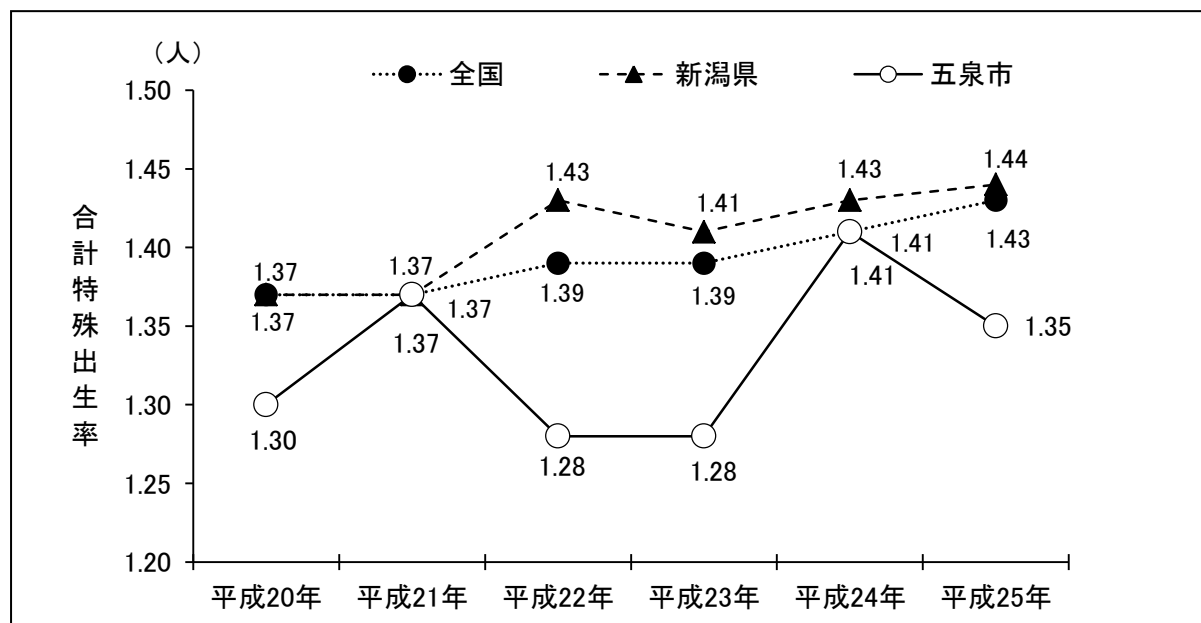
第5章

推進体制

付属資料

本市の合計特殊出生率は、平成 20 年以降、全国及び新潟県の平均よりも低い水準で推移してきました。

合計特殊出生率の推移（全国／新潟県／五泉市）



資料：県「人口動態統計の概況」

注）合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

3. 児童数の状況

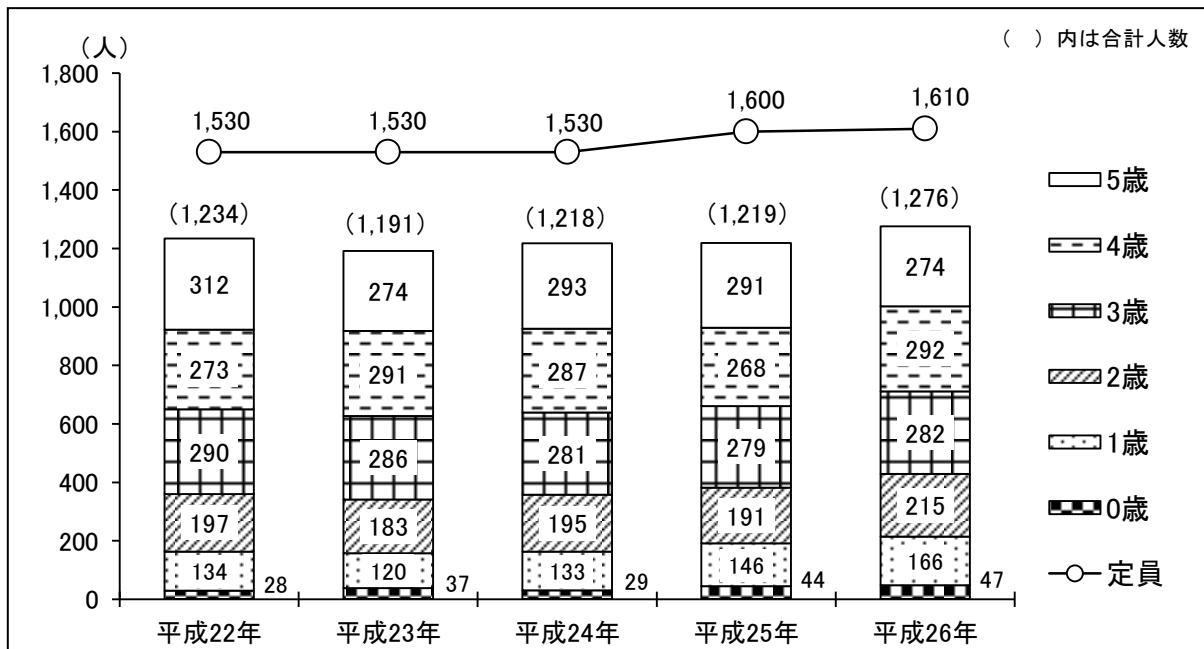
本市の 6 歳未満の児童数は、減少傾向にあり、平成 27 年以降も減少が続く見通しとなっています。

6 歳未満の児童数（各年 3 月 31 日）

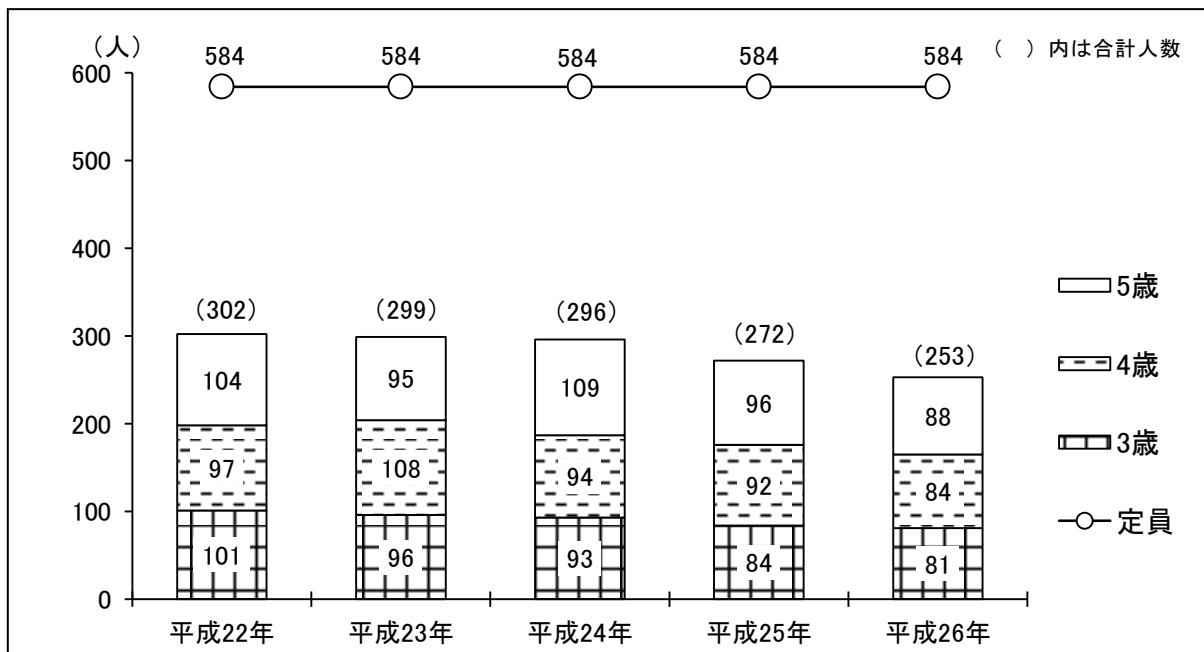
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	推計値				
				平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
6 歳未満・計	2,156	2,116	2,112	2,000	1,973	1,934	1,892	1,827
0 歳	317	334	318	285	278	269	264	260
1 歳	346	333	346	313	296	288	280	274
2 歳	364	346	347	343	327	308	301	292
3 歳	355	363	360	343	358	339	321	313
4 歳	377	357	377	356	357	372	353	334
5 歳	397	383	364	360	357	358	373	354

資料：市民課、厚生労働省「将来人口推計のためのワークシート」、単位：人

保育園児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）



幼稚園児童数の推移（各年5月1日現在）



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第3章

子ども・子育て支援の方針

第4章

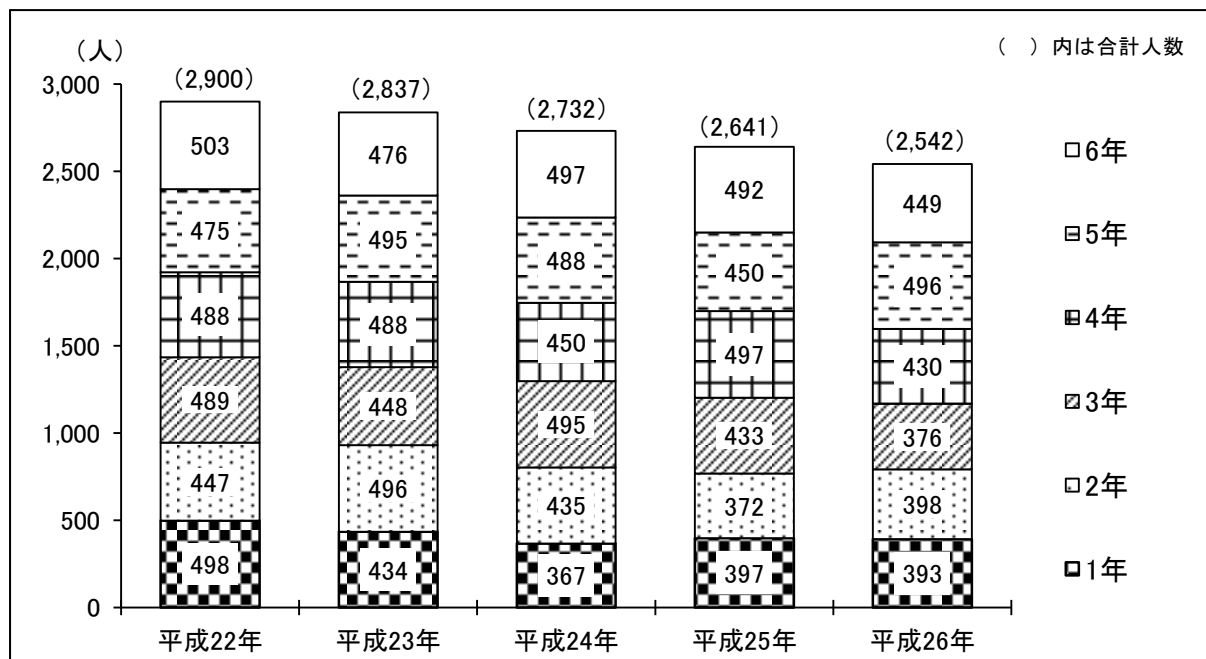
事業計画

第5章

推進体制

付属資料

小学校児童数の推移（各年5月1日現在）

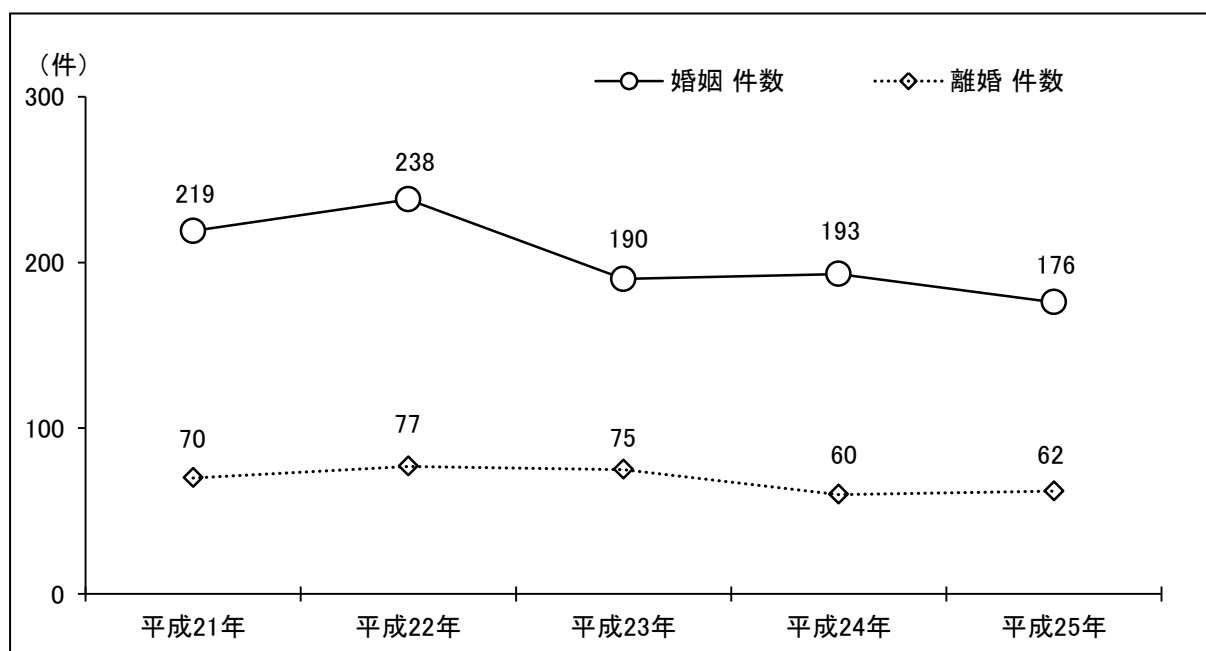


資料：学校教育課

4. 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は、平成22年以降減少傾向にあり、平成25年は176件となっています。離婚件数も緩やかな減少傾向となっています。

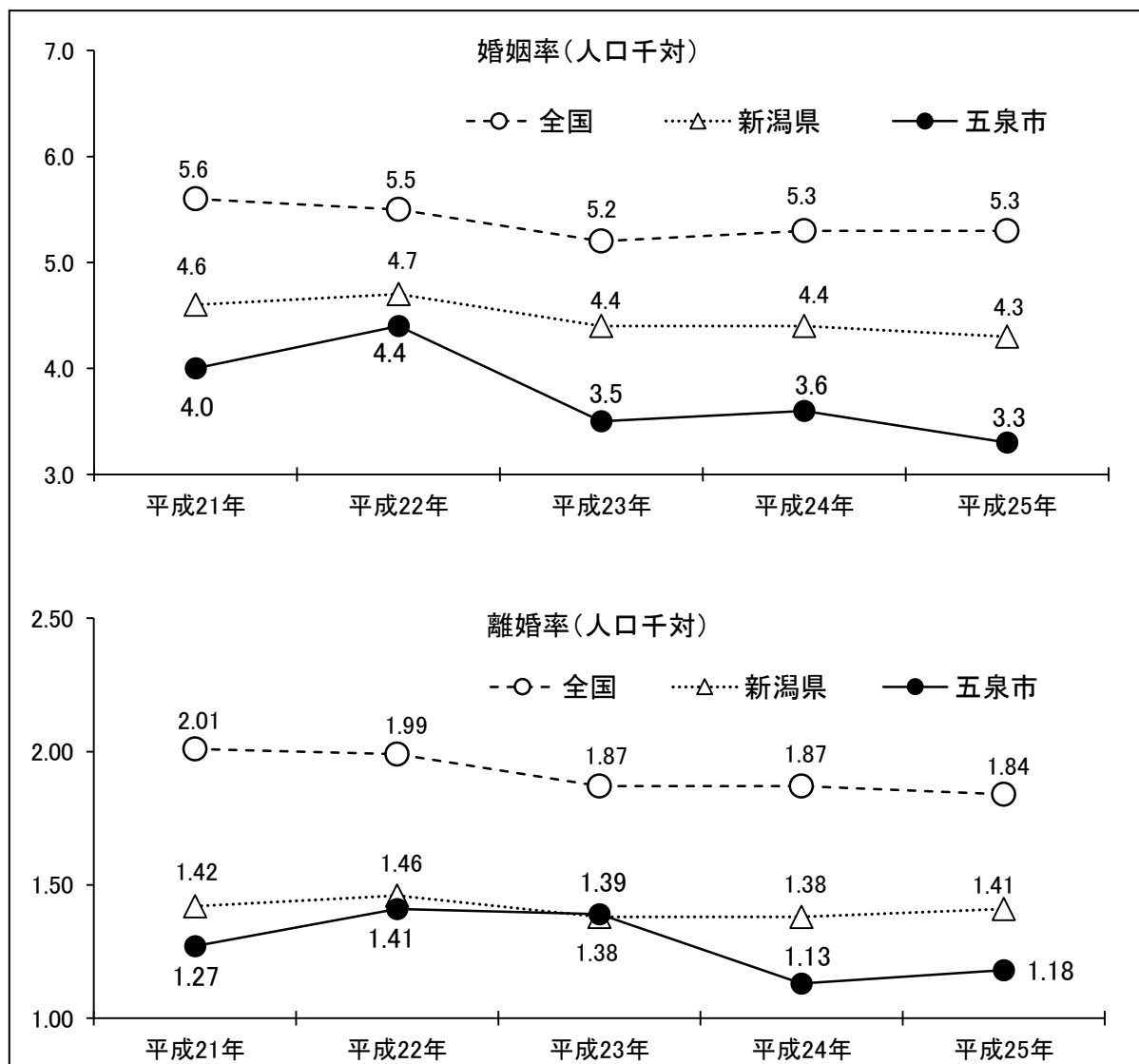
婚姻件数・離婚件数の推移



資料：県「健康・福祉の現況」「母子保健の現況」

また、婚姻率（人口千対）、離婚率（人口千対）は、どちらも全国及び新潟県の平均を下回る状況が続いています。

婚姻率（人口千対）・離婚率（人口千対）の推移



資料：県「人口動態統計の概況」

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第3章

子ども・子育て支援の方針

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

5. 就労の状況

本市の労働力人口は、男女とも減少傾向にあり、労働率も低下しています。

労働力人口の推移

単位：人

年次	15歳以上人口			労働力人口					非労働力人口 (家事・通学・その他)		
	計	男	女	計	就業者		完全失業者		計	男	女
					男	女	男	女			
平成12年	50,288	23,785	26,503	31,326	16,734	13,152	965	475	18,931	6,069	12,862
平成17年	49,348	23,341	26,007	30,114	16,016	12,522	1,044	532	19,027	6,151	12,876
平成22年	47,884	22,681	25,203	28,392	14,786	11,713	1,347	546	19,309	6,442	12,867

資料：国勢調査

注1) 労働力人口：15歳以上人口のうち、「仕事によって収入を得ている者、休業中の者、完全失業者」を合計した人口。アルバイトの学生やパートの主婦も労働力人口に含まれる。

注2) 15歳以上人口は、労働力状態「不詳」を含む。

労働力率の推移

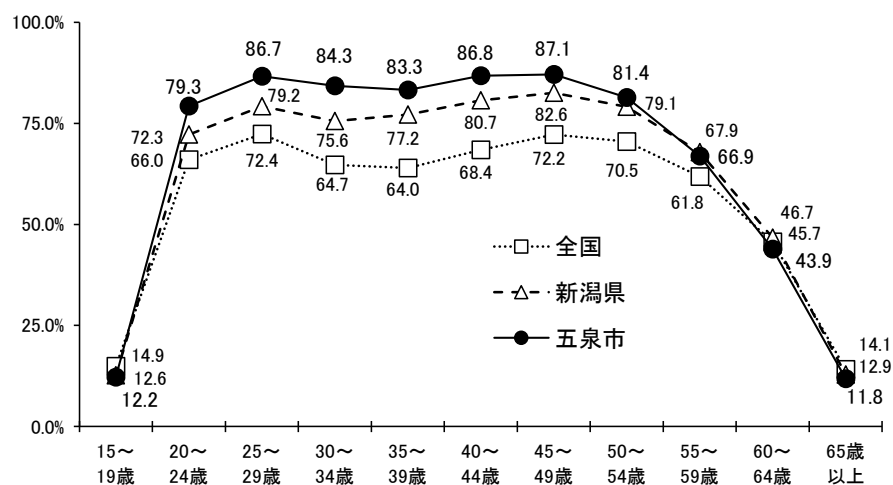
年次	労働力率（単位：％）		
	計	男	女
平成12年	62.3	74.5	51.4
平成17年	61.3	73.5	50.3
平成22年	59.5	71.5	48.8

資料：国勢調査

注）労働力率＝労働力人口÷15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）×100（％）

女性の労働力率を5歳階級別にみると、結婚・出産期にあたる20代～40代で、全国及び新潟県の平均を上回っています。

女性の5歳階級別労働力率（全国／新潟県／五泉市）



資料：平成22年 国勢調査

6. 教育・保育事業の状況

(1) 保育園の定員・利用者数

単位:人

小学校区	施設名	定員	園児数	(内訳)						備考
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
五泉	さくら保育園	80	75	3	10	13	12	20	17	
五泉	ひまわり保育園	80	85	0	12	11	20	17	25	
川東	かわひがし保育園	110	45	0	7	8	12	10	8	
五泉	総合保育園	150	147	6	24	20	31	46	20	
五泉東	こばと保育園	100	62	1	6	10	12	11	22	
川東	あさひ保育園	100	49	0	4	8	15	11	11	
五泉南	すみれ保育園	150	123	6	19	20	33	21	24	
五泉南	つくし保育園	120	73	3	8	12	18	18	14	
巢本	すもと保育園	90	68	2	6	11	13	18	18	
橋田	はしだ保育園	80	62	0	9	10	11	19	13	
愛宕	村松第1保育園	120	103	8	8	13	23	29	22	
村松	村松第3保育園	120	100	3	12	9	23	24	29	
大蒲原	大蒲原保育園	90	58	1	5	16	11	8	17	
愛宕	川内保育園	60	36	2	5	4	10	10	5	
村松	五泉みどり保育園	120	148	12	18	29	30	30	29	私立
五泉	ABCこども園	40	42	0	13	21	8	0	0	私立・認可外
	合 計	1,610	1,276	47	166	215	282	292	274	

資料：こども課（平成26年4月1日現在）

(2) 幼稚園の定員・利用者数

単位:人

小学校区	施設名	定員	園児数	(内訳)			備考
				3歳	4歳	5歳	
五泉	第一幼稚園	160	40	12	16	12	
村松	村松幼稚園	160	50	15	15	20	
五泉南	エービーシー幼稚園	210	138	48	43	47	私立
五泉	いずみ幼稚園	54	25	6	10	9	私立
	合 計	584	253	81	84	88	

資料：学校教育課（平成26年5月1日現在）

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第3章

子ども・子育ての基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(3) 小学校児童数

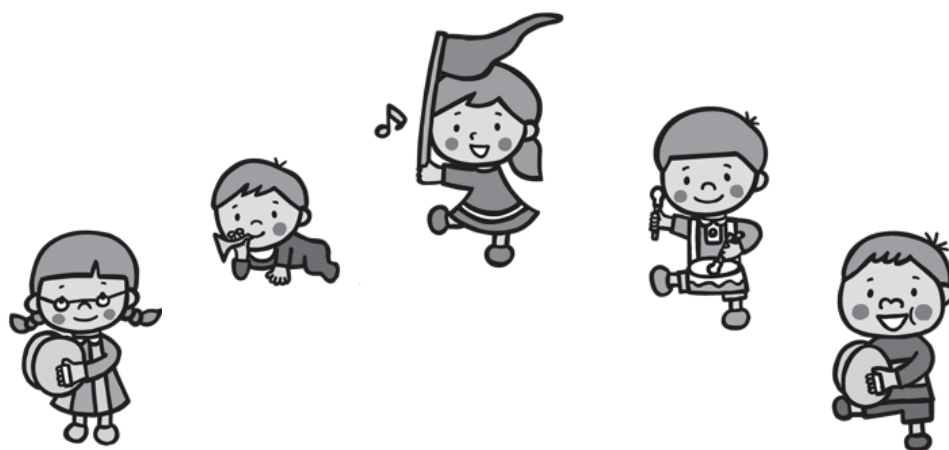
小学校	学級数	児童人数（人）						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
五泉小学校	21	83	97	93	91	97	105	566
五泉南小学校	18	85	76	61	82	96	77	477
五泉東小学校	11	23	43	30	42	54	43	235
川東小学校	11	37	33	39	47	49	36	241
巢本小学校	6	20	15	13	21	16	16	101
橋田小学校	7	23	14	22	23	30	21	133
大蒲原小学校	7	16	10	12	14	25	15	92
十全小学校	6	9	5	9	12	14	8	57
村松小学校	13	51	56	51	53	63	74	348
愛宕小学校	13	46	49	46	45	52	54	292
合 計	113	393	398	376	430	496	449	2,542

資料：学校教育課（平成 26 年 5 月 1 日現在）

(4) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の定員・利用者数

	定員	登録児童数（人）			
		1年生	2年生	3年生	計
げんき童夢	62	0	31	17	48
南っ子学童	88	41	0	0	41
いずみ学童	70	31	32	0	63
東っ子学童	118	2	15	9	26
だっしこ学童	38	0	9	7	16
第2だっし子学童	21	13	0	0	13
あわしま学童	57	7	3	24	34
さくら学童	64	8	2	18	28
みどりっ子学童	74	23	28	0	51
あたご学童	45	16	20	14	50
合 計	637	141	140	89	370

資料：こども課（平成 26 年 8 月 1 日現在）、小学 3 年生までの利用実績



第3章

子ども・子育て支援 の基本的な考え方

1. 基本方針

本計画では、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の意義を踏まえ、地域社会全体で子ども・子育て家庭を支える取組みを推進していきます。

また、平成17年に策定した「次世代育成支援行動計画（きらきらいずみっ子計画）」では、基本理念を『あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん』としていました。

子どもは、将来を担う大切な宝であり、地域 みんなが一体となって、夢をもって子どもを育むという理念は不変的なものです。また親も、子育てを通じて地域のさまざまな人とかかわり合いながら、経験を積み重ねて成長することができます。地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図ることが重要です。

よって、これまでの基本理念を踏襲し、「子ども・子育て支援事業計画」の基本方針としました。

【基本方針】

あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん

2. 基本目標

基本方針に基づき、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえ、次の6点を基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

【基本目標】

- ①乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備
- ②地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- ③乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備
- ④産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用
- ⑤子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- ⑥労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

3. 新制度の概要

本計画に基づき実施する事業は、平成 27 年度にスタートする子ども・子育て支援新制度にそって実施するものです。新制度の概要を以下に示します。

(1) 新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連 3 法に基づく制度です。

新制度では、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指す」との考え方を基本とし、事業の実施主体（計画策定、給付・事業の実施を行う機関）である市町村に以下の事項の実現・推進を求めています。

- ①質の高い乳幼児期の学校教育、保育の総合的な提供（認定こども園の普及）
- ②保育の量的拡大・確保
- ③教育・保育の質的改善
- ④地域の子ども・子育て支援の充実
- ⑤子ども・子育て会議の設置

(2) 新制度の事業体系

新制度は、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の 2 つに分かれます。

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
①施設型給付 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 保育園 ②地域型保育給付 ・ 小規模保育事業 （定員 6～19 人） ・ 家庭的保育事業 （定員 5 人以下） ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体（株式会社・NPO 法人等）が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 教育・保育給付

乳幼児期の学校教育と、保育の必要性※のある子どもへの保育を、認定こども園、幼稚園、保育園及び小規模保育施設等により対象者に提供するサービスのことです。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

※保育の必要性

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は、次の1号～3号の区分で行われます。

認定区分	対象となる子ども	施設等
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	認定こども園 保育園 小規模保育施設等

保育の必要性は、以下の事由に該当する場合に認定されます。

①就労	⑥求職活動（起業準備を含む）
②妊娠・出産	⑦就学（職業訓練校等を含む）
③保護者の疾病・障害	⑧虐待やDVのおそれがあること
④同居親族等の介護・看護	⑨育児休業取得中に、既に保育を利用して継続
⑤災害復旧	利用が必要であること

教育・保育給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、幼稚園、認定こども園、保育園です。市から事業者に対して支給します。

②地域型保育給付

新制度では、保育園の要件を満たさない定員が19人以下の保育事業について、市による認可事業として実施することになります。

地域型保育給付の対象事業は、小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類です。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第 59 条に 13 事業が定められており、各市町村で地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施することとなっています。(p24 表 2 参照)

(5) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（推計ニーズ量）」や「確保の内容（確保方策）」を定めることとしています。

本市では、人口・世帯数の分布、教育・保育を提供するための整備状況（施設数・定員等）や通園にかかる距離等から総合的に勘案し、教育・保育提供区域を、原則として、市の規則で定める小学校区とします。

表 1 教育・保育給付の提供区域

区分		提供区域	提供区域の考え方
施設型給付	幼稚園	市全域 (1 区域)	市全域で需給バランスが取れており、居住地や勤務地に近い施設を選択することができる自由度を考慮し、市全域を 1 区域として設定します。
	認定こども園 (教育)		
	認定こども園 (保育)	小学校区※ (9 区域)	現在の保育園の配置、交通事情や地域性を考慮し、最も合理的な区域として小学校区 (9 区域) を設定します。
	保育園		
地域型保育給付	小規模保育事業 (定員 6～19 人)	小学校区※ (9 区域)	保育園による保育の提供を補完する事業として位置づけ、保育園同様、小学校区 (9 区域) を設定します。
	家庭的保育事業 (定員 5 人以下)		
	居宅訪問型保育事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらない提供（給付）形態のため、市全域を 1 区域として設定します。
	事業所内保育事業		

※小学校区 (9 区域)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ①五泉小学校区 | ②五泉南小学校区 | ③五泉東小学校区 |
| ④川東小学校区 | ⑤巢本小学校区 | ⑥橋田小学校区 |
| ⑦大蒲原小学校区 | ⑧村松小学校区 | ⑨愛宕小学校区 |
- (十全小学校は平成 27 年度から村松小学校に統合)

■五泉市教育・保育提供区域図（小学校区）



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

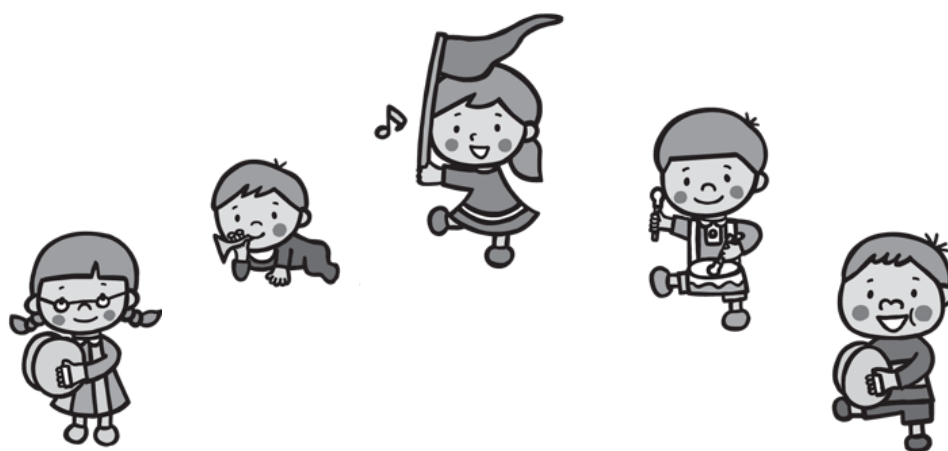
第5章

推進体制

付属資料

表2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

No.	事業	区域	提供区域の考え方
1	利用者支援事業	市全域 (1 区域)	今後実施を検討する事業であるが、居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1区域とします。
2	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず利用者のニーズに応じて利用ができるため、市全域を1区域とします。
3	妊婦健康診査事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1区域とします。
4	乳児家庭全戸訪問事業	市全域 (1 区域)	同上
5	養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	市全域 (1 区域)	同上
6	子育て短期支援事業	市全域 (1 区域)	今後実施を検討する事業であるが、居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1区域とします。
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1区域とします。
8	一時預かり事業	市全域 (1 区域)	保護者の一時的なニーズに応じて行う事業であるため、市全域を1区域とします。
9	延長保育事業	市全域 (1 区域)	同上
10	病児保育事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1区域とします。
11	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	小学校区 (9 区域)	概ね小学校区ごとの事業展開となっているため、小学校区(9 区域)を区域の単位とします。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域 (1 区域)	今後実施を検討する事業であるが、居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1区域とします。
13	多様な主体（株式会社・NPO法人等）が本制度に参入することを促進するための事業	市全域 (1 区域)	同上



第4章

事業計画

1. 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備

乳幼児期の学校教育・保育については、施設型給付（幼稚園、認定こども園、保育園）及び地域型保育給付（小規模保育施設等）により教育・保育給付を行います。対象となる子どもは、以下の①～③のいずれかの認定を受けた6歳未満の就学前の子どもです。

- ① 1号認定（満3歳以上、保育の必要性なし、教育を希望）
- ② 2号認定（満3歳以上、保育の必要性あり、保育を希望）
- ③ 3号認定（満3歳未満、保育の必要性あり、保育を希望）

本計画では、平成27年度から31年度における6歳未満の就学前の子どもの人口を推計し、市民ニーズ調査の結果から得た利用意向（率）を乗じて1号認定、2号認定、3号認定の各対象子どもの人数（以下、「推計ニーズ量」という。）を推計しました。

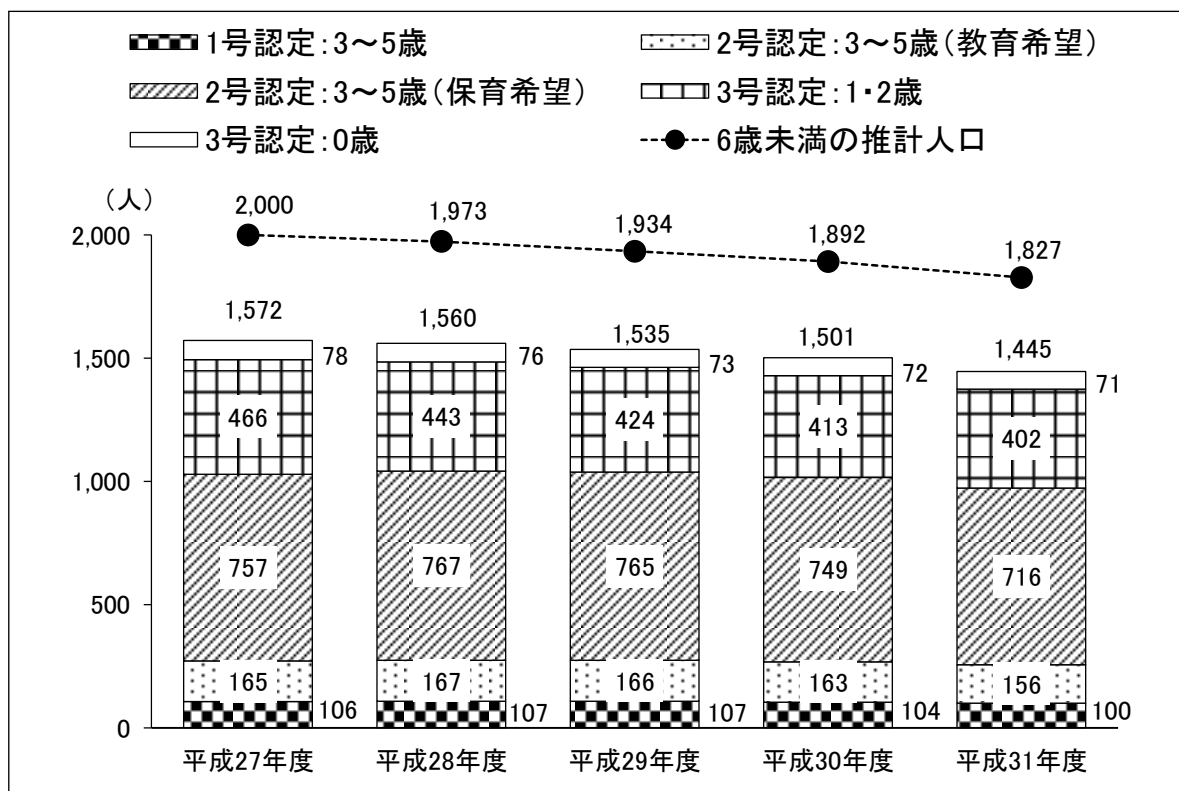
また、各認定ごとに推計ニーズ量に対する確保方策を策定しました。

（1）教育・保育給付の推計ニーズ量

平成27年度から31年度における各認定の推計ニーズ量は、以下のとおりです。

6歳未満人口の減少に伴い、各認定の推計ニーズ量も緩やかに減少する見通しとなっています。

6歳未満の推計人口と教育・保育給付の推計ニーズ量（市全域）



第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子ども
の基本的な
育ち

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

表3 教育・保育給付の推計ニーズ量（区域別）

年 度	認 定	年 齢	ニ ー ズ	市全域	区 域								
					五泉	五泉南	五泉東	川東	巢本	橋田	大蒲原	村松	愛宕
平成 27 年度	1号	3～5歳	教育	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	165	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			保育	757	187	114	40	60	44	38	32	154	88
	3号	1・2歳	保育	466	123	70	19	32	20	22	25	120	35
0歳		保育	78	16	15	2	1	3	1	2	22	16	
平成 28 年度	1号	3～5歳	教育	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	167	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			保育	767	191	115	41	60	44	39	32	156	89
	3号	1・2歳	保育	443	117	66	18	30	19	21	24	114	34
0歳		保育	76	16	14	2	1	3	1	2	21	16	
平成 29 年度	1号	3～5歳	教育	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	166	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			保育	765	190	115	40	60	44	39	32	156	89
	3号	1・2歳	保育	424	112	63	17	29	18	20	23	109	32
0歳		保育	73	15	14	2	1	3	1	2	21	15	
平成 30 年度	1号	3～5歳	教育	104	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	163	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			保育	749	185	113	40	59	43	38	32	152	87
	3号	1・2歳	保育	413	108	62	17	28	18	20	22	107	31
0歳		保育	72	15	14	2	1	3	1	2	19	15	
平成 31 年度	1号	3～5歳	教育	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	156	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			保育	716	178	108	38	56	41	36	30	146	83
	3号	1・2歳	保育	402	107	60	16	27	17	19	21	104	31
0歳		保育	71	15	13	1	1	3	1	1	21	15	

注：幼稚園及び認定こども園（教育）による給付を行う1号認定（3～5歳・教育）、2号認定（3～5歳・教育）については、市全域で確保方策を策定するため、区域別の推計ニーズ量を算出していません。

(2) 教育・保育給付の確保方策

①市全域

【現況】

教育・保育施設の状況は、以下のとおりです。

表4 幼稚園の施設数及び定員（市全域）－平成26年5月1日現在

施設数	定員（合計）	園児数（合計）	備考
4 園	584 人	253 人	市立2園、私立2園

表5 保育園の施設数及び定員（市全域）－平成26年4月1日現在

区 域	施設数	定 員 （合計）	園児数 （合計）	備 考
市 全 域	16 園	1,610 人	1,276 人	市立14園 私立2園（うち認可外1園）
五 泉	3	310	307	
五 泉 南	3	310	238	私立1園（認可外）
五 泉 東	1	100	62	
川 東	2	210	94	
巢 本	1	90	68	
橋 田	1	80	62	
大 蒲 原	1	90	58	
村 松	2	240	248	私立1園
愛 宕	2	180	139	

【確保方策の基本的な考え方】

前ページに示した推計ニーズ量に対して、以下の内容で給付を行います。

表6 各認定の確保の方策

認定	年齢	ニーズ	給付の内容	
			施設型給付	地域型保育給付
1号	3～5歳	教育	幼稚園 認定こども園（教育）	—
2号	3～5歳	保育	認定こども園（保育） 保育園	—
3号	1・2歳	保育	認定こども園	小規模保育事業
	0歳		保育園	

【市全域の確保方策】

各認定の推計ニーズ量に対する教育・保育給付の確保方策は、次ページ表8に示したとおりです。

「幼稚園」「認定こども園（教育・保育）」「保育園」「小規模保育事業A型」により確保できる見通しとなっており、「小規模保育B型及びC型」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」については、今後の状況に応じて必要があれば検討します。各給付の区域設定は、表7のとおりです。

なお、平成27年度に「認定こども園」が1園、「保育園」が1園、「小規模保育事業A型」が1か所、それぞれ新たに開設される予定です。

推計ニーズ量は、市全域で確保できる見通しです。

表7 教育・保育提供区域

区分		教育・保育 提供区域	備考
施設型給付	幼稚園	市全域 (1区域)	幼稚園 3園 認定こども園 1園 (平成27年度1園開設予定)
	認定こども園（教育）		
	認定こども園（保育）	小学校区 (9区域)	認定こども園 1園（再掲） 保育園 16園 (平成27年度1園開設予定)
	保育園		
地域型保育 給付	小規模保育事業A型※		平成27年度1か所開設予定
	(小規模保育事業B型・C型) (家庭的保育事業)	(小学校区 9区域)	必要に応じて検討
	(居宅訪問型保育事業) (事業所内保育事業)	(市全域 1区域)	

※小規模保育事業A型

保育園とほぼ同等の基準で運営される3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業所をいう。

表8 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（市全域）

		施設数 （園・か所）	定員 （人）	1～3号認定 合計 （人）	1号認定	2号認定		3号認定		
					3～5歳 （人）	3～5歳（人）		1・2歳 （人）	0歳 （人）	
						教育ニーズ	保育ニーズ			
平成27年度	推計ニーズ量		—	—	1,572	106	165	757	466	78
	確保方策	合　計	21	2,129	1,572	106	165	757	466	78
		施設型給付　小計	20	2,117	1,560	106	165	757	458	74
		幼稚園	3	464	245	80	165	0	0	0
		認定こども園（教育） （保育）	1	26	26	26	0	0	0	0
				30	30	0	0	10	17	3
		保育園	16	1,597	1,259	0	0	747	441	71
		地域型保育給付　小計	1	12	12	0	0	0	8	4
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	0	0	8	4	
平成28年度	推計ニーズ量		—	—	1,560	107	167	767	443	76
	確保方策	合　計	21	2,129	1,560	107	167	767	443	76
		施設型給付　小計	20	2,117	1,548	107	167	767	435	72
		幼稚園	3	464	248	81	167	0	0	0
		認定こども園（教育） （保育）	1	26	26	26	0	0	0	0
				30	30	0	0	10	17	3
		保育園	16	1,597	1,244	0	0	757	418	69
		地域型保育給付　小計	1	12	12	0	0	0	8	4
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	0	0	8	4	
平成29年度	推計ニーズ量		—	—	1,535	107	166	765	424	73
	確保方策	合　計	21	2,132	1,535	107	166	765	424	73
		施設型給付　小計	20	2,117	1,520	107	166	765	415	67
		幼稚園	3	464	247	81	166	0	0	0
		認定こども園（教育） （保育）	1	26	26	26	0	0	0	0
				30	30	0	0	10	17	3
		保育園	16	1,597	1,217	0	0	755	398	64
		地域型保育給付　小計	1	15	15	0	0	0	9	6
	小規模保育事業A型	1	15	15	0	0	0	9	6	
平成30年度	推計ニーズ量		—	—	1,501	104	163	749	413	72
	確保方策	合　計	21	2,135	1,501	104	163	749	413	72
		施設型給付　小計	20	2,117	1,483	104	163	749	401	66
		幼稚園	3	464	241	78	163	0	0	0
		認定こども園（教育） （保育）	1	26	26	26	0	0	0	0
				30	30	0	0	10	17	3
		保育園	16	1,597	1,186	0	0	739	384	63
		地域型保育給付　小計	1	18	18	0	0	0	12	6
	小規模保育事業A型	1	18	18	0	0	0	12	6	
平成31年度	推計ニーズ量		—	—	1,445	100	156	716	402	71
	確保方策	合　計	21	2,135	1,445	100	156	716	402	71
		施設型給付　小計	20	2,117	1,427	100	156	716	390	65
		幼稚園	3	464	230	74	156	0	0	0
		認定こども園（教育） （保育）	1	26	26	26	0	0	0	0
				30	30	0	0	10	17	3
		保育園	16	1,597	1,141	0	0	706	373	62
		地域型保育給付　小計	1	18	18	0	0	0	12	6
	小規模保育事業A型	1	18	18	0	0	0	12	6	

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

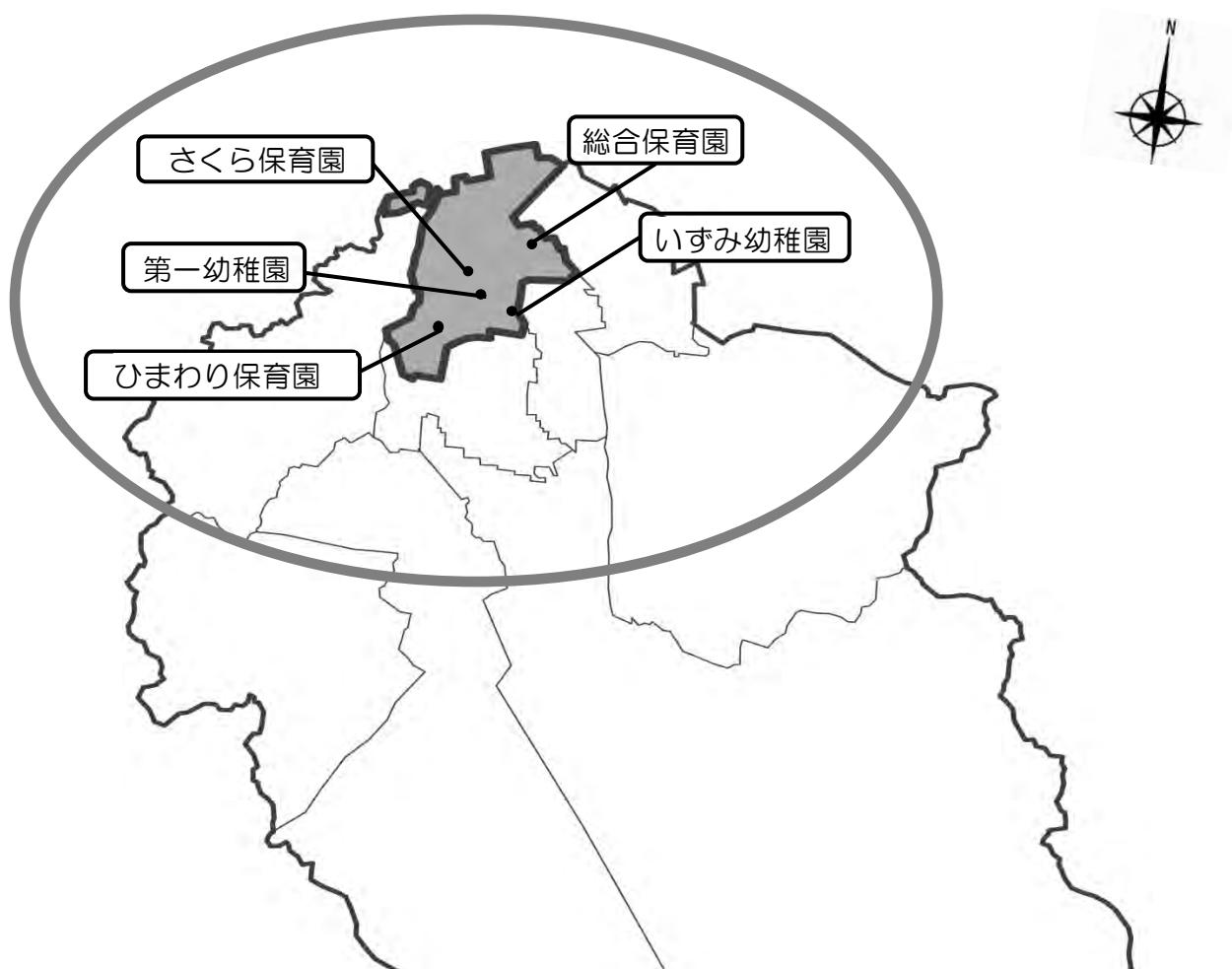
①五泉小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 9 施設数・定員・園児数（p15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	第一幼稚園	214 人	65 人	私立 1 園
	いずみ幼稚園			
保育園	さくら保育園	310 人	307 人	
	ひまわり保育園			
	総合保育園			



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

平成 27 年度に認定こども園が 1 園開設予定です。また、小規模保育事業 A 型（保育園とほぼ同等の基準で運営される 3 歳未満児を対象とした、定員が 6 人以上 19 人以下の少人数で保育を行う事業所）が 1 か所開設予定です。

表 10 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（五泉小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	326	187	123	16
	確保方策合計	5	367	326	187	123	16
	認定こども園（保育）	1	30	30	10	17	3
	保育園	3	325	284	177	98	9
	小規模保育事業 A 型	1	12	12	0	8	4
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	324	191	117	16
	確保方策合計	5	367	324	191	117	16
	認定こども園（保育）	1	30	30	10	17	3
	保育園	3	325	282	181	92	9
	小規模保育事業 A 型	1	12	12	0	8	4
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	317	190	112	15
	確保方策合計	5	370	317	190	112	15
	認定こども園（保育）	1	30	30	10	17	3
	保育園	3	325	272	180	86	6
	小規模保育事業 A 型	1	15	15	0	9	6
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	308	185	108	15
	確保方策合計	5	373	308	185	108	15
	認定こども園（保育）	1	30	30	10	17	3
	保育園	3	325	260	175	79	6
	小規模保育事業 A 型	1	18	18	0	12	6
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	300	178	107	15
	確保方策合計	5	373	300	178	107	15
	認定こども園（保育）	1	30	30	10	17	3
	保育園	3	325	252	168	78	6
	小規模保育事業 A 型	1	18	18	0	12	6

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現況

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

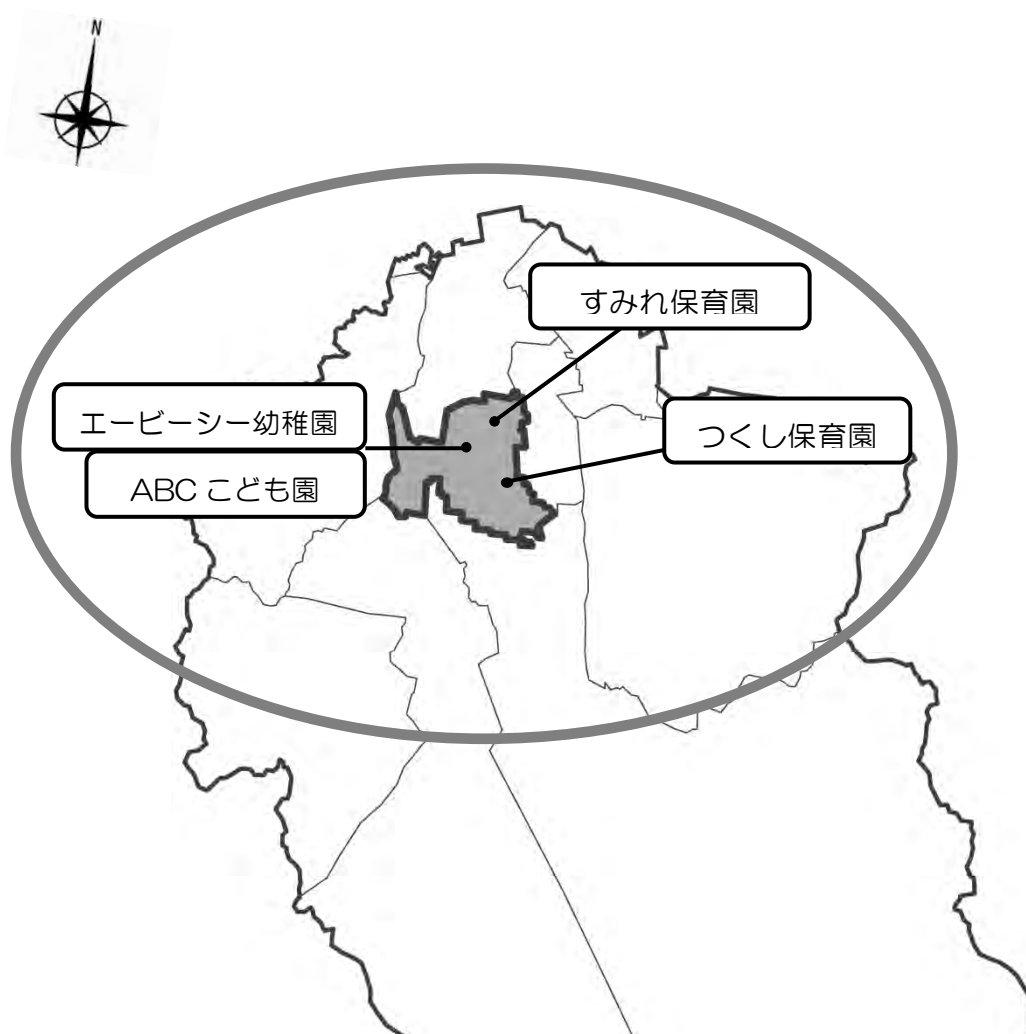
②五泉南小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 11 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	エービーシー幼稚園	210 人	138 人	
保育園	すみれ保育園	310 人	238 人	私立の認可外 1 園
	つくし保育園			
	A B C こども園			



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

平成27年度に保育園（3歳未満児対象）が1園開設予定です。

表12 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（五泉南小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成27年度	推計ニーズ量	—	—	199	114	70	15
	確保方策合計	3	290	199	114	70	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	3	290	199	114	70	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成28年度	推計ニーズ量	—	—	195	115	66	14
	確保方策合計	3	290	195	115	66	14
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	3	290	195	115	66	14
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成29年度	推計ニーズ量	—	—	192	115	63	14
	確保方策合計	3	290	192	115	63	14
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	3	290	192	115	63	14
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成30年度	推計ニーズ量	—	—	189	113	62	14
	確保方策合計	3	290	189	113	62	14
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	3	290	189	113	62	14
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成31年度	推計ニーズ量	—	—	181	108	60	13
	確保方策合計	3	290	181	108	60	13
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	3	290	181	108	60	13
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の考え方や基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

③五泉東小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 13 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	こばと保育園	100 人	62 人	



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 14 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（五泉東小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	61	40	19	2
	確保方策合計	1	100	61	40	19	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	100	61	40	19	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	61	41	18	2
	確保方策合計	1	100	61	41	18	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	100	61	41	18	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	59	40	17	2
	確保方策合計	1	100	59	40	17	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	100	59	40	17	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	59	40	17	2
	確保方策合計	1	100	59	40	17	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	100	59	40	17	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	55	38	16	1
	確保方策合計	1	100	55	38	16	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	100	55	38	16	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

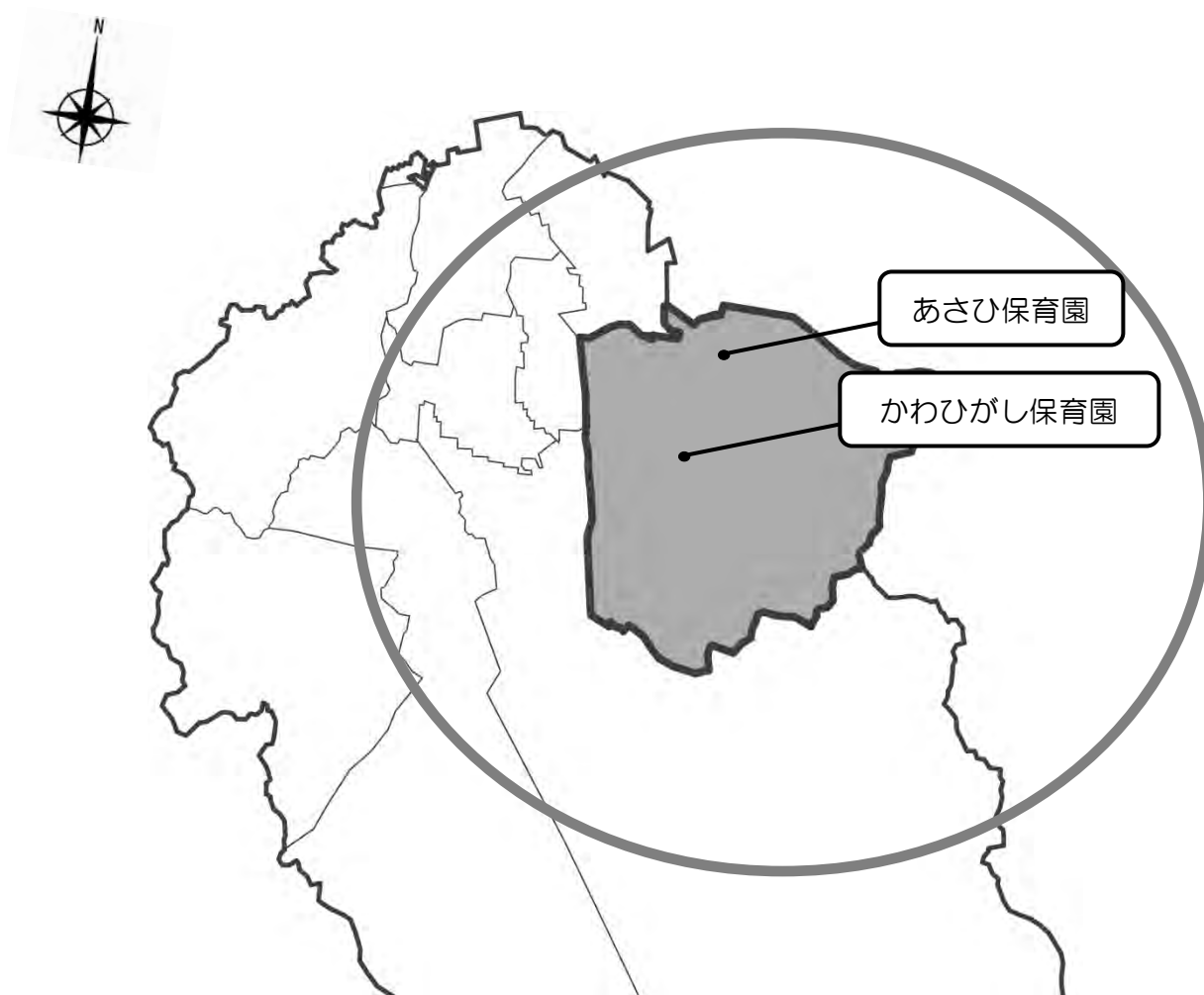
④川東小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 15 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	かわひがし保育園	210 人	94 人	
	あさひ保育園			



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 16 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（川東小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	93	60	32	1
	確保方策合計	2	210	93	60	32	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	93	60	32	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	91	60	30	1
	確保方策合計	2	210	91	60	30	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	91	60	30	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	90	60	29	1
	確保方策合計	2	210	90	60	29	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	90	60	29	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	88	59	28	1
	確保方策合計	2	210	88	59	28	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	88	59	28	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	84	56	27	1
	確保方策合計	2	210	84	56	27	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	84	56	27	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

⑤ 巣本小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 17 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	すもと保育園	90 人	68 人	



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 18 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（巣本小学校区域）

	施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
				3～5歳(人)	1・2歳	0歳
				保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	67	44	20	3
	確保方策合計	1	90	44	20	3
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	44	20	3
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	66	44	19	3
	確保方策合計	1	90	44	19	3
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	44	19	3
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	65	44	18	3
	確保方策合計	1	90	44	18	3
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	44	18	3
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	64	43	18	3
	確保方策合計	1	90	43	18	3
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	43	18	3
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	61	41	17	3
	確保方策合計	1	90	41	17	3
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	41	17	3
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り
巻く・
子育て

第3章

子ども
の基
本的
な育
て

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

⑥橋田小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 19 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	はしだ保育園	80 人	62 人	



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 20 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（橋田小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	61	38	22	1
	確保方策合計	1	80	61	38	22	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	80	61	38	22	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	61	39	21	1
	確保方策合計	1	80	61	39	21	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	80	61	39	21	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	60	39	20	1
	確保方策合計	1	80	60	39	20	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	80	60	39	20	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	59	38	20	1
	確保方策合計	1	80	59	38	20	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	80	59	38	20	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	56	36	19	1
	確保方策合計	1	80	56	36	19	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	80	56	36	19	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り
巻く
子育て
環境

第3章

子育て
支援の
基本
的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

⑦大蒲原小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 21 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	大蒲原保育園	90 人	58 人	



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 22 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（大蒲原小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	59	32	25	2
	確保方策合計	1	90	59	32	25	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	59	32	25	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	58	32	24	2
	確保方策合計	1	90	58	32	24	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	58	32	24	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	57	32	23	2
	確保方策合計	1	90	57	32	23	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	57	32	23	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	56	32	22	2
	確保方策合計	1	90	56	32	22	2
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	56	32	22	2
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	52	30	21	1
	確保方策合計	1	90	52	30	21	1
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	1	90	52	30	21	1
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

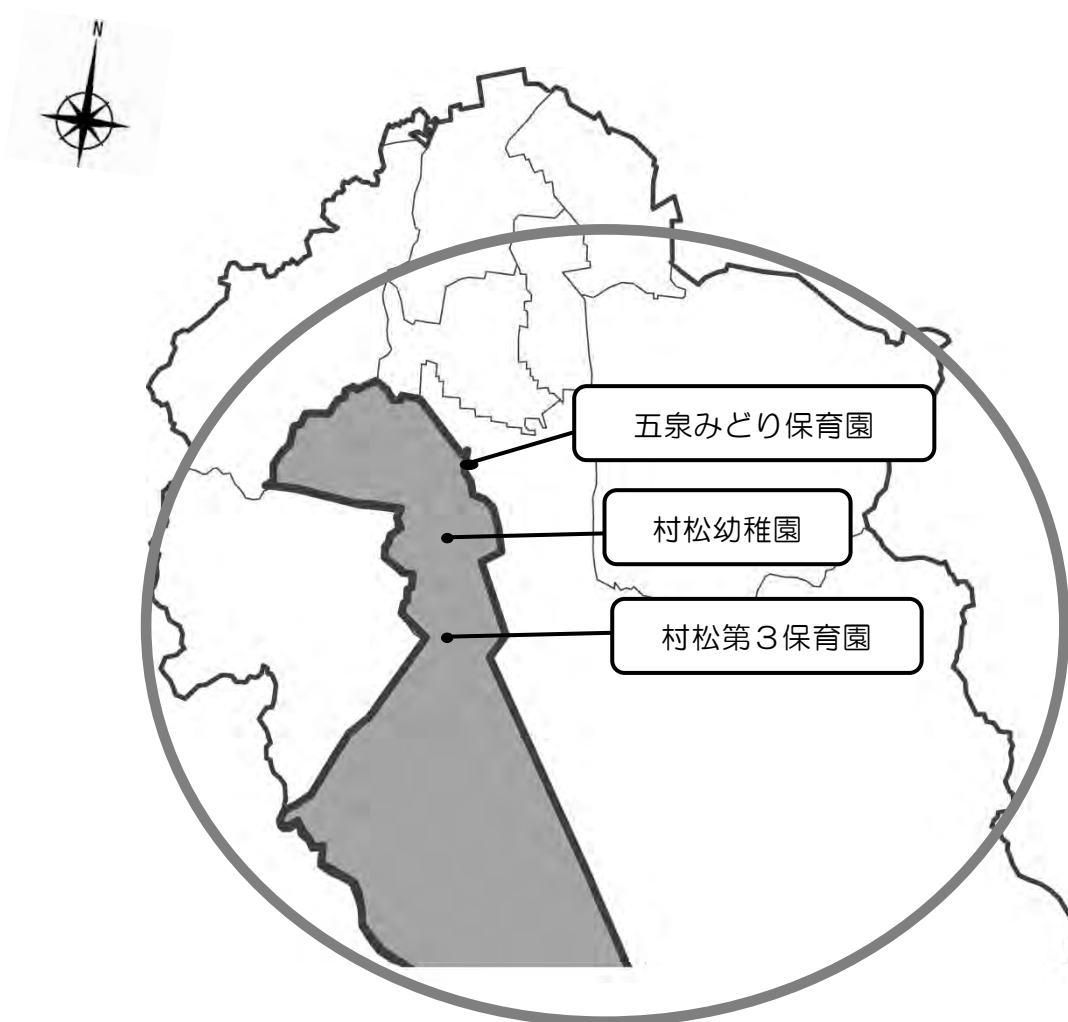
⑧村松小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 23 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	村松幼稚園	160 人	50 人	
保育園	村松第 3 保育園	240 人	248 人	私立 1 園
	五泉みどり保育園			



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、2号認定（3～5歳・保育ニーズ）については、区域内で確保できる見通しとなっています。

3号認定（1・2歳及び0歳）が区域内で確保できない見通しです。利用調整を行い、他区域の施設を利用して不足を補います。

表 24 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（村松小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	296	154	120	22
	確保方策合計	2	250	247	154	78	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	250	247	154	78	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	291	156	114	21
	確保方策合計	2	250	249	156	78	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	250	249	156	78	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	286	156	109	21
	確保方策合計	2	250	249	156	78	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	250	249	156	78	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	278	152	107	19
	確保方策合計	2	250	245	152	78	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	250	245	152	78	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	271	146	104	21
	確保方策合計	2	250	239	146	78	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	250	239	146	78	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現況

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

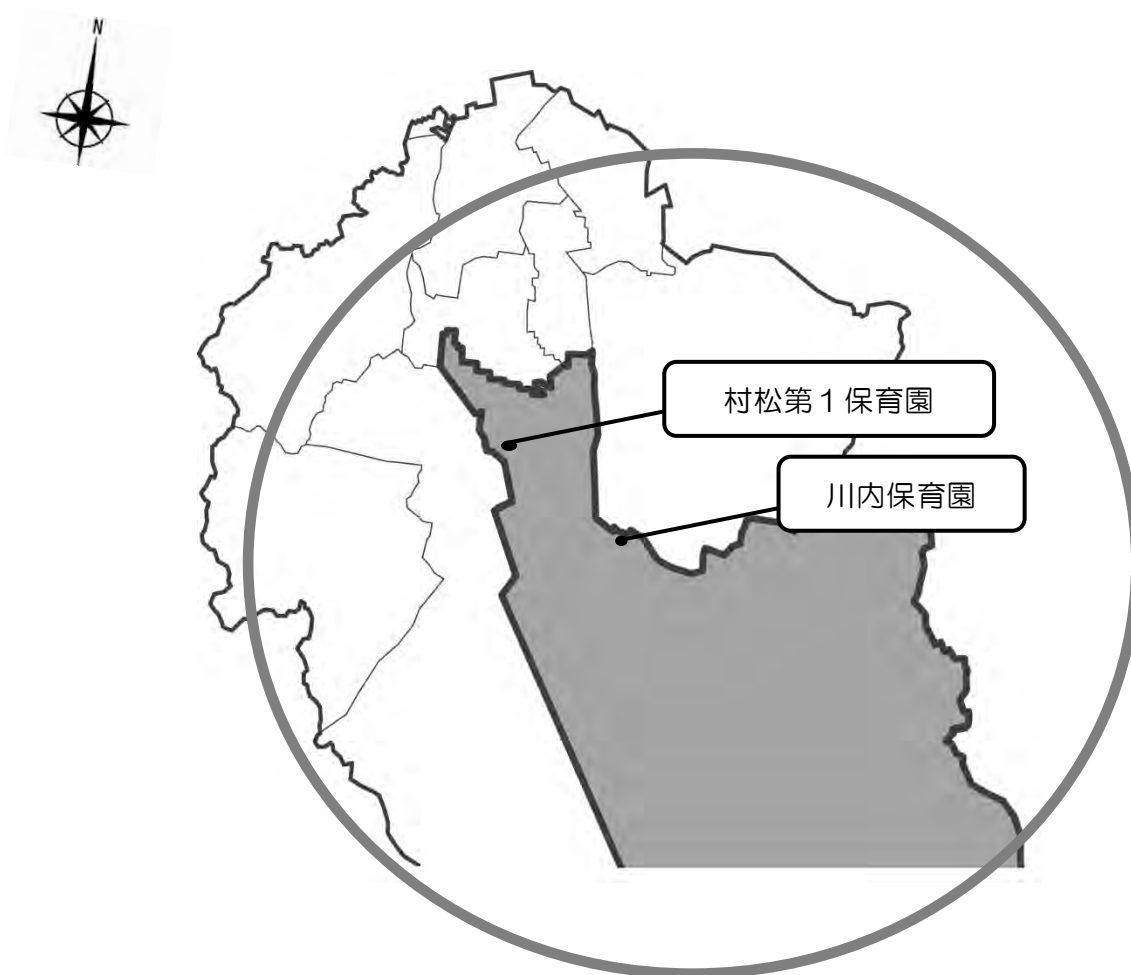
⑨愛宕小学校区域

【現況】

平成 26 年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 25 施設数・定員・園児数（p 15 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	村松第 1 保育園	180 人	139 人	
	川内保育園			



五泉市教育・保育提供区域図

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 26 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（愛宕小学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	139	88	35	16
	確保方策合計	2	180	139	88	35	16
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	180	139	88	35	16
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	139	89	34	16
	確保方策合計	2	180	139	89	34	16
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	180	139	89	34	16
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	136	89	32	15
	確保方策合計	2	180	136	89	32	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	180	136	89	32	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	133	87	31	15
	確保方策合計	2	180	133	87	31	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	180	133	87	31	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	129	83	31	15
	確保方策合計	2	180	129	83	31	15
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	180	129	83	31	15
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

(1) 利用者支援事業

①事業内容

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ・総合的な利用者支援：個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援する。
- ・地域連携：利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築などを実施する。

②実績

市ホームページや子育て便利帳（子育てファミリー応援ガイド）等による広報活動は実施していますが、新制度で求められる「総合的な利用者支援」「地域連携」の実績はありません。

③量の見込みと確保方策

保護者の意向、相談状況等を踏まえて、今後、事業実施に向けて検討を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

①事業内容

乳幼児やその保護者に対して、それぞれのふれあいや遊び場の提供、子育てに関する心配事の相談等に直接あるいは電話で対応し子育てを支援します。

②実績

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
利用者数 延べ 25,237 人	利用者数 延べ 25,160 人	利用者数 延べ 30,420 人	利用者数 延べ 31,000 人
3 か所	3 か所	4 か所	4 か所

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 延べ 37,200 人	利用者数 延べ 35,600 人	利用者数 延べ 34,200 人	利用者数 延べ 33,400 人	利用者数 延べ 32,700 人
4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【確保の方策】

以下の子育て支援センター4 か所で事業を実施し、上記のニーズ量を確保します。

- ・五泉市子育て支援センター（寺沢 3 丁目 1 番 45 号）
- ・五泉市村松子育て支援センター（村松乙 75 番地の 7（さくら学童クラブと併設））
- ・五泉市白山子育て支援センター（白山 2 番 35 号）
- ・五泉市総合保育園子育て支援センター（三本木 3131 番地（総合保育園 2 階））

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第 3 章

子ども
支援の
基本
的な
考え方

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

(3) 妊婦健康診査事業

①事業内容

妊娠期に医療機関で行う妊婦健康診査 14 回分を助成します。(妊娠中に起こりやすい病気などの予防、保健指導を行います。)

②実績

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回
受診者数 延べ 4,059 人	受診者数 延べ 4,182 人	受診者数 延べ 3,669 人	受診者数 延べ 3,920 人

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

0 歳児の推計人口と過去の受診実績から人数を見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診者数 延べ 3,790 人	受診者数 延べ 3,780 人	受診者数 延べ 3,720 人	受診者数 延べ 3,690 人	受診者数 延べ 3,630 人

【確保の方策】

妊娠期に行う妊婦健康診査 14 回分の助成を行い、上記【量の見込み】を確保します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回
受診者数 延べ 3,790 人	受診者数 延べ 3,780 人	受診者数 延べ 3,720 人	受診者数 延べ 3,690 人	受診者数 延べ 3,630 人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業内容

地域社会からの孤立防止、乳児の健全な育成環境の確保のため、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行います。具体的には、生後4か月児までの保護者を対象に戸別訪問を行います。

②実績

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
訪問件数 268 件	訪問件数 315 件	訪問件数 279 件	訪問件数 291 件

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

0歳児の推計人口をニーズ量として見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問件数 285 件	訪問件数 278 件	訪問件数 269 件	訪問件数 264 件	訪問件数 260 件

【確保の方策】

生後4か月児までの保護者への訪問により、上記【量の見込み】を確保します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問件数 285 件	訪問件数 278 件	訪問件数 269 件	訪問件数 264 件	訪問件数 260 件

(5) 養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

①事業内容

・養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行います。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会を開催します。また、児童虐待防止に関する市民への啓発活動や、親支援講座等の子育て講座を実施します。

②実績

・養育支援訪問事業

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
訪問件数 142 件	訪問件数 146 件	訪問件数 180 件	訪問件数 149 件

・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
要保護児童対策地域協議会	開催回数 25 回	開催回数 21 回	開催回数 23 回	開催回数 22 回
市民への啓発活動	(実績なし)	1 回	1 回	1 回
子育て講座	開催回数 24 回	開催回数 19 回	開催回数 20 回	開催回数 24 回

③量の見込みと確保方策

・養育支援訪問事業

直接市民ニーズを反映できる事業ではないため、量の見込みは算出しませんでした。

【確保方策】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問件数 140 件	訪問件数 137 件	訪問件数 134 件	訪問件数 131 件	訪問件数 129 件

注) 推計人口から算出

・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

直接市民ニーズを反映できる事業ではないため、量の見込みは算出しませんでした。

【確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
要保護児童対策地域協議会	開催回数 22回	開催回数 22回	開催回数 22回	開催回数 22回	開催回数 22回
市民への啓発活動	1回	1回	1回	1回	1回
子育て講座	開催回数 25回	開催回数 26回	開催回数 26回	開催回数 26回	開催回数 26回

(6) 子育て短期支援事業

①事業内容

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

②実績

本市で実績はありません。

③量の見込みと確保方策

保護者の意向等を踏まえて、今後、事業実施に向けて検討を行います。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く現状

第3章

子ども支援の考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

①事業内容

仕事・家事・育児の両立を支援するための子育て応援ネットワークです。子育てのお手伝いをしてくださる方（提供会員）と子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）がお互いに助けたり、助けられたりする育児の相互援助活動です。

②実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
会員数合計	227 人	255 人	277 人	295 人
依頼会員	180	203	225	240
提供会員	43	47	45	45
依頼・提供会員	4	5	7	10
活動件数	201 件	224 件	608 件	400 件

③量の見込みと確保方策

直接市民ニーズを反映できる事業ではないため、量の見込みは算出しませんでした。

【確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
会員数合計	306 人	317 人	328 人	339 人	350 人
依頼会員	250	260	270	280	290
提供会員	46	47	48	49	50
依頼・提供会員	10	10	10	10	10
活動件数	420 件	440 件	460 件	480 件	500 件

(8) 一時預かり事業

①事業内容

保護者の仕事の都合、病気やケガ、通院や冠婚葬祭など、やむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園や子育て支援センター等で一時的に預かります。

②実績

- ・幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
利用者数 延べ 4,695 人	利用者数 延べ 6,872 人	利用者数 延べ 5,533 人	利用者数 延べ 6,000 人
2 園	2 園	2 園	2 園

- ・一般型（幼稚園型以外）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
利用者数 延べ 56 人	利用者数 延べ 74 人	利用者数 延べ 151 人	利用者数 延べ 120 人
1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

③量の見込みと確保方策

- ・幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

【量の見込み】

2 園の私立幼稚園が認定こども園や新制度に移行することにより、平成 27 年度以降は、1 日当たりの利用者 140 人程度で推移すると想定し、年間利用者数は延べ 30,000 人と見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子ども
支援の
基本
的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

【確保方策】

2園で量の見込みを確保します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人	利用者数 延べ 30,000 人

- ・一般型（幼稚園型以外）

【量の見込み】

過去の実績から、平成 27 年度以降の年間利用者数は、延べ 120 人と見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人

【確保方策】

2 か所（子育て支援センター）で量の見込みを確保します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人	利用者数 延べ 120 人

- ・五泉市村松子育て支援センター（村松乙 75 番地の 7（さくら学童クラブと併設）
- ・五泉市総合保育園子育て支援センター（三本木 3131 番地（総合保育園 2 階）

(9) 延長保育事業

①事業内容

保護者の勤務条件や家庭の事情により保育を必要とする児童に対して通常保育時間外に保育を行います。なお、市立保育園の通常保育時間は次のとおりです。

- ・ 開設時間 : 7 時 15 分～18 時 45 分（総合保育園は 19 時 15 分まで）
- ・ 保育標準時間 : 7 時 15 分～18 時 15 分（11 時間）
- ・ 保育短時間 : 8 時 30 分～16 時 30 分（8 時間）

②実績

これまでに 15 保育園において延長（時間外）保育を行ってきましたが、平成 27 年度からの新制度とは延長保育時間の捉え方が異なるため、実績として掲載できません。

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実人数 326 人	実人数 322 人	実人数 315 人	実人数 308 人	実人数 298 人

【確保方策】

認定こども園（1 園）及び保育園（16 園）、小規模保育施設（1 カ所）で量の見込みを確保します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
18 カ所	18 カ所	18 カ所	18 カ所	18 カ所
実人数 326 人	実人数 322 人	実人数 315 人	実人数 308 人	実人数 298 人

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の考え方・基本的な方針

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(10) 病児保育事業

①事業内容

子どもが病気や病気回復期に保護者が就労、疾病、事故または冠婚葬祭などの理由で家庭や保育園等での保育が困難な時に、子どもを預かります。

②実績

平成 26 年度に「五泉市病児保育室 あおぞら」を開設しました。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
実績なし			利用者数 延べ 450 人
			1 か所

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

平成 27 年度以降は、平成 26 年度と同程度で推移すると見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人

【確保方策】

「五泉市病児保育室 あおぞら」で量の見込みを確保します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人	利用者数 延べ 450 人

・五泉市病児保育室「あおぞら」(医療法人社団 真仁会 南部郷総合病院内)

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

①事業内容

保護者の就労等により、放課後1人になってしまう小学校児童に対して保育を行います。平成26年度までは小学3年生までを対象としていましたが、平成27年度以降は6年生までが対象となるため、拠点等での対応を検討していきます。

なお、本市では「五泉市放課後児童健全育成事業条例」の規定により、名称を「学童クラブ」としています。

②実績

平成26年度は10か所（定員637人）で実施しています。

なお、巢本、橋田、大蒲原の3区域には学童クラブが開設されていませんが、他の小学校区での学童クラブや寺子屋（放課後子ども教室推進事業）により対応しています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数（実人数） 317人	登録者数（実人数） 332人	登録者数（実人数） 328人	登録者数（実人数） 370人
9か所	10か所	10か所	10か所
定員569人	定員614人	定員614人	定員637人

各年度8月1日現在、小学3年生までの利用実績

区域別の状況

単位：人

		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		か所	定員	登録者数	か所	定員	登録者数	か所	定員	登録者数	か所	定員	登録者数
市全域		9	569	317	10	614	332	10	614	328	10	637	370
区域（小学校区）	五泉	2	104	101	2	104	107	2	104	91	2	127	97
	五泉南	2	150	61	2	150	60	2	150	61	2	150	89
	五泉東	1	118	35	1	118	41	1	118	30	1	118	26
	川東	2	59	29	2	59	35	2	59	32	2	59	29
	巢本	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	橋田	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	大蒲原	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	村松	2	138	91	2	138	59	2	138	70	2	138	79
	愛宕	0	—	—	1	45	30	1	45	44	1	45	50

各年度8月1日現在、小学3年生までの利用実績

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

学童クラブは、9つの提供区域に分けてニーズ量を算出しました。

年度	区分	市全域	区 域								
			五 泉	五 泉 南	五 泉 東	川 東	巢 本	橋 田	大 蒲 原	村 松	愛 宕
平成 27 年度	計	511	122	105	30	38	10	10	2	124	70
	1～3年生	340	78	82	21	24	6	5	1	80	43
	4～6年生	171	44	23	9	14	4	5	1	44	27
平成 28 年度	計	497	115	105	30	33	10	10	2	117	75
	1～3年生	338	74	84	22	21	6	5	1	76	49
	4～6年生	159	41	21	8	12	4	5	1	41	26
平成 29 年度	計	493	108	109	34	29	9	10	2	116	76
	1～3年生	338	68	87	27	18	6	5	1	77	49
	4～6年生	155	40	22	7	11	3	5	1	39	27
平成 30 年度	計	500	104	117	36	32	10	10	2	112	77
	1～3年生	344	67	90	28	23	6	6	1	73	50
	4～6年生	156	37	27	8	9	4	4	1	39	27
平成 31 年度	計	503	95	135	34	29	11	10	2	109	78
	1～3年生	348	61	108	26	22	6	5	1	70	49
	4～6年生	155	34	27	8	7	5	5	1	39	29

【確保の方策】

平成 27 年度以降は、対象が小学 6 年生までになることから需要の増加が見込まれますが、施設の定員からはニーズ量を確保できる見通しです。

しかし、高学年の受け入れのための施設改修や、支援の単位ごとの職員配置のための増員などの対応が必要です。

また、今後も各区域において量の見込みを確保するよう施設数及び定員を検討する中で、児童数の減少に伴う利用者数の変化に合わせた施設数及び定員も検討していきます。

なお、巢本、橋田、大蒲原の 3 区域には学童クラブが開設されていませんが、他区域での学童クラブや寺子屋により対応するとともに、保育ニーズの把握に努め、今後の実施について検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**①事業内容**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②実績

実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降、実施を検討します。

(13) 多様な主体（株式会社・NPO 法人等）が本制度に参入することを促進するための事業**①事業内容**

教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

②実績

実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降、実施を検討します。

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子ども
の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

3. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備

(1) 実施目標

- 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進
- 教育・保育施設、地域型保育施設及び小学校の連携強化

(2) 実施の方向性

①乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえた、教育・保育の提供ができるよう環境の整備に努めるとともに、教育・保育施設の利用者だけでなく、全ての子どもと家族のニーズに応じた地域子ども子育て支援事業の充実を推進します。

教育・保育の提供における認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労形態や就労の変化等にも柔軟に対応できるため、幼稚園又は保育園からの移行を推奨します。移行を希望する幼稚園や保育園からの相談に対応し、助言を行います。

また、質の高い乳幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいた研修を実施し、保育士・幼稚園教諭の資質向上に努めます。

②教育・保育施設、地域型保育施設及び小学校の連携強化

教育・保育施設と地域型保育施設との連携、あるいは民間事業所同士の情報共有や相互連携のための協力体制の構築について検討します。

また、幼稚園や保育園等から小学校へ円滑に接続できるよう、幼稚園や保育園等の子どもと小学生との交流や、庁内の関係部署が密に連携できる体制を推進します。

4. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用

(1) 実施目標

- 妊娠・育児期向けの情報提供の充実
- 出産後における特定教育・保育施設等の利用

(2) 実施の方向性

①妊娠・育児期向けの情報提供の充実

市ホームページ等により妊婦や子育て中の保護者等が必要な情報を得ることができる環境を整備します。

また、市内4か所の子育て支援センターにおいて、教育・保育施設の利用に関して情報提供を行うと共に、保護者からの相談への対応を引き続き行います。

②出産後における幼稚園や保育園等の特定教育・保育施設等の利用

ニーズ調査において、就学前児童の母親の就労状況（フルタイム、パート・アルバイト等）は76.7%（休業中を含む。）となっており、就労に伴う保育の必要性が高く、保育環境の整備が必要です。

また、保育園の入園にあたっては、子どもを0歳児から入園させるなど、年々入園の時期を早める傾向があります。出産後、子ども・子育てにおける切れ目のない支援を行うため、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保方策により、産後の休業及び育児休業満了時から、教育・保育施設を利用できる環境が必要です。

そのために、未満児保育や途中入園に対応できるよう保育士資格を持ちながら保育現場に従事していない潜在保育士の情報収集及び確保に努めます。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 実施目標

- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親の自立支援の推進
- 障がい児への支援の充実

(2) 実施の方向性

①児童虐待防止対策の充実

養育支援の必要な家庭を早期に把握し、虐待を予防することが重要です。

このためには、地域内での連携や情報の収集・共有を行う要保護児童対策地域協議会の取組みの強化が必要です。

同協議会には、本市をはじめ児童相談所や学校、医療機関などから幅広い参加を得て、効果的な運営や虐待相談への組織的な対応を行うことが求められます。また、虐待相談への対応にあたっては、対応者の専門性を高めていくことも重要です。

そのために、相談対応者の専門性を向上させるとともに、児童相談所など外部の機関や県などの関係機関との連携を強化し、児童虐待防止を推進します。

また、虐待の未然防止のために、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見・把握し、支援に繋げる体制を整備します。

②ひとり親の自立支援の推進

ひとり親家庭には、子育てをする上での経済的・社会的な不安に対して支援していく必要があります。

そのために、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進のために児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成など、様々な経済的支援や相談体制の充実、さらに就労促進のための支援を進めます。

また、保育認定及び保育園等の施設の利用調整における優先利用や地域子ども・子育て支援事業の実施において、ひとり親家庭を考慮した支援を行うとともに、庁内の関係部署をはじめ県などの関係機関と連携し、総合的な自立支援を推進します。

③障がい児への支援の充実

乳幼児健診や新生児訪問、幼稚園・保育園への入園時や日常保育において、子どもの発達・発育に注視し、障がいの早期発見と早期支援の推進を図ることが重要です。そのために、就学前の子どもを対象とした発達相談会や、言語聴覚士や作業療法士、医師、保健師、保育士などによる療育教室等を開催し、障がいについての適切な情報提供と理解を深める取組み及び保護者の不安解消と発達支援に努めます。

また、幼稚園や保育園、認定こども園、小規模保育施設、学童クラブ等において、身近な地域での支援の充実を目指し、障がい等で特別な支援を必要とする子どもの受け入れを推進することが課題となっています。そのために、専門知識を有する相談員が園等を巡回して相談対応を図る取組みを推進し、職員の資質向上を図るとともに、幼稚園教諭・保育士の加配を進め、引き続き集団保育の実施に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害や、それ以外の障害のある子どもには、将来自立して社会参加できるための力を養うことが重要です。そのために、子どもの成長過程、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進し、相談支援ファイルの活用にも努めるとともに、放課後等デイサービスなどの障がい児の生活能力向上のための訓練を行う事業を推進します。

育成医療費助成や特別児童扶養手当などの治療に係る費用の助成や養育に係る手当の支給、また、特別支援学級や通級指導教室などの就学している障がい児への支援も引き続き実施します。

しかし、障がい児への支援に関する施策は庁内の関係部署が複数に渡るため、これらの取組みを推進するにあたっては、その支援体制の確立が課題です。そのために、障がい福祉計画等との調整を図りながら、庁内の関係部署はもちろん県などの関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の整備に努めます。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

6. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 実施目標

- ワーク・ライフ・バランスの実現
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(2) 実施の方向性

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※について、官民一体となって取り組むことが「仕事と生活の調和憲章」（内閣府）で宣言されています。

本市においては、「五泉市男女共同参画推進条例」で、市の責務として、男女共同参画の基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めることを定めています。

ニーズ調査において、育児休業を取得した割合は母親が 37.8%、父親が 0.8%となっていることから、職場、家庭、地域における固定的な性別役割分担意識をなくし、保護者等が男女の関わりなく仕事、家庭、地域活動等を調和させるための基盤整備が重要です。

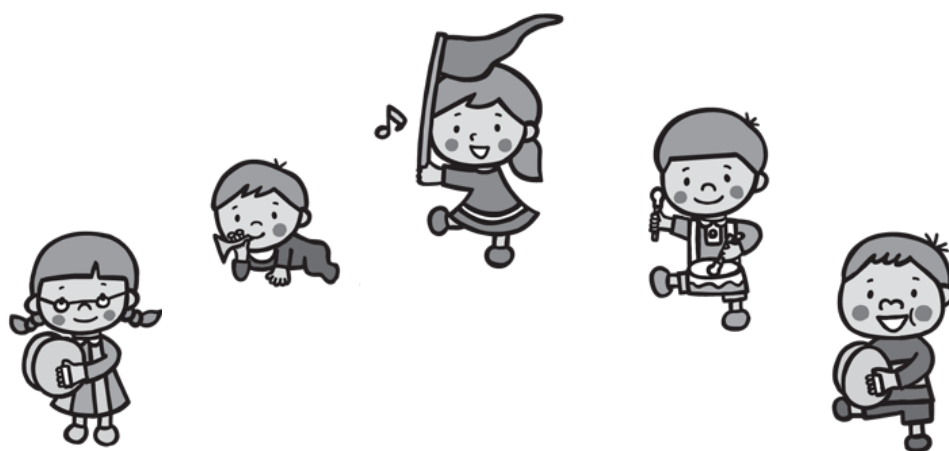
また、同調査より仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、就学前児童、小学校児童ともに「子どもと接する時間が少ない」であり、就学前児童が 39.5%、小学校児童が 33.1%と、最も高い傾向にありました。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどの地域子ども・子育て支援事業の実施を通じ、国、県、市内の関係部署と連携しながら、事業主・就業者・市民等の理解促進のための情報提供、広報・啓発活動を継続・強化することで、家庭と地域の子育て力の向上を図り、保護者等の一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりと、地域全体で子育てを支援する機運を高める取り組みを推進します。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。（そのような社会）

具体的には、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」が実現されること。



第5章

推進体制

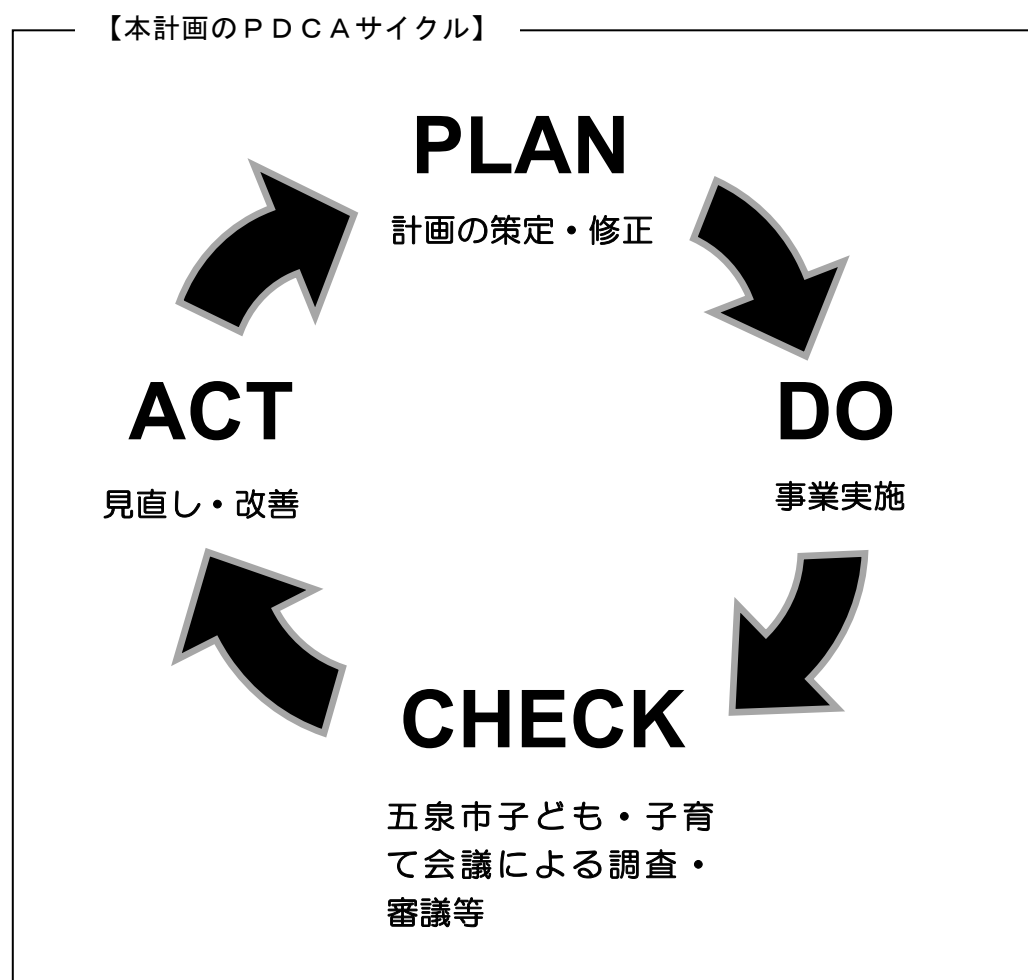
1. 関係機関等との連携

本計画は、国、県及び市内の関係機関と連携して取り組むとともに、五泉市子ども・子育て会議において意見を聴取し、事業に反映させます。

また、市民ニーズの把握に努め、市民との協働により本計画を推進します。

2. 本計画の点検・評価・見直し

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 77 条の規定に基づき、五泉市子ども・子育て会議において、子育て支援施策の実施状況を毎年調査・審議し、PDCAサイクルによる継続的改善の考え方に基づいた点検・評価・見直しを行います。



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

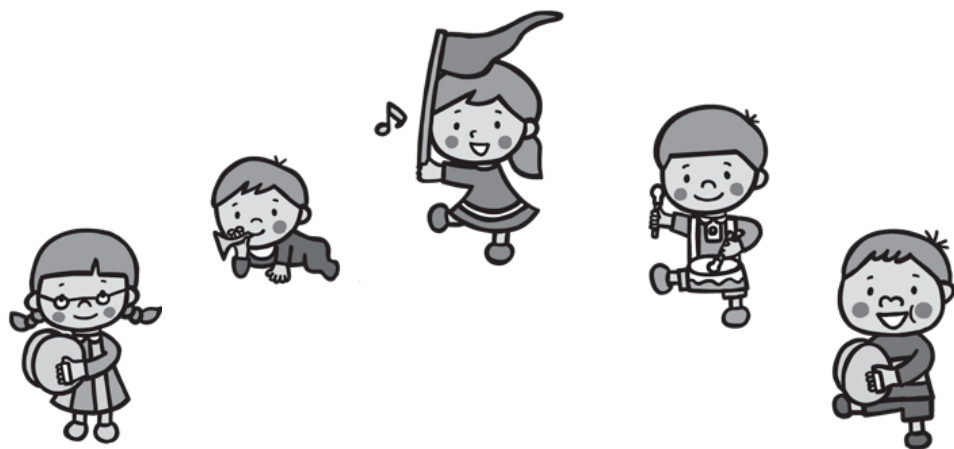
第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料



付属資料

1. 子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 26 日条例第 18 号

五泉市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、五泉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第 3 章

子ども・
子育て
支援の
基本

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員及び臨時職員に対し、五泉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額等に関する条例（平成18年五泉市条例第37号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(協力の要請)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	所属	所属役職	氏名	備考
1	新潟医療福祉大学	地域連携 担当副学長	丸 田 秋 男	会長
2	民生児童委員 主任児童委員		樋 口 清 悦	副会長
3	母子保健推進員		鈴木 千鶴子	
4	五泉市子ども会連絡協議会	副会長	関 塚 真 弓	(～平成 26 年 3 月)
		監事	田 中 弘	(平成 26 年 4 月～)
5	のびのび学習教室 「寺子屋」事業運営委員会		蒲 澤 賢 吉	
6	新潟いなほの会 - 発達障害児者親の会 -		金 子 郁 代	
7	すてきネット	事務局	山 下 浩 子	
8	市内助産師		松 尾 ゆ み	
9	五泉市立小中学校連絡協議会	会長	小 澤 栄 士	(～平成 26 年 3 月)
			関 塚 真 弓	(平成 26 年 4 月～)
10	保育園保護者会 (五泉市立すもと保育園)	会長	入 倉 明 香	(～平成 26 年 3 月)
			二 瓶 寿美子	(平成 26 年 4 月～)
11	幼稚園保護者会 (五泉市立村松幼稚園)	会長	樋 口 幸 江	(～平成 26 年 3 月)
			佐々木 克浩	(平成 26 年 4 月～)
12	公募による市民	五泉いずみ 幼稚園園長	宗 像 亮 二	
13	新潟地域振興局 健康福祉部 地域保健課	主査	渡 邊 和 子	(～平成 26 年 3 月)
			大 戸 奈穂子	(平成 26 年 4 月～)
14	幼稚園 (五泉市立第一幼稚園)	園長	鈴 木 明	(～平成 26 年 3 月)
			尾 組 晃	(平成 26 年 4 月～)
15	保育園 (五泉市立村松第3保育園)	園長	佐 藤 光 子	

第 1 章

計
画
概
要

第 2 章

を
取
り
巻
く
子
ど
も
・
子
育
て
現
状

第 3 章

支
援
の
基
本
的
な
考
え
方
子
ど
も
・
子
育
て

第 4 章

事
業
計
画

第 5 章

推
進
体
制

付
属
資
料

3. 子ども・子育て支援事業計画策定経過

子ども・子育て支援事業計画策定経過は、以下のとおりです。

日付		内容
平成 25 年	6 月 26 日	五泉市子ども・子育て会議条例 制定
平成 26 年	1 月 7 日	第 1 回 五泉市子ども・子育て会議 ①五泉市子ども・子育て会議について ②子ども・子育て支援新制度について ③策定スケジュールについて ④五泉市の子育て支援事業の現状について ⑤事業計画策定に関するニーズ調査の実施及び調査票（案）について
	1 月 28 日 ～2 月 12 日	ニーズ調査
	3 月 27 日	第 2 回 五泉市子ども・子育て会議 ①ニーズ調査の中間報告について
	6 月 30 日	第 3 回 五泉市子ども・子育て会議 ①計画の全体イメージ・骨子案について ②各種基準について ③ニーズ調査の分析状況について
	7 月 30 日	第 4 回 五泉市子ども・子育て会議 ①ニーズ調査結果について ②各種基準について ③教育・保育の量の見込みについて ④計画の構成案について
	9 月 26 日	3 つの条例の制定 ・五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
	9 月 29 日	第 5 回 五泉市子ども・子育て会議 ①保育の認定について ②利用者負担について ③教育・保育の量の見込みと確保方策について ④五泉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	12 月 17 日	第 6 回 五泉市子ども・子育て会議 ①利用者負担について ②保育時間及び延長保育について ③五泉市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成 27 年	1 月 9 日 ～2 月 9 日	五泉市子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメント
	2 月 12 日	第 7 回 五泉市子ども・子育て会議 ①五泉市子ども・子育て支援事業計画（案）について ②利用定員について

4. 市民ニーズ調査結果

(1) 就学前児童

- ①調査月：平成 26 年 1 月
- ②調査基準日：平成 25 年 12 月現在
- ③調査対象者：五泉市内在住の就学前児童の保護者
- ④配布・回収方法：就園児童は保育園・幼稚園を経由して配布・回収
未就園児は母子保健推進員の方の配布及び郵送での配布・回収
- ⑤調査数：配布 1,763、回収 1,495
- ⑥回収率：84.8%

(2) 小学校児童

- ①調査月：平成 26 年 1 月
- ②調査基準日：平成 25 年 12 月現在
- ③調査対象者：五泉市内在住の小学生児童（1 年生～3 年生）の保護者
- ④配布・回収方法：市内小学校を経由して配布・回収
- ⑤調査数：配布 653、回収 577
- ⑥回収率：88.4%

(3) 調査結果（数値）の見方についての注意点

- ・結果は百分率（％）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100％にならないことがある。
- ・複数回答（2 つ以上の回答）では、合計が 100％を超える場合がある。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（％）を算出するための基数である。
- ・本文及び図表中において、調査票より簡略した表記を用いた部分がある。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子どもを取り巻く子育て

第 3 章

子育て支援の基本的な考え方

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

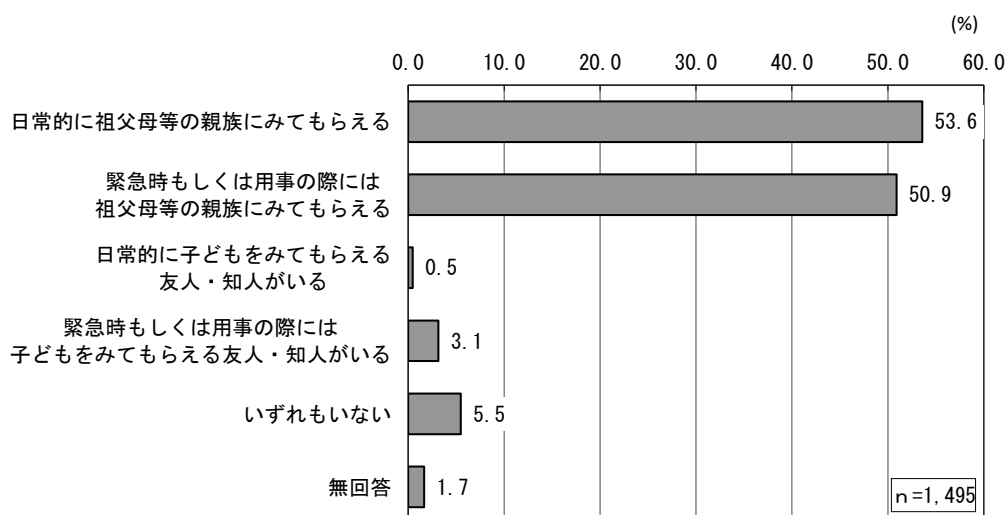
付属資料

(4) 調査結果の概要

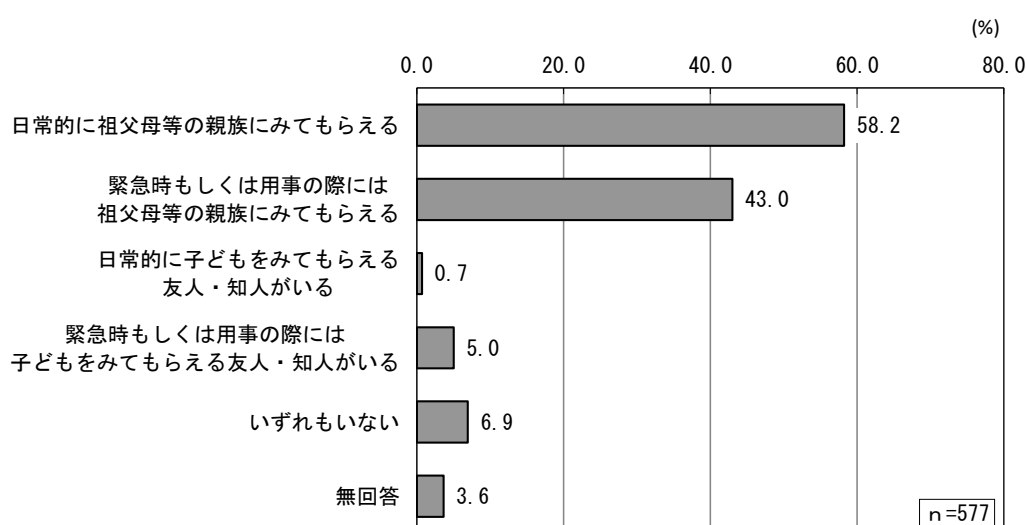
ア) 子どもの育ちをめぐる環境

問 日頃、お子さんをみてもらえる親戚・知人はいますか。(複数回答)

【就学前児童】



【小学校児童】



「日常的に、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合をみると、就学前児童の保護者（以下、「就学前児童」といいます。）は 53.6%、小学校児童の保護者（以下、「小学校児童」といいます。）は 58.2%となっており、どちらも過半数は、日常的に面倒をみてもらえる親族がいることがわかります。

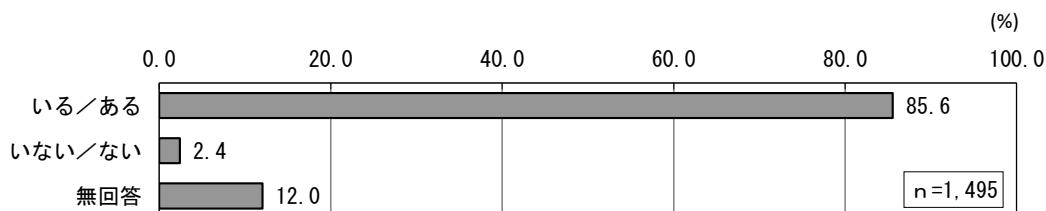
また、緊急時等の際には、就学前児童の 50.9%、小学校児童の 43.0%が親族から面倒をみてもらえると回答しています。

逆に、日常的及び緊急時等の際に面倒をみてもらえる人がいないという回答は、就学前児童が 5.5%、小学校児童が 6.9%で、いずれも低い割合となっています。

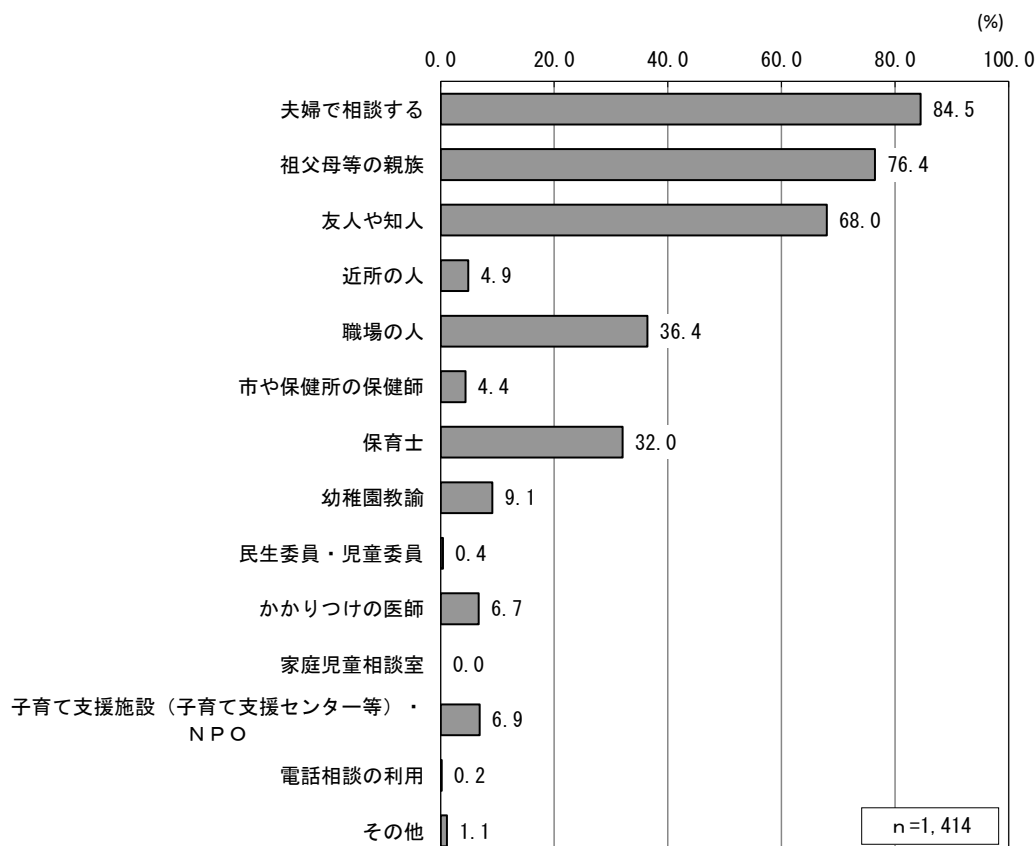
子育てについて、祖父母等の親族から保護者への支援が行われている実態がうかがわれる結果となっています。

問 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。

【就学前児童】



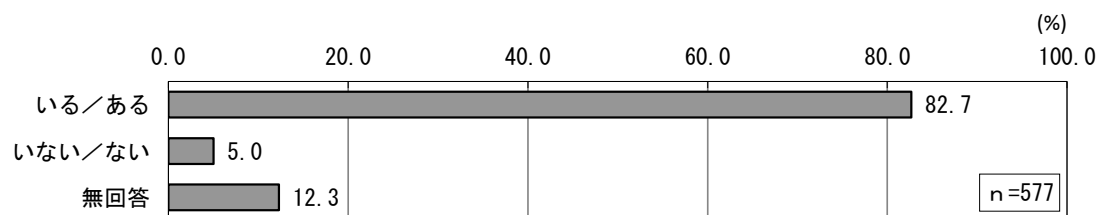
(相談先)



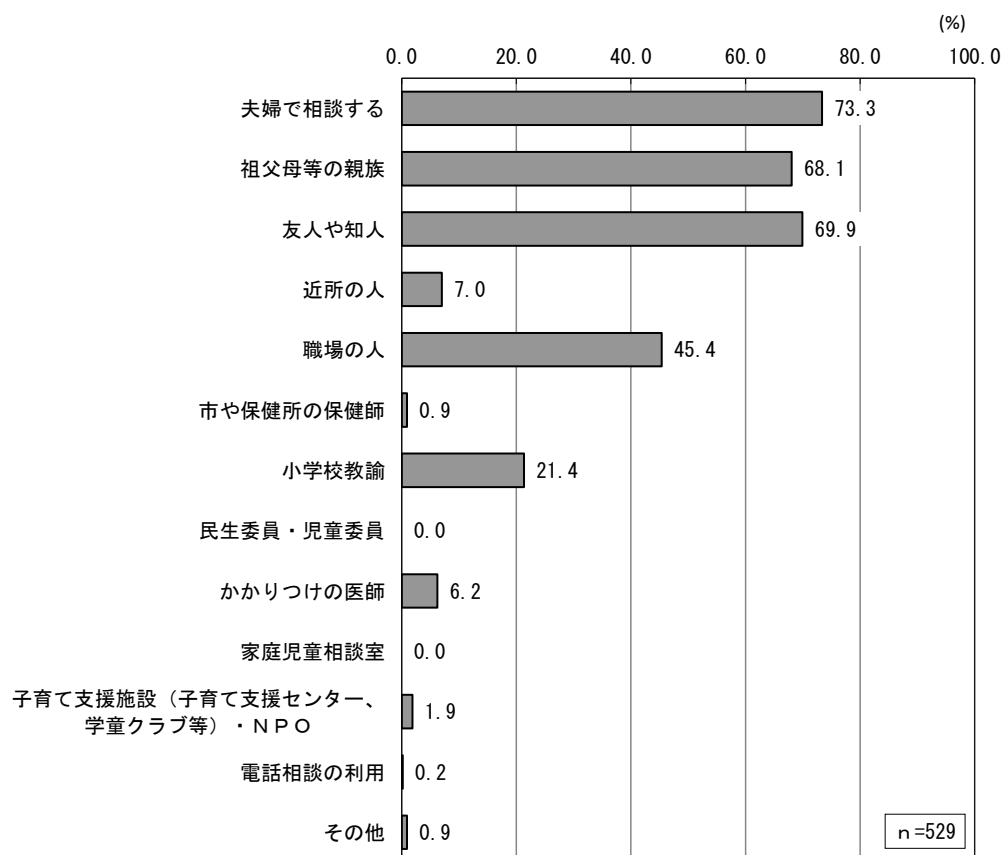
「相談できる人がいる／場所がある」の割合は、就学前児童が 85.6%、小学校児童が 82.7%となっています。相談先は、いずれも「夫婦」「祖父母等の親戚」「友人」が多く、「職場の人」「小学校教諭」「保育士」「幼稚園教諭」が続いています。

就学前児童では「子育て支援施設（子育て支援センター等）・NPO」が気軽に相談できる場所として 6.9%となっています。

【小学校児童】



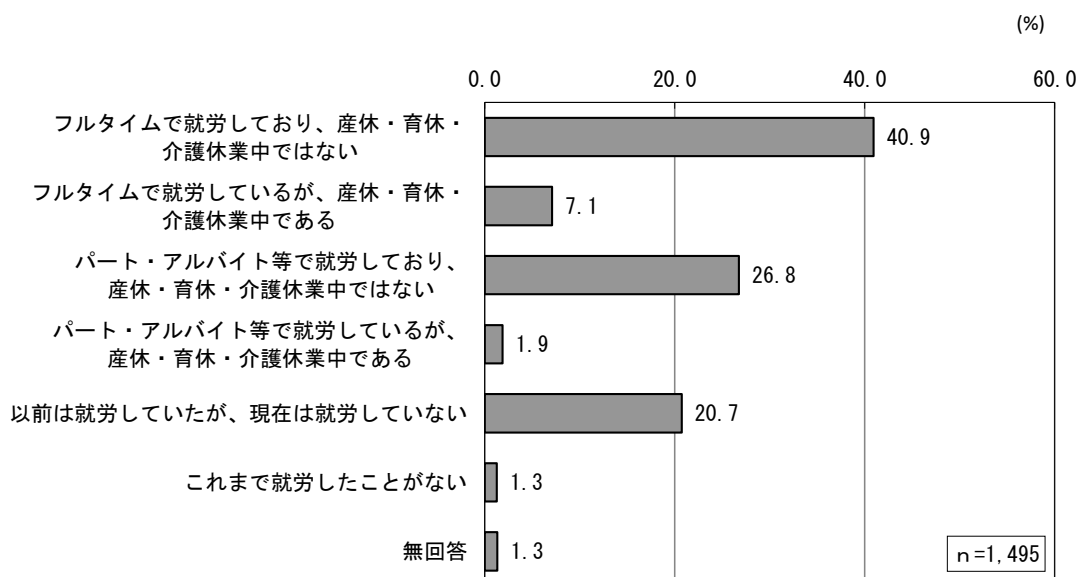
(相談先)



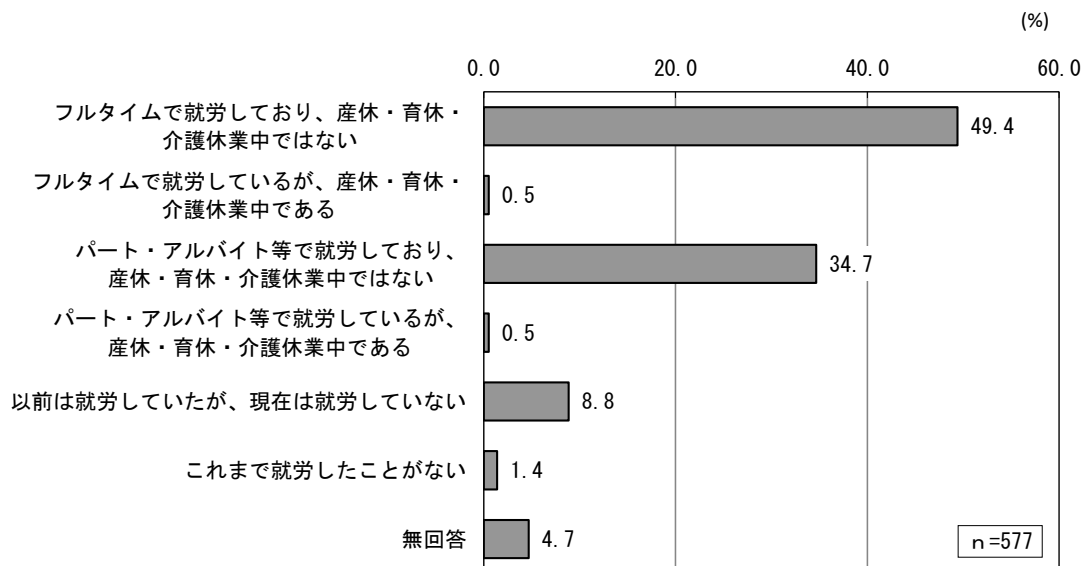
イ) 保護者（母親）の就労状況

問 お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

【就学前児童】



【小学校児童】



フルタイムでの就労は、就学前児童が 48.0%（休業中を含む。）、小学校児童が 49.9%（同）となっており、両者にほとんど差がみられません。パート・アルバイト等は、就学前児童が 28.7%（同）、小学校児童が 35.2%（同）で、小学校児童の方が高い割合となっています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は、就学前児童が

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子ども
支援の
基本
的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

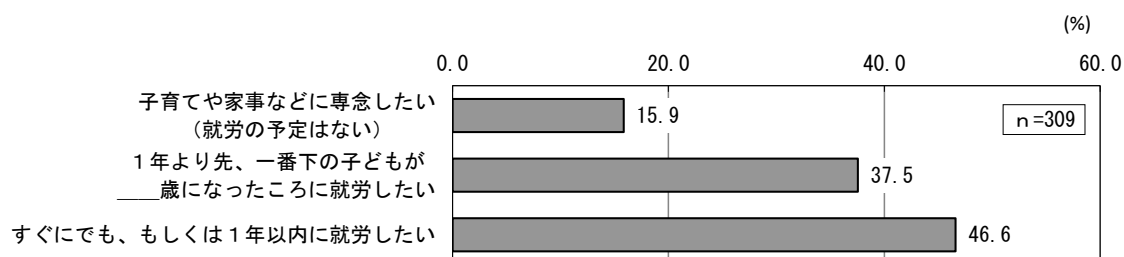
推進体制

付属資料

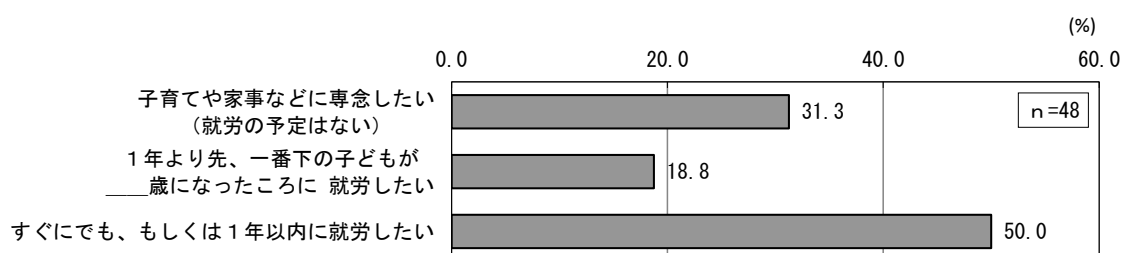
20.7%、小学校児童が 8.8%で、就学前児童の方が高く、子どもが小学生になるとパート・アルバイト等で再就労する母親が多くなっている様子がうかがえます。

問 前問で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。
就労したいという希望はありますか。

【就学前児童】



【小学校児童】

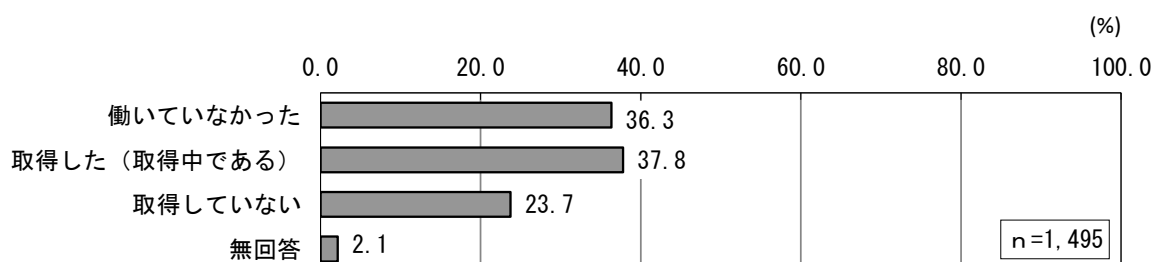


「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合は、就学前児童で 46.6%、小学校児童で 50.0%を占めており、職場や地域・家庭において、働きながら子育てをしやすい環境（職場・地域）の整備を更に推進することが求められています。

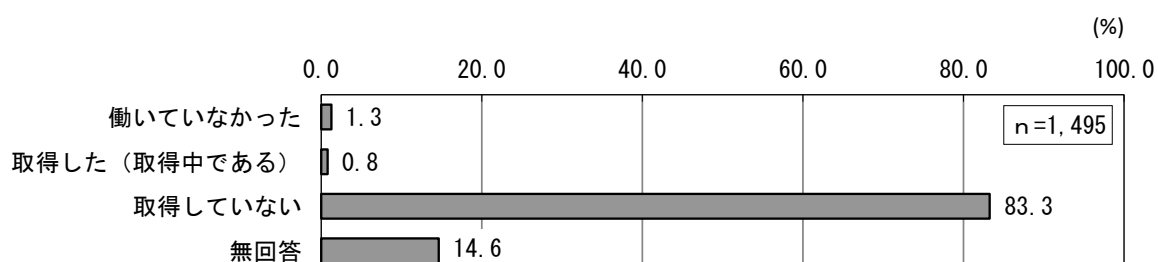
ウ) 育児休業制度の利用状況

【就学前児童のみ】

問 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
＜母親＞

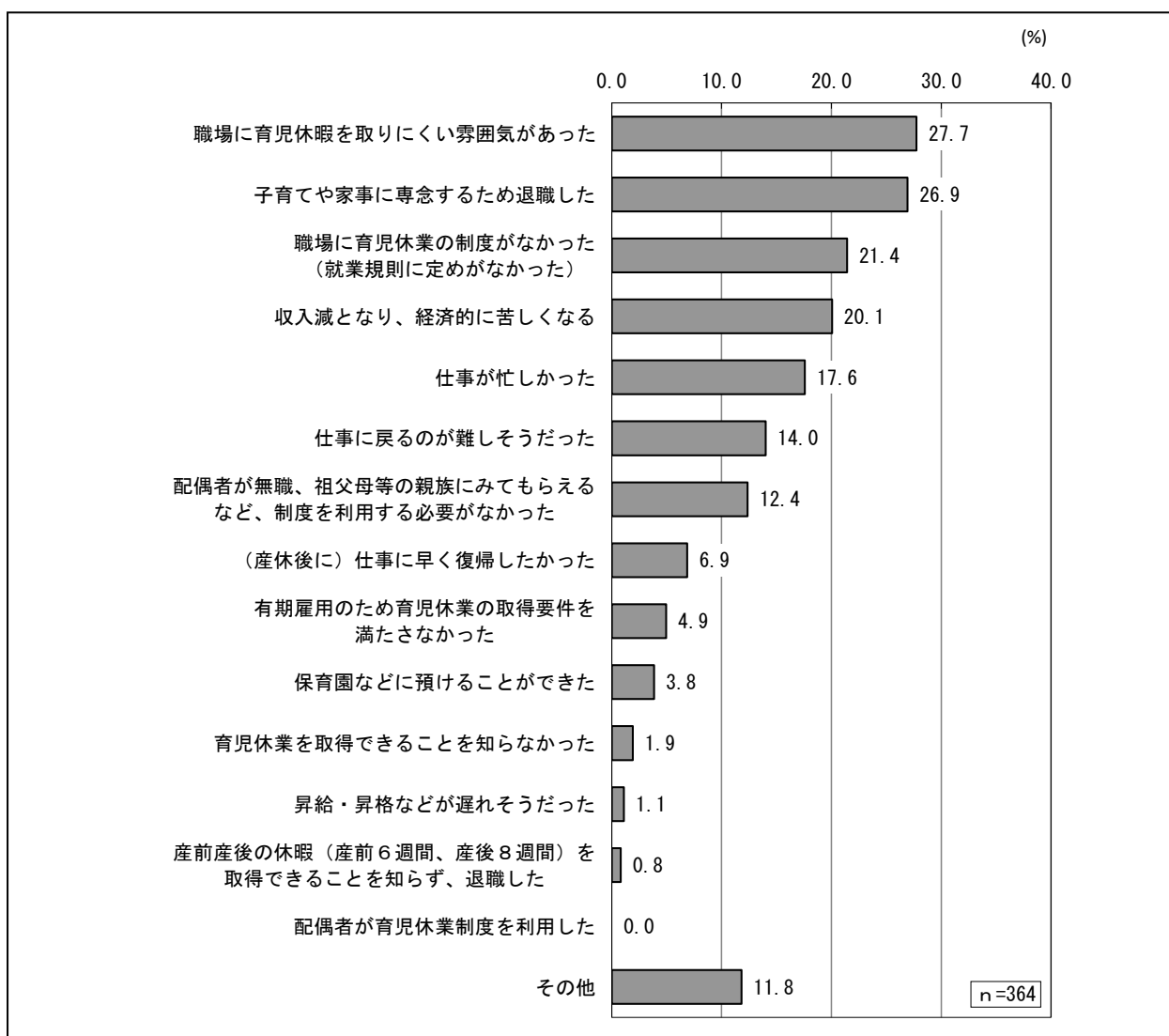


<父親>



育児休業を取得した割合は、母親が 37.8%、父親が 0.8%となっており、父親の取得はまだ一般的になっていない状況がうかがえます。

○育児休業を取得しない／しなかった理由 <母親>



育児休業を取得しなかった理由をみると、母親は、「職場に取りにくい雰囲気があった」（27.7%）、「子育て・家事に専念するために退職した」（26.9%）、「職場に育児休業制度がなかった」（21.4%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」

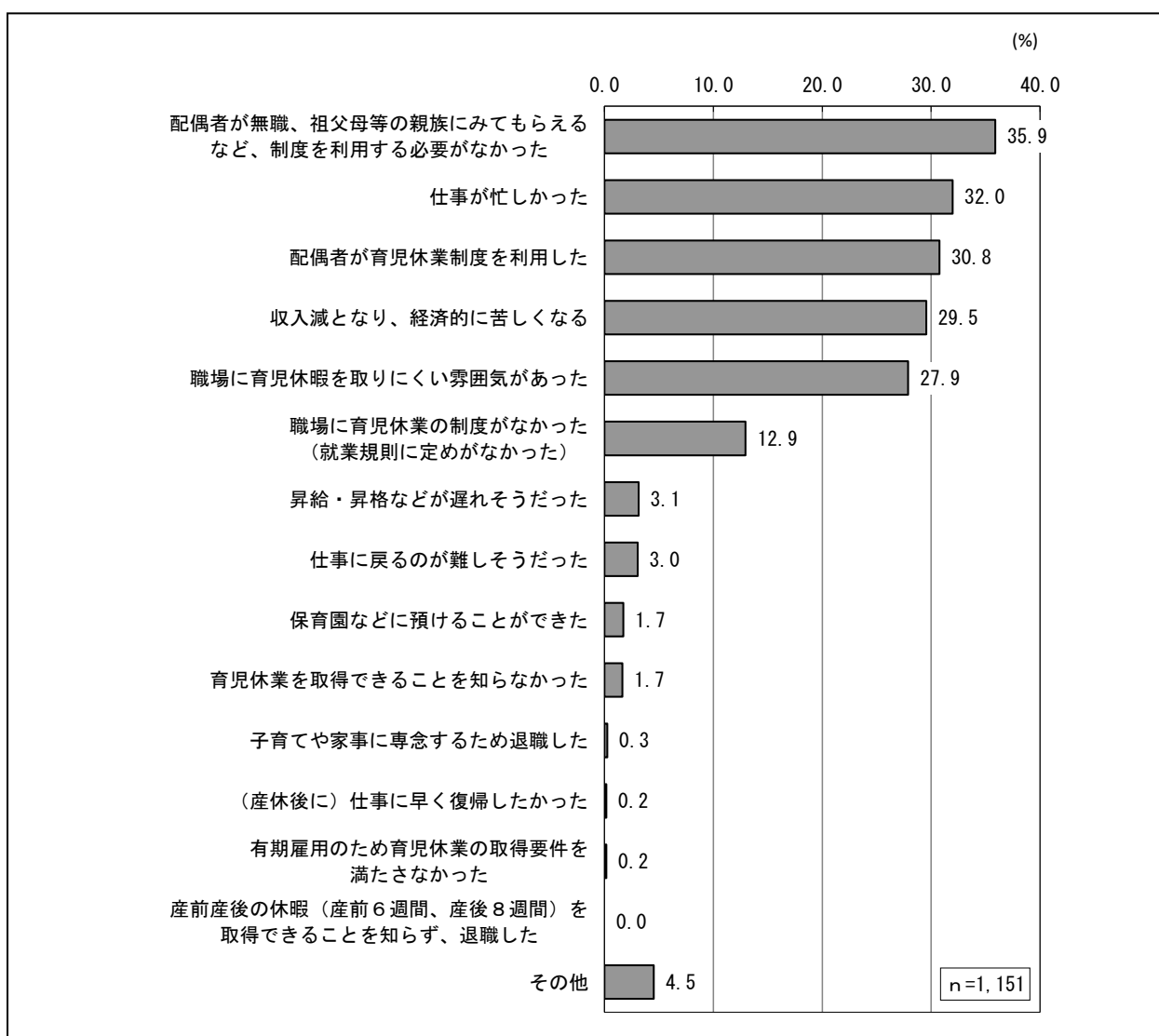
(20.1%) といった理由が上位となっている。「仕事が忙しかった」(17.6%)、「仕事に戻るのが難しそうだった」(14.0%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(12.4%) がこれらに続いています。

職場において、雇用主・従業員の意識を含め『働きながら子育てをする環境が整っていない』ことが大きな要因となり育児休業が取りづらくなっているものと思われます。

一方、父親の取得しなかった理由をみると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(35.9%)、「仕事が忙しかった」(32.0%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(30.8%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(29.5%)、「職場に取りにくい雰囲気があった」(27.9%)、「職場に育児休業制度がなかった」(12.9%) が上位となっています。

父親は『子育ては母親にまかせるという意識』『男性が育児休業を取得することへの抵抗感（自他共に）』から育児休業の取得をしなかったものと思われます。

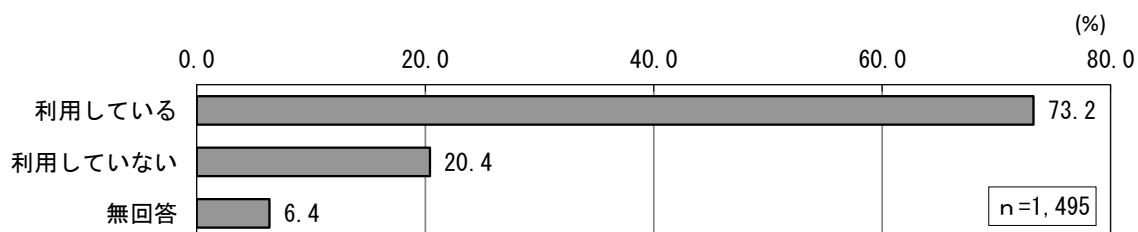
○育児休業を取得しない／しなかった理由 ＜父親＞



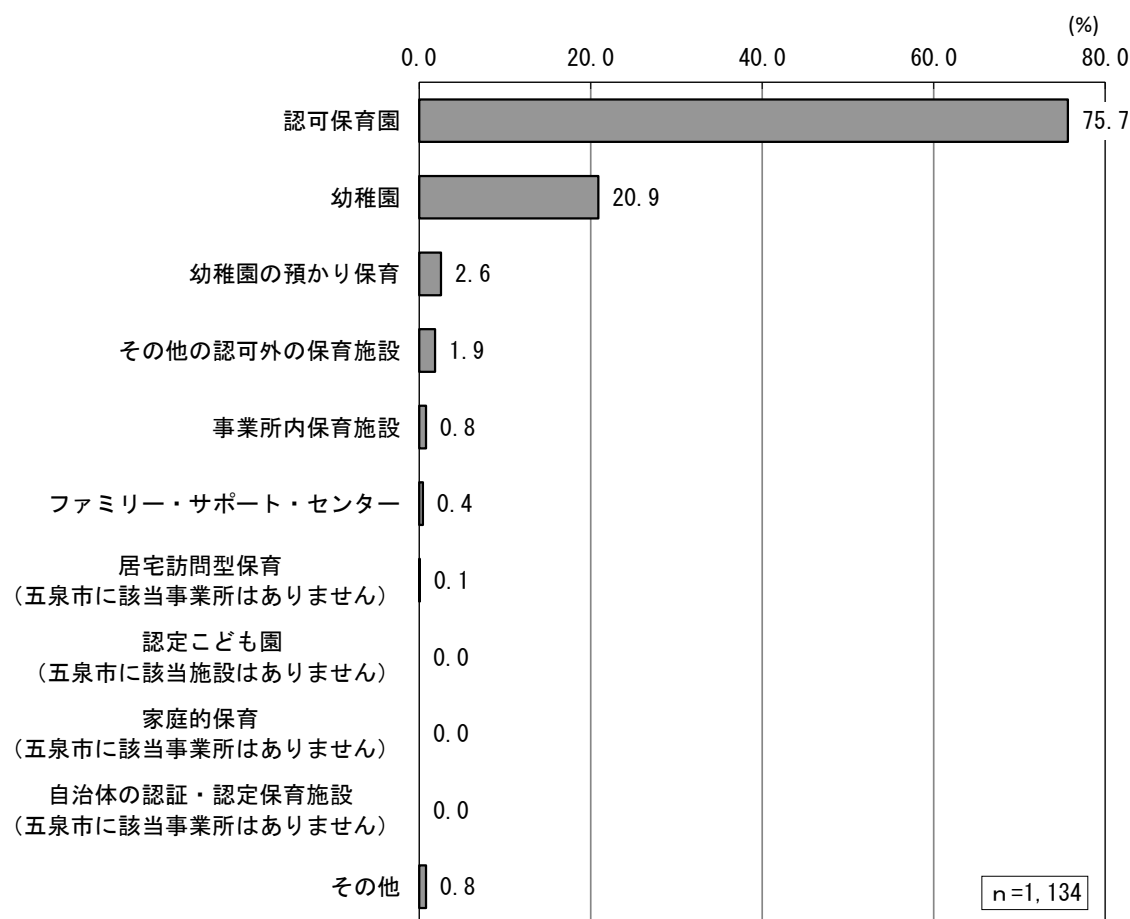
エ) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

【就学前児童のみ】

問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。



(利用している事業：複数回答)



「利用している」73.2%となっています。このうち、75.7%が「認可保育園」を、20.9%が「幼稚園」を利用しています。

上記の他に「幼稚園の預かり保育」が2.6%、「認可外の保育施設」が1.9%、「事業所内保育施設」が0.8%、「ファミリー・サポート・センター」が0.4%、「居宅訪問型保育」が0.1%となっています。

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子ども
の基本的な
子育て
支援の方
考

第4章

事業計画

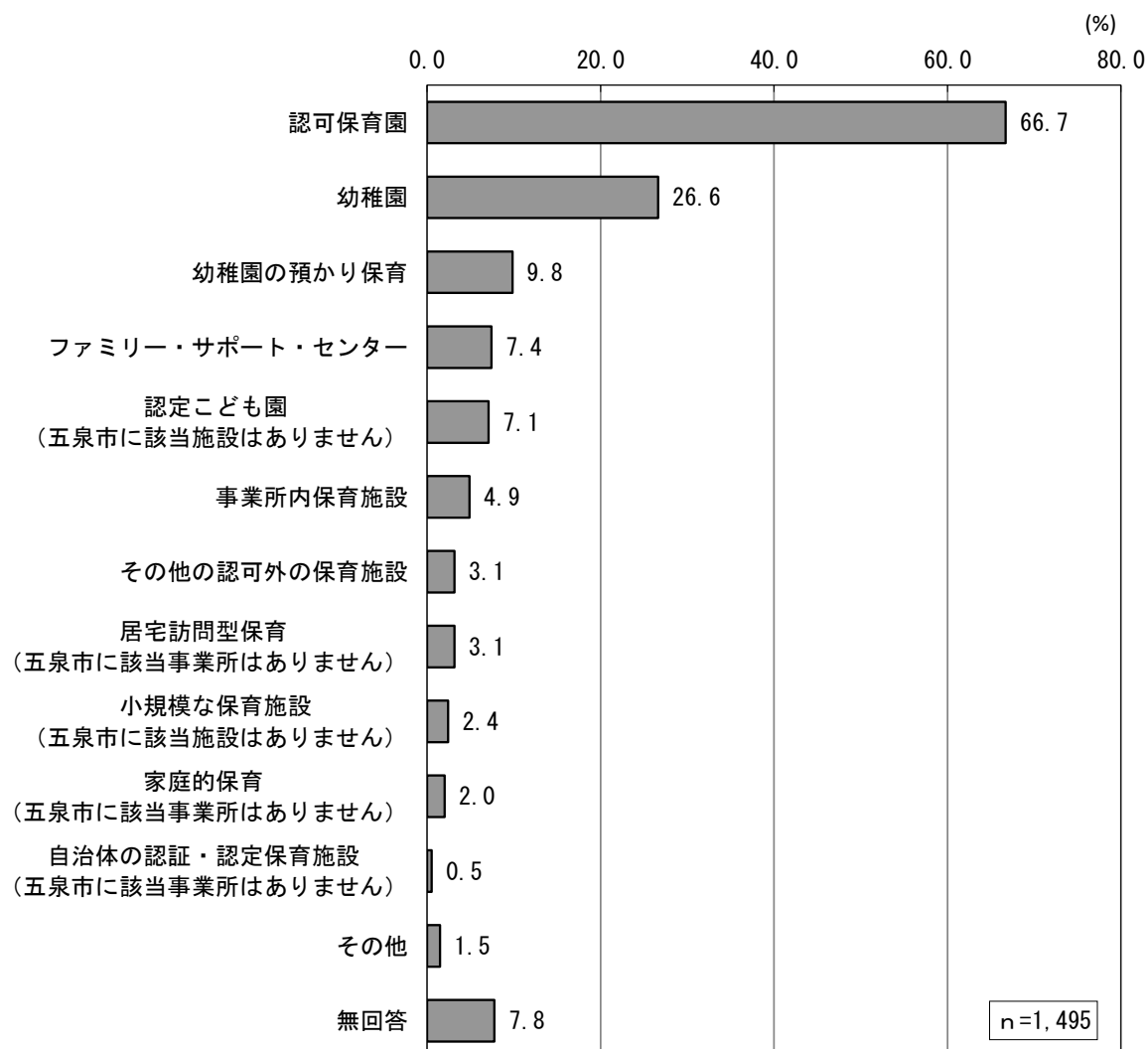
第5章

推進体制

付属資料

【就学前児童のみ】

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の幼稚園や保育園などの事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。
(複数回答)



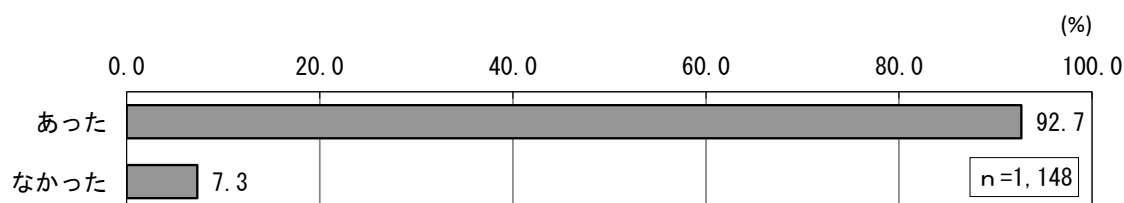
「認可保育園」が 66.7%、「幼稚園」が 26.6%となっています。「認可保育園」以外は、いずれの事業も前問（現在の利用）に比べ、高い割合となっています。

「幼稚園の預かり保育」（9.8%）の利用希望者が 1 割程度となっているのが目立ちます。

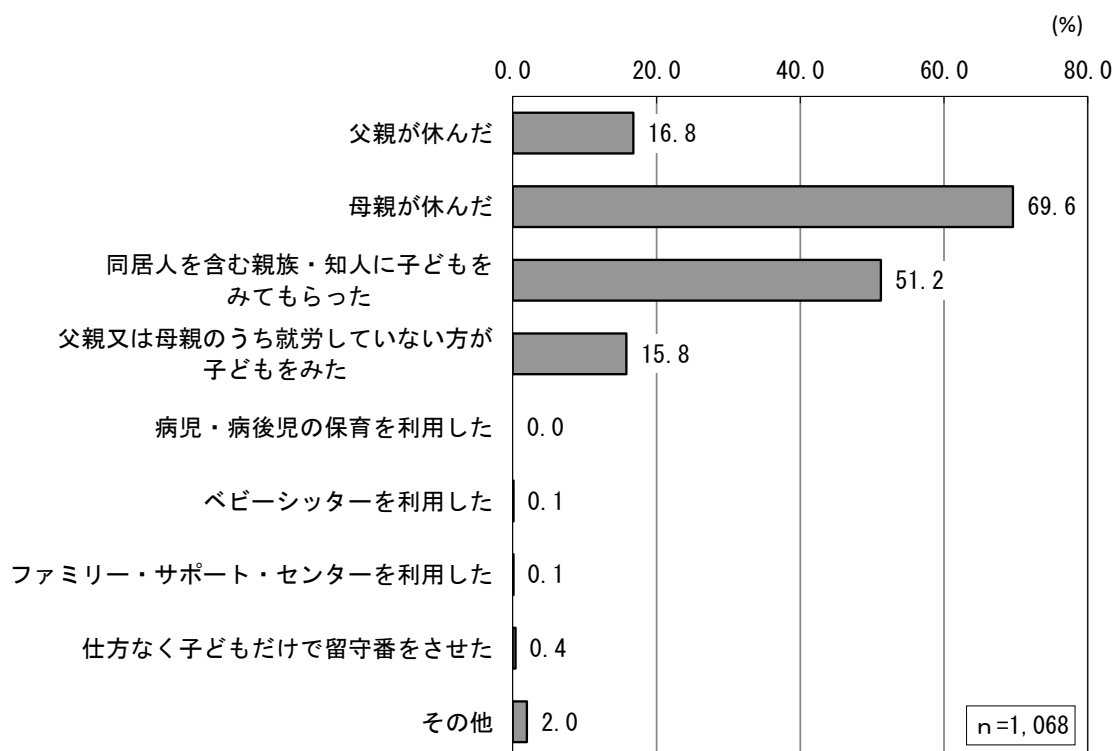
オ) 子どもが病気になったときの対応（平日の幼稚園・保育園等の利用者のみ）

【就学前児童のみ】

問 この１年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園・保育園等を休んだことはありますか。



（対処方法：複数回答）



子どもが病気やケガで幼稚園・保育園を休んだときは、「母親が休んだ」（69.6％）が最も多く、次いで「同居人を含む親族・知人に子どもをみてもらった」（51.2％）となっています。「父親が休んだ」は16.8％で母親に比べかなり低い割合となっています。

また、「父母のうち就労していない方が子どもをみた」が15.8％となっていますが、就労していないのは母親の方が多いと推測されるため、就労の有無を問わず、子どもが病気になったときは、母親が子どもをみる家庭が多い状況がうかがえます。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的考え方

第4章

事業計画

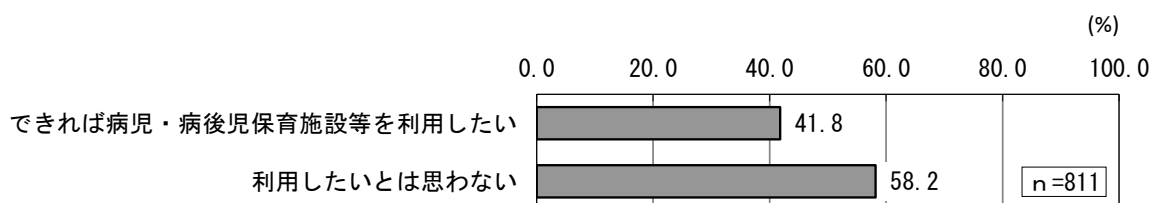
第5章

推進体制

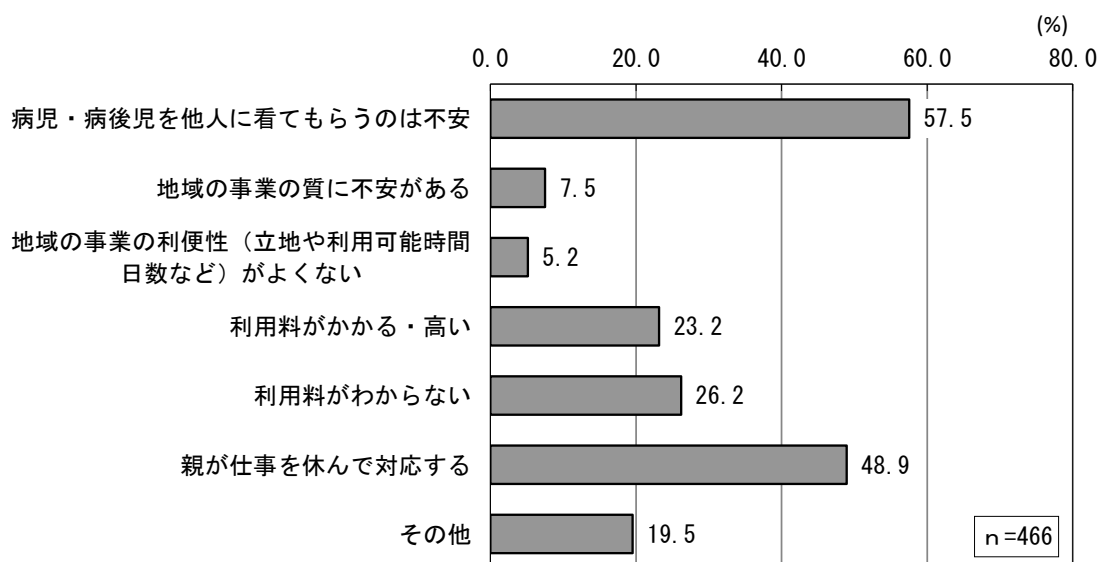
付属資料

【就学前児童のみ】

問 前問で「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかを回答された方にお聞きます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。



(利用したいと思わない理由：複数回答)



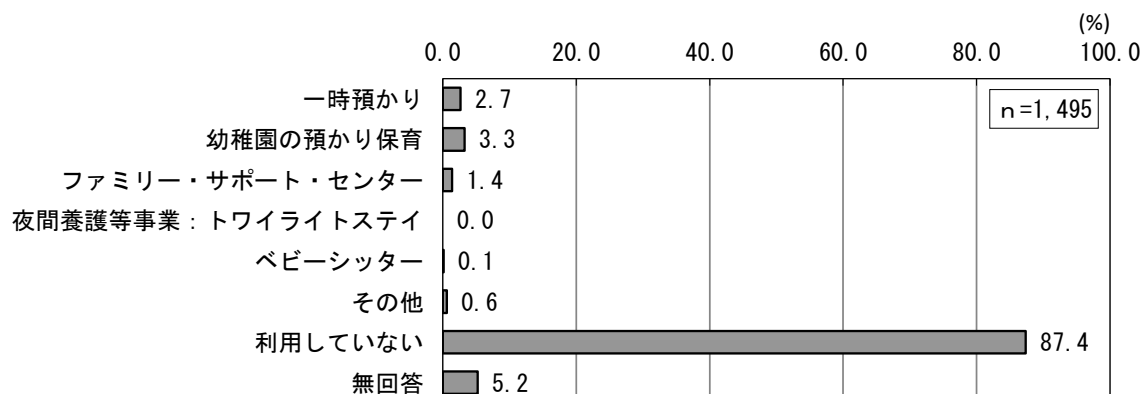
「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が 41.8%、「利用したいとは思わない」が 58.2%で、利用を希望しない人の方が多くなっています。

利用を希望しない理由は、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(57.5%) が最も多く、「親が仕事を休んで対応する」(48.9%)、「利用料がわからない」(26.2%)、「利用料がかかる・高い」(23.2%)が続いています。

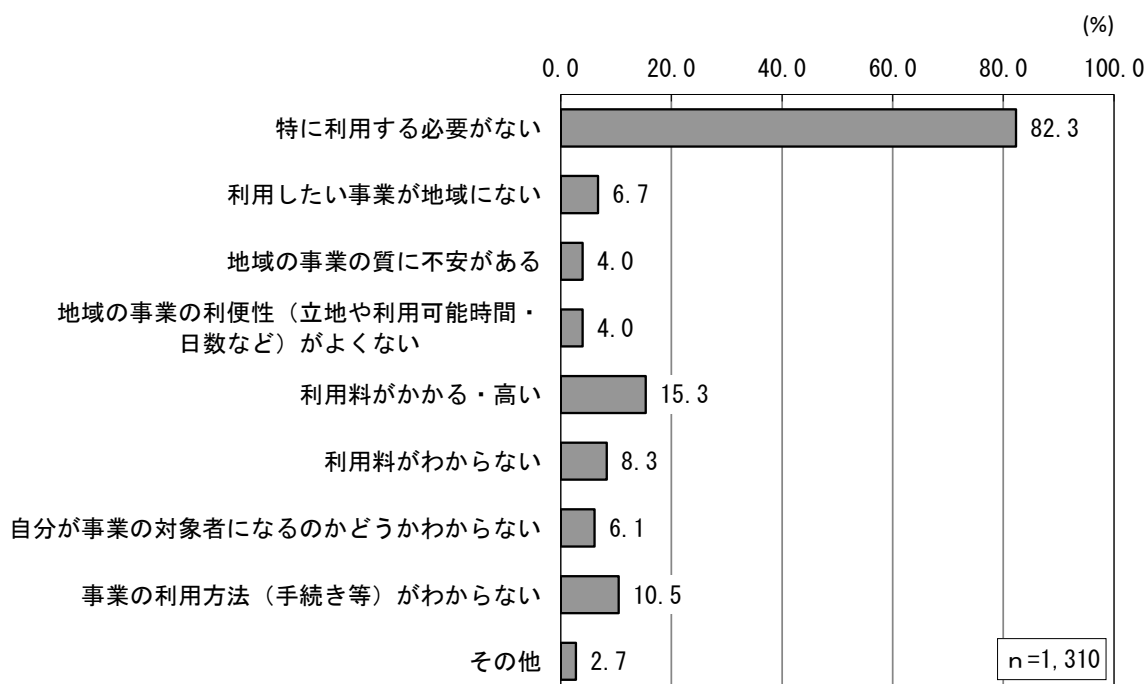
カ) 一時預かりなどの不特定の教育・保育事業の利用

【就学前児童のみ】

問 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用しているものはありますか。(複数回答)



(利用していない理由：複数回答)



不特定の利用については、「幼稚園の預かり保育」(3.3%)、「一時預かり」(2.7%)、「ファミリー・サポート・センター」(1.4%)がわずかにみられる程度で、「利用していない」(87.4%)が圧倒的に多くなっています。

利用しない理由は、「必要がない」(82.3%)がもっとも多く、「利用料がかかる・高い」(15.3%)、「利用料がわからない」(8.3%)といった料金に関することや「利用方法（手続き等）がわからない」(10.5%)が比較的高い割合となっています。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て

第3章

子育て支援の方針・基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

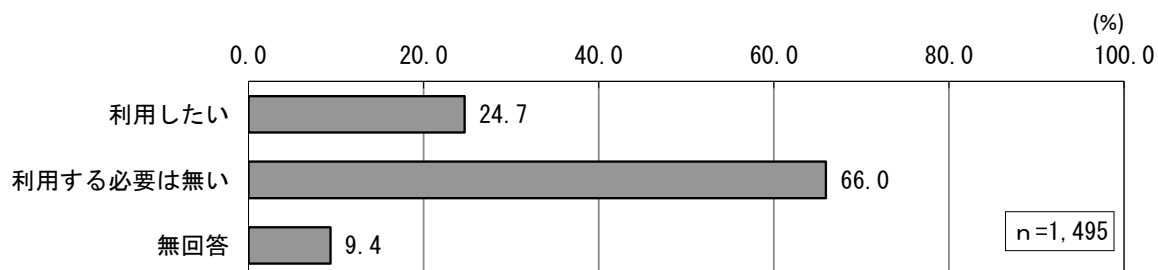
推進体制

付属資料

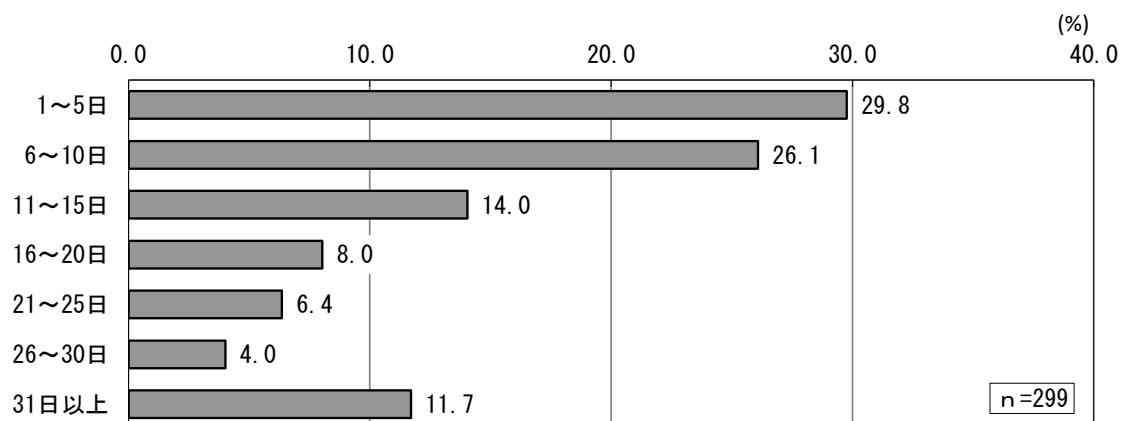
【就学前児童のみ】

問 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。

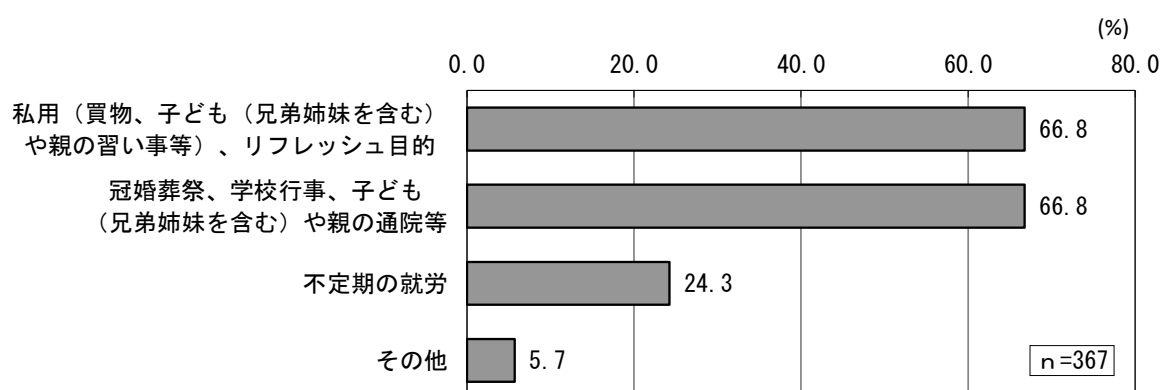
(利用希望の有無)



(利用日数)



(利用目的：複数回答)

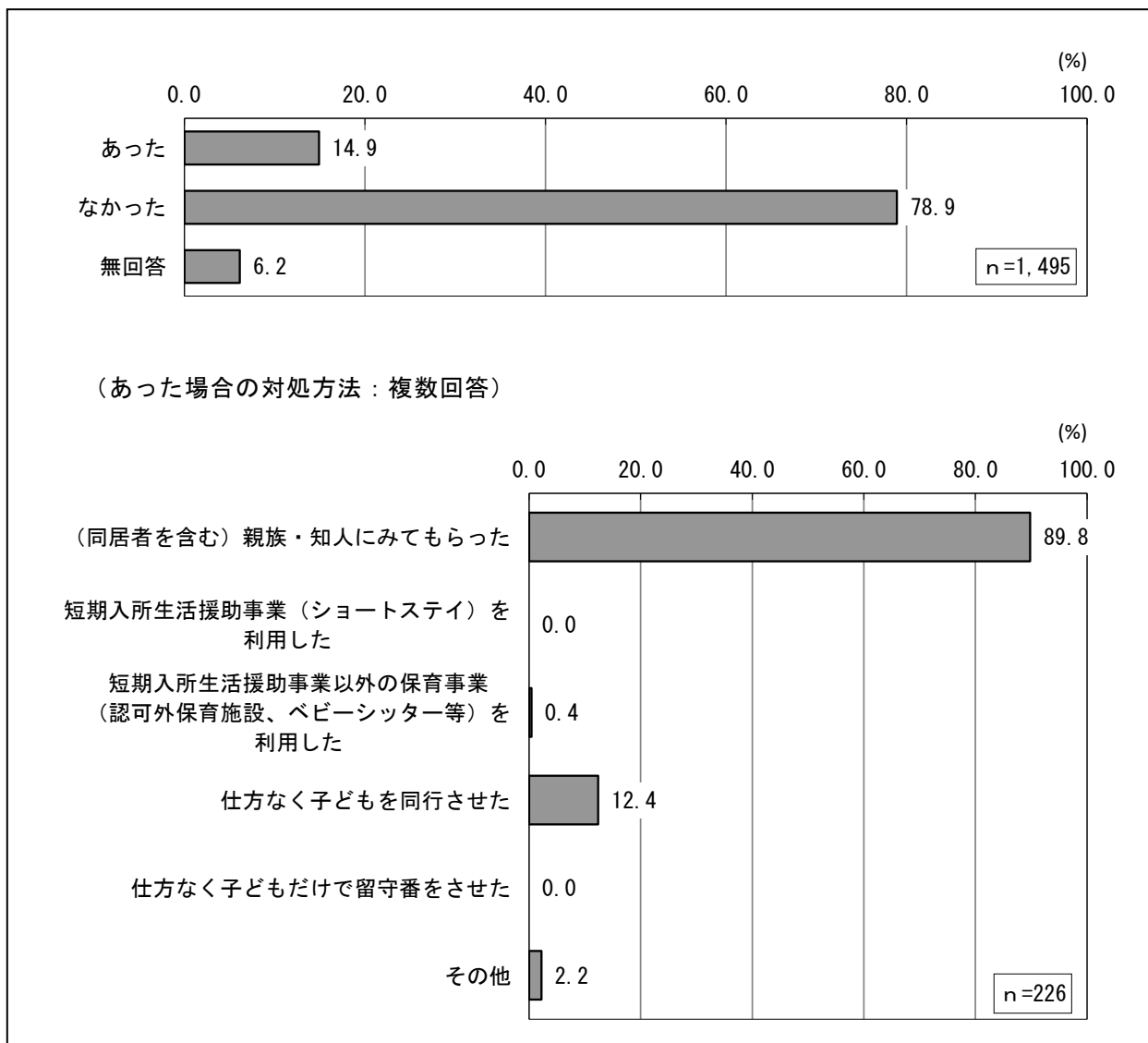


不定期の利用希望者は24.7%で、4人に1人の割合となっています。利用日数は「1～5日」(29.8%)が最も多く、次いで「6～10日」(26.1%)となっています。

利用目的は「私用」「冠婚葬祭、学校行事等」とともに66.8%となっています。「不定期の就労」は24.3%でした。

【就学前児童のみ】

問 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。



泊りがけで子どもをみてもらう必要が、「あった」は 14.9%、「なかった」は 78.9%となっています。

「あった」場合の対処方法は、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が圧倒的に多く 89.8%となっています。

また、「仕方なく子どもを同行させた」が 12.4%となっています。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子どもの基本的生活支援の考え方

第4章

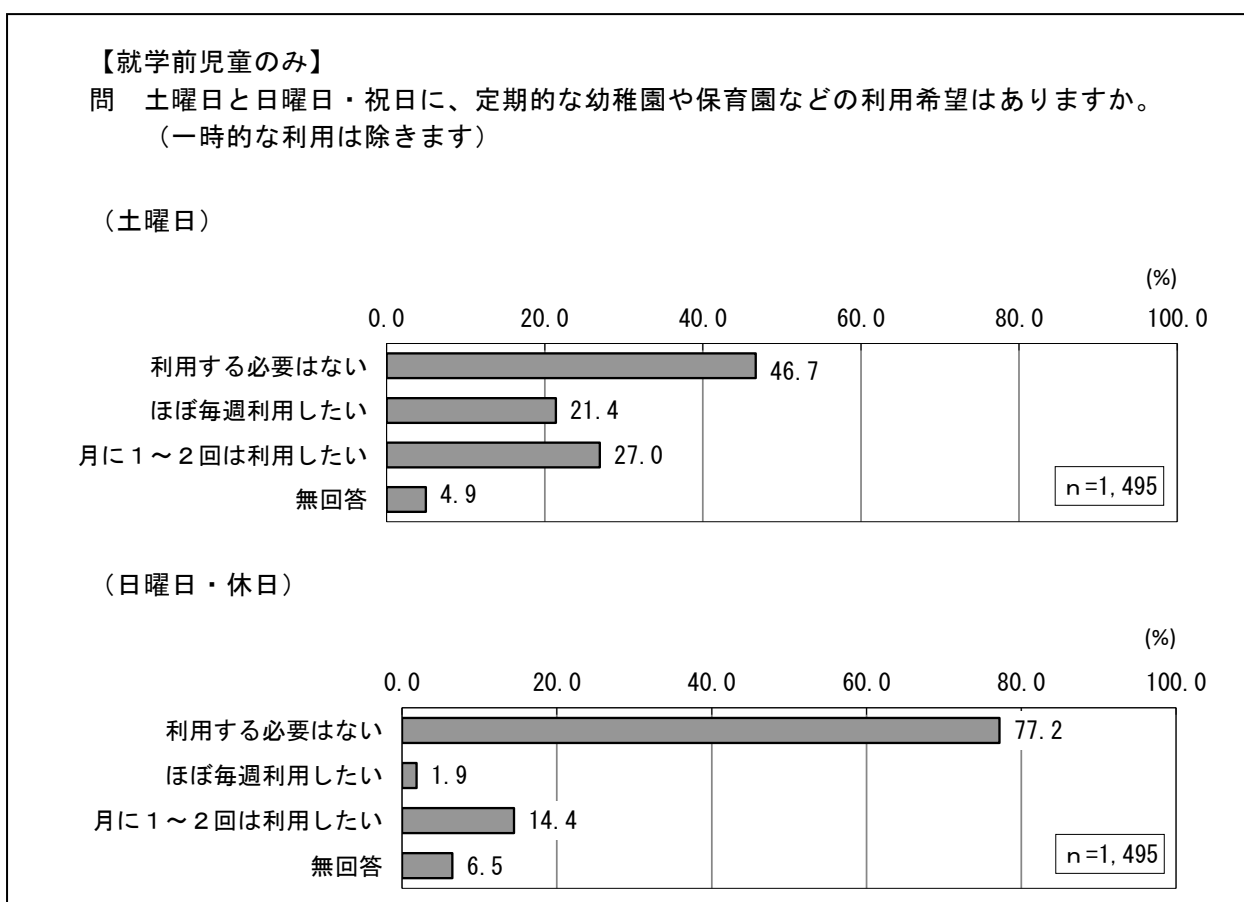
事業計画

第5章

推進体制

付属資料

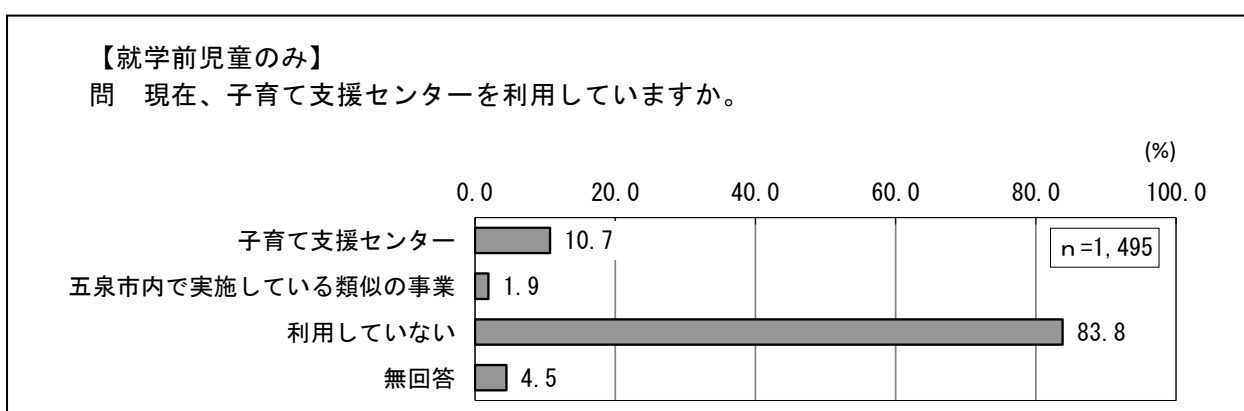
キ) 土曜日・休日の教育・保育事業の利用



土曜日は、「ほぼ毎週利用したい」が 21.4%、「月に 1～2 回は利用したい」が 27.0%となっており、両者を合計した 48.4%が利用を希望する結果となっています。

一方、日曜日・休日は、「ほぼ毎週」が 1.9%、「月に 1～2 回」が 14.4%で、利用を希望する人は 16.3%と土曜日に比べかなり低い割合となっています。

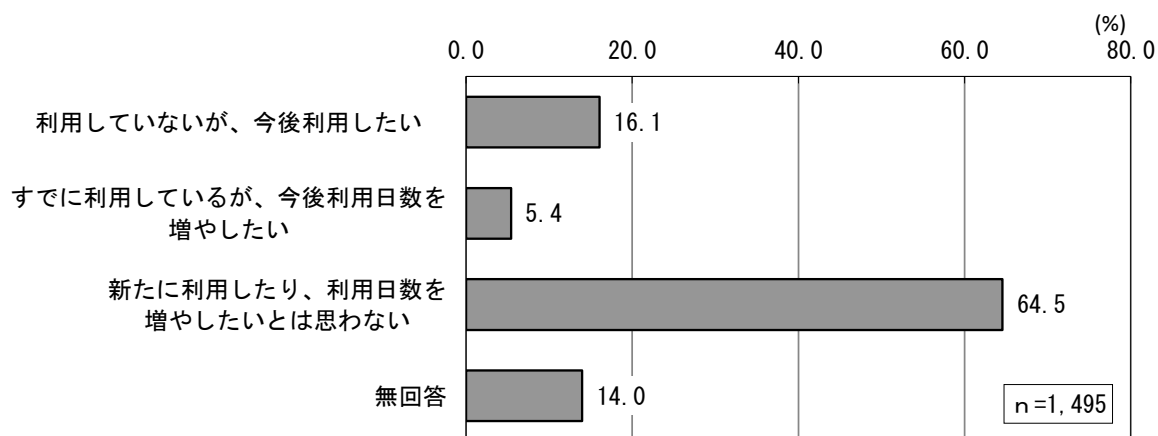
ク) 地域の子育て支援事業（子育て支援センター等）の利用



「子育て支援センター」の利用者は 10.7%、「市内の類似の事業」の利用者は 1.9%となっています。「利用していない」(83.8%)が大多数を占めています。

【就学前児童のみ】

問 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか



「子育て支援センター」などの地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（64.5%）が多数を占めています。

「利用していないが、今後利用したい」が 16.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 5.4%で、今後の利用に積極的な人は 2 割強となっています。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第 3 章

子ども・子育て
支援の方針

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

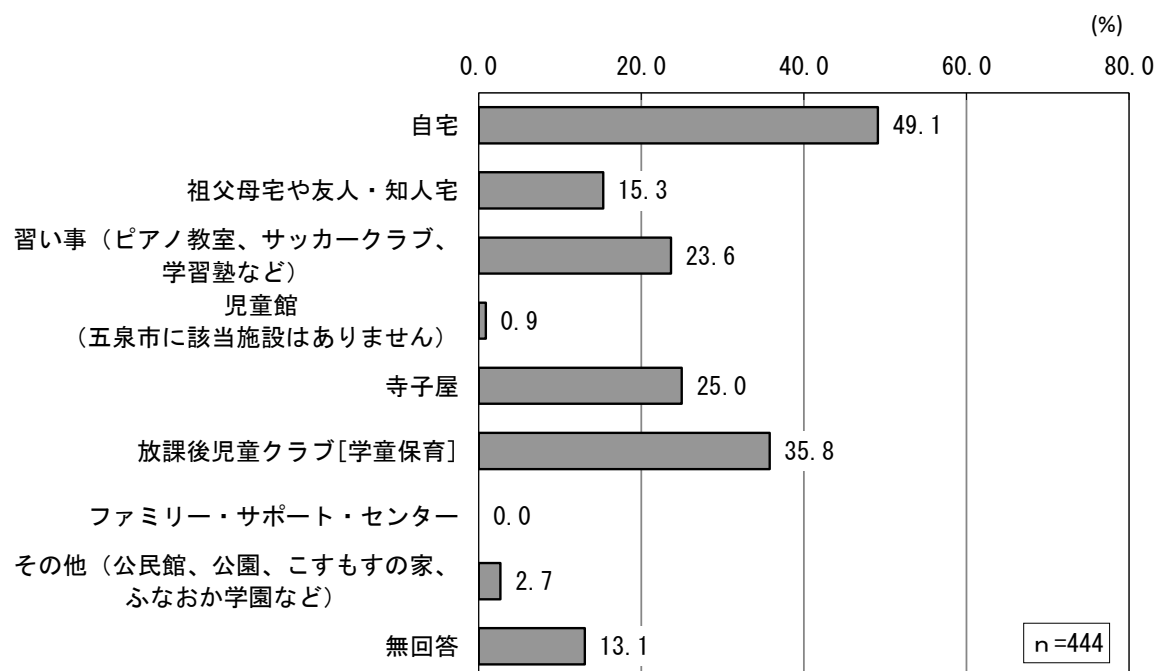
付属資料

ケ) 放課後の過ごし方

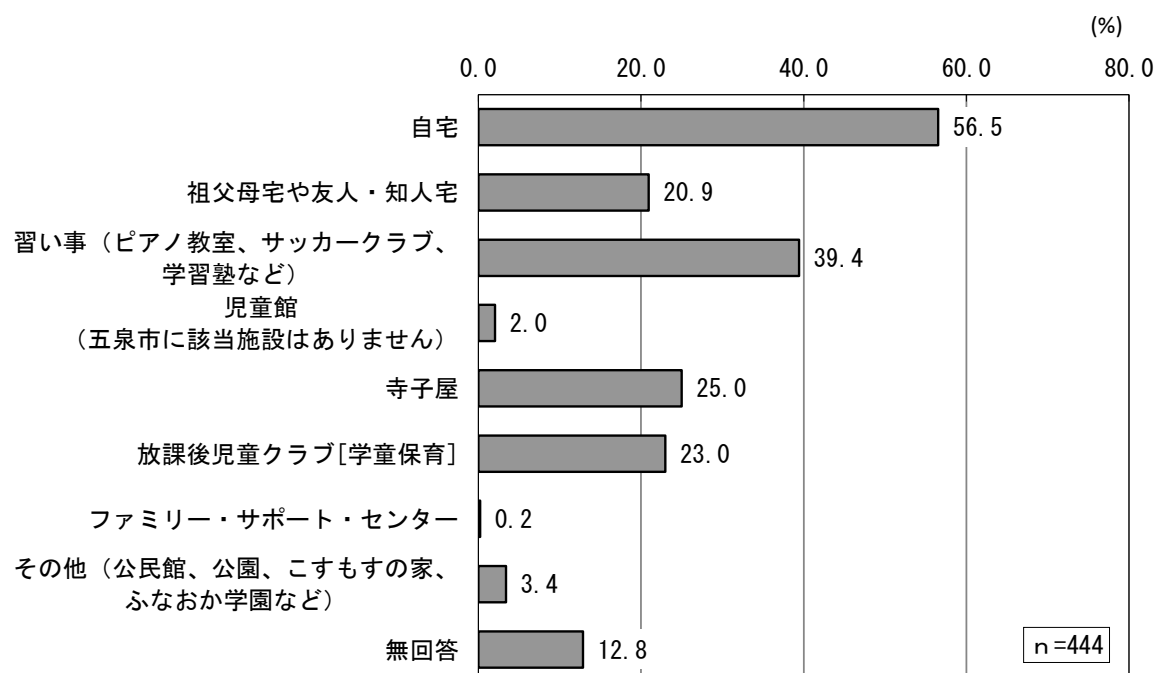
【就学前児童】（5歳以上）／【小学校児童】

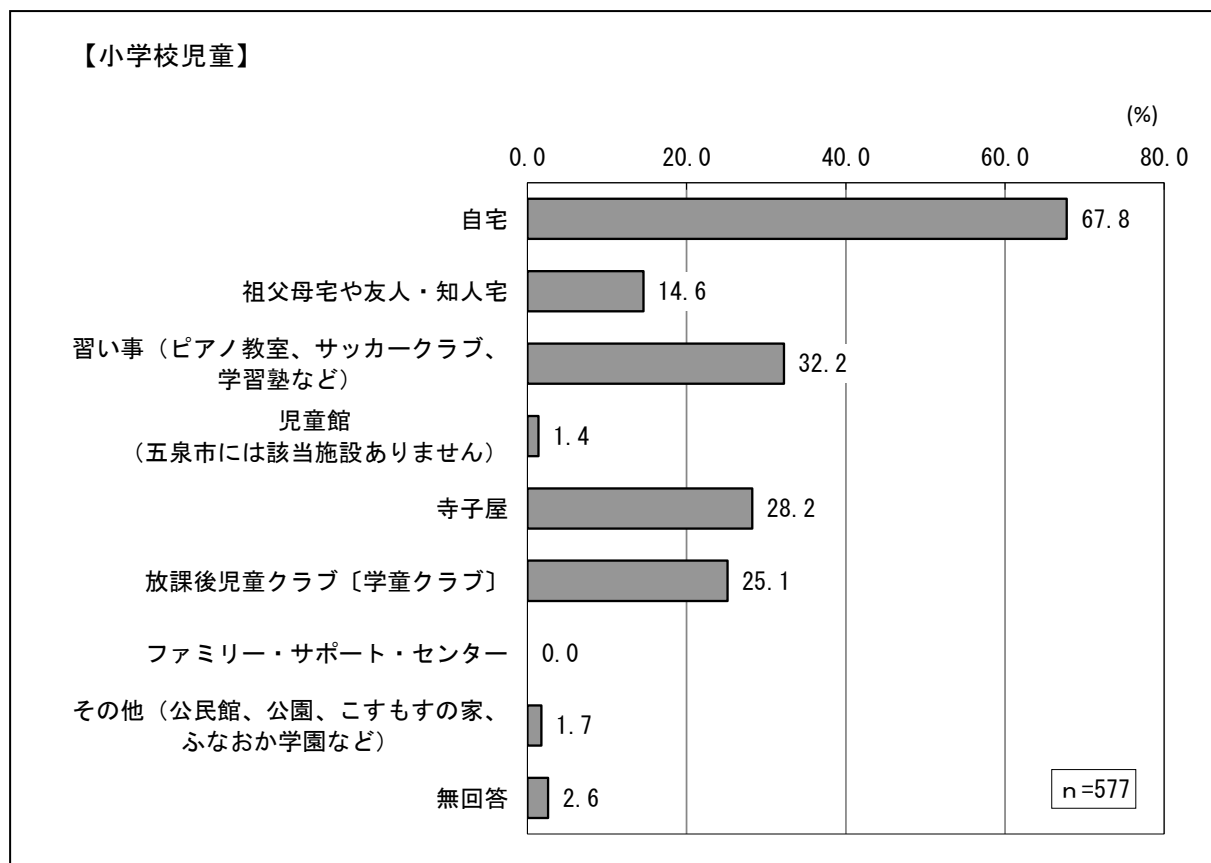
問 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

【就学前児童】 1～3年生になったとき



【就学前児童】 4～6年生になったとき





就学前児童、小学校児童のいずれも「自宅」が最も多くなっています。

「学童クラブ（放課後児童健全育成事業）」及び「寺子屋（放課後子ども教室推進事業）」に着目すると、以下のような傾向がみられます。

【学童クラブ（放課後児童健全育成事業）】

- ・就学前児童（1～3 年生になったとき）では 35.8%の利用希望がありますが、就学前児童（4～6 年生になったとき）では 23.0%、小学校児童では 25.1%と、学齢が上がるほど利用を希望する人の割合が低下しています。

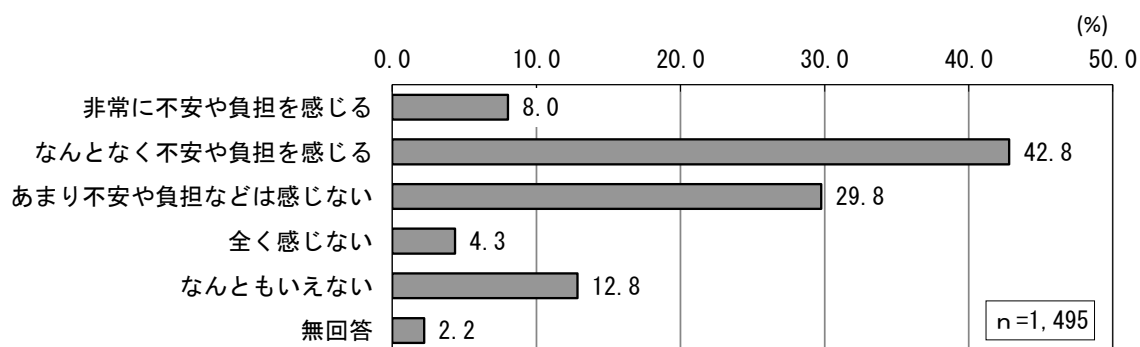
【寺子屋（放課後子ども教室推進事業）】

- ・就学前児童（1～3 年生になったとき）（25.0%）、就学前児童（4～6 年生になったとき）（25.0%）、小学校児童（28.2%）の 3 者とも同じ程度の割合で、学齢による差は見られません。

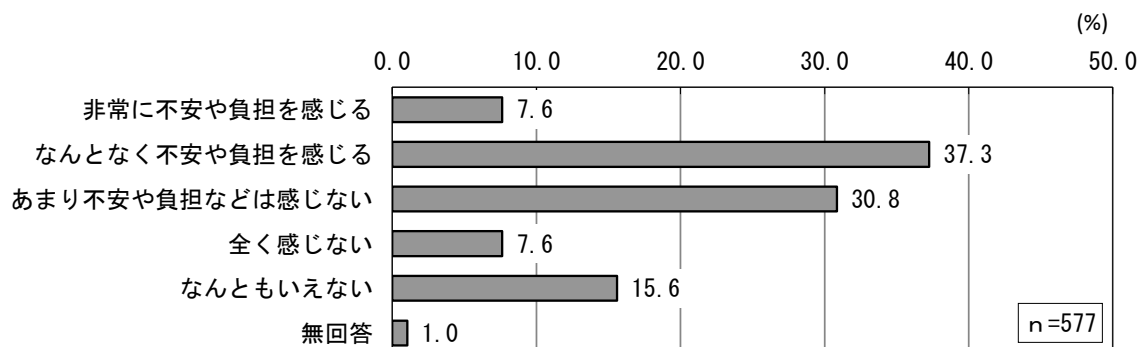
コ) 子育て全般に関すること

問 子育てに関して不安感や負担感などをお感じですか。

【就学前児童】



【小学校児童】

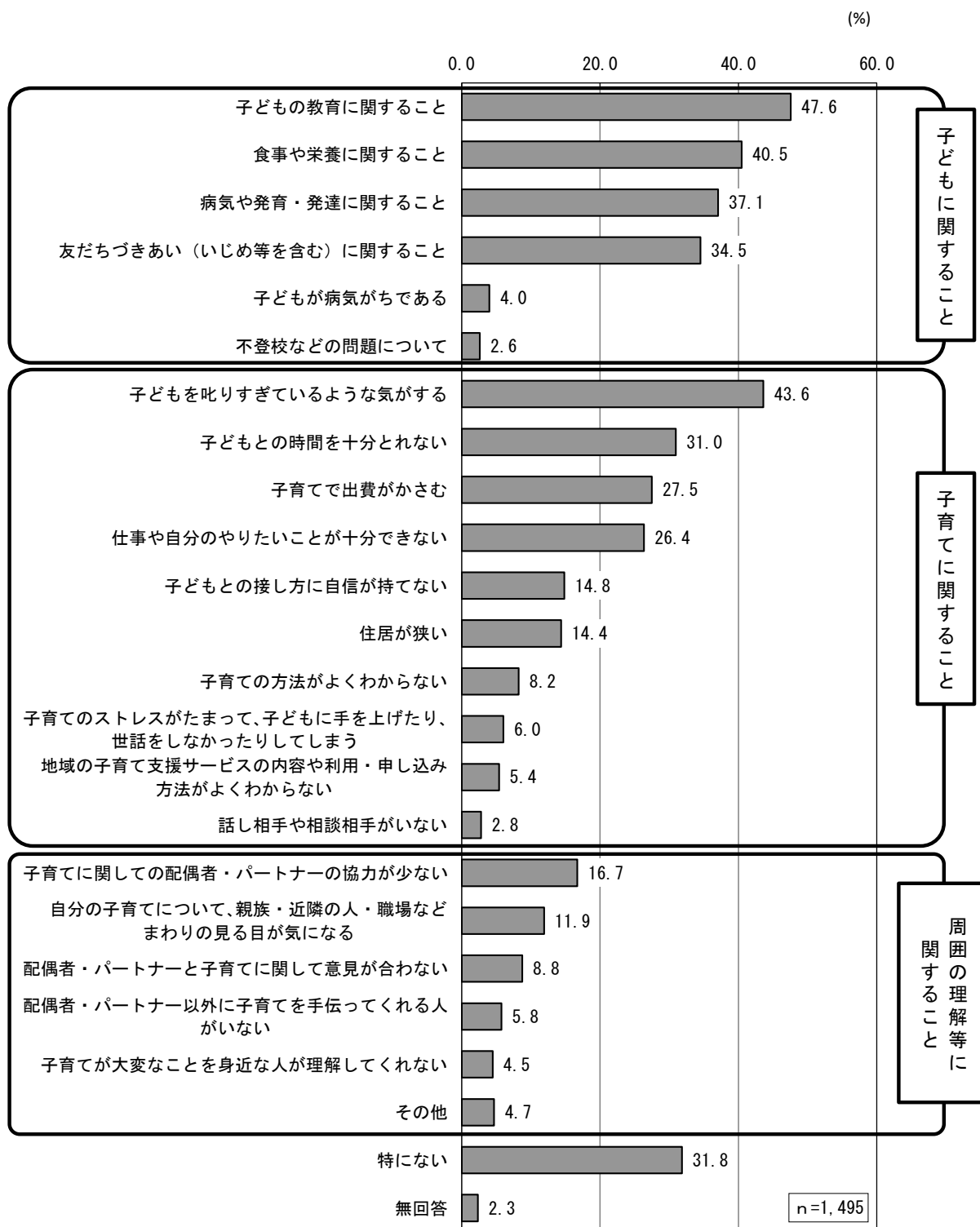


「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計した『不安・負担を感じる・計』の割合は、就学前児童が 50.8% (8.0%+42.8%)、小学校児童が 44.9% (7.6%+37.3%) となっています。

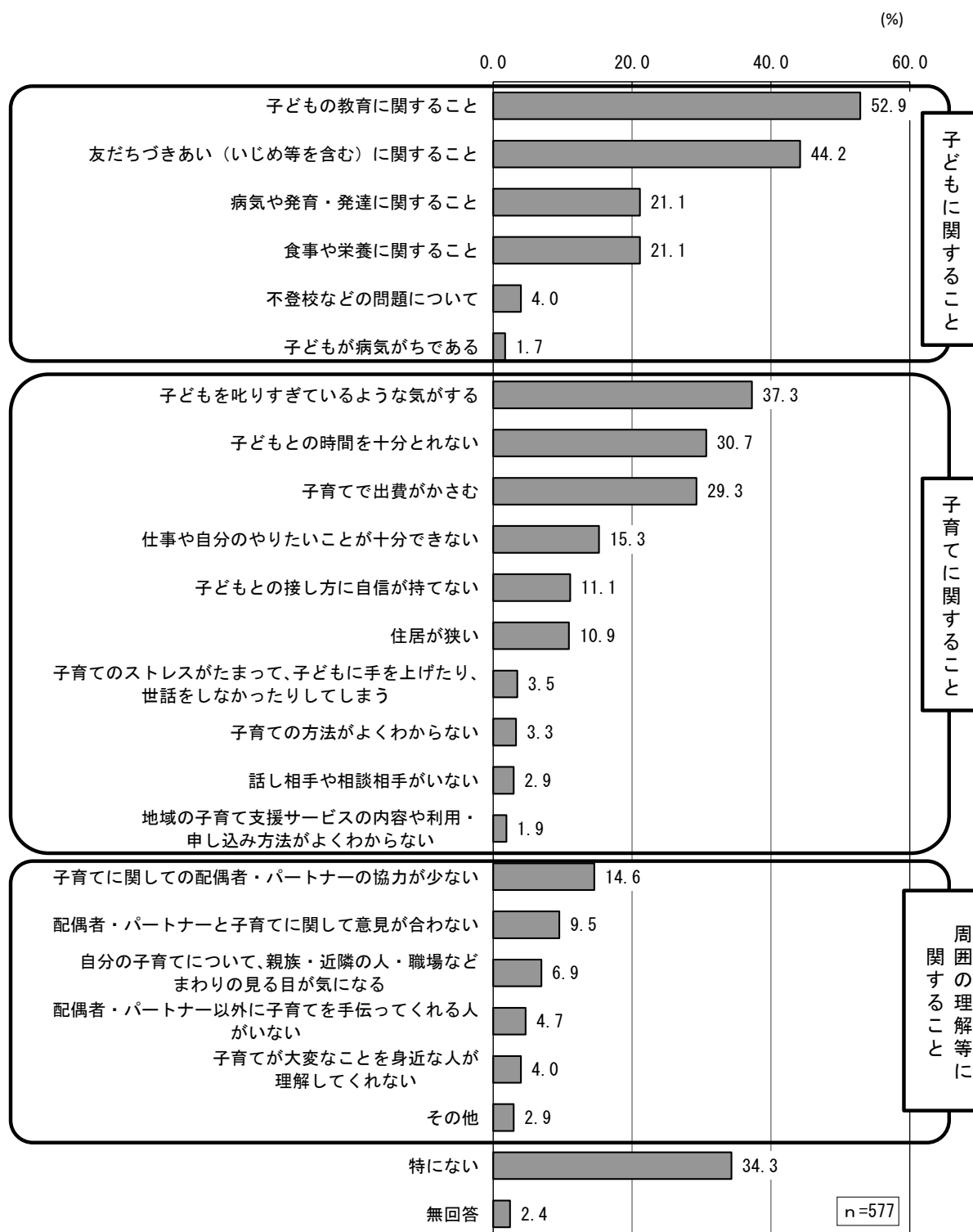
小学校児童（保護者）よりも就学前児童（保護者）の方が子育てに不安・負担を感じている人が多く、就学前児童（保護者）の半数は何らかの不安・負担を感じています。

問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】



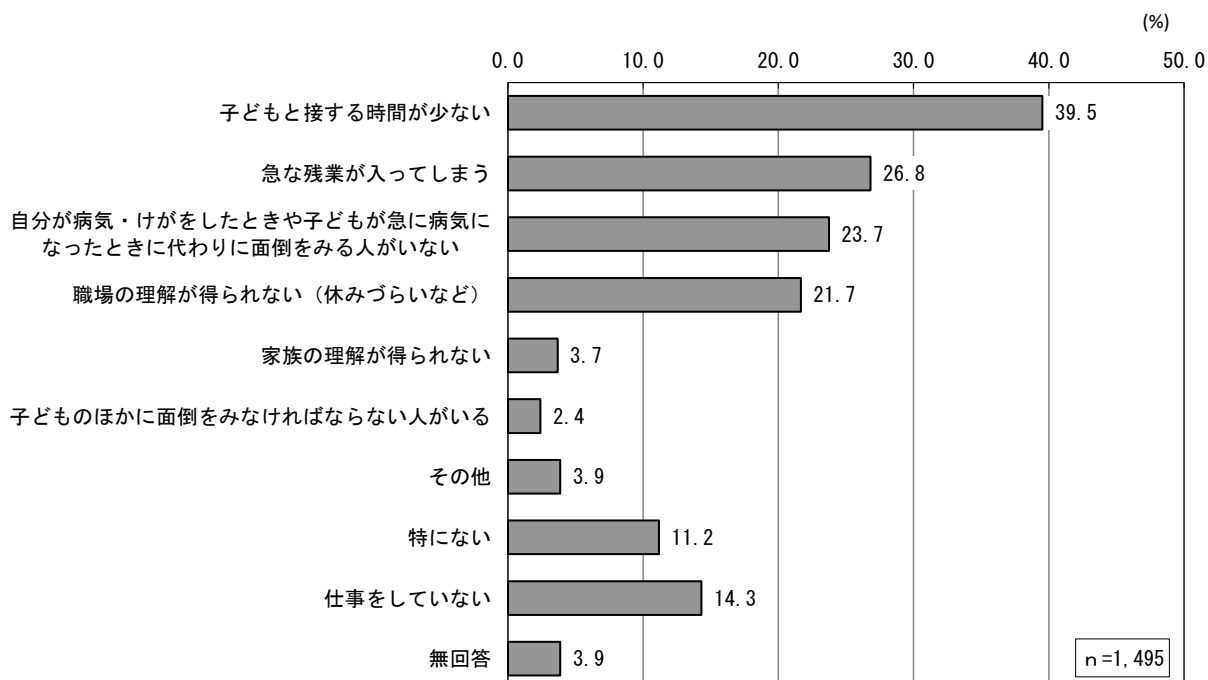
【小学校児童】



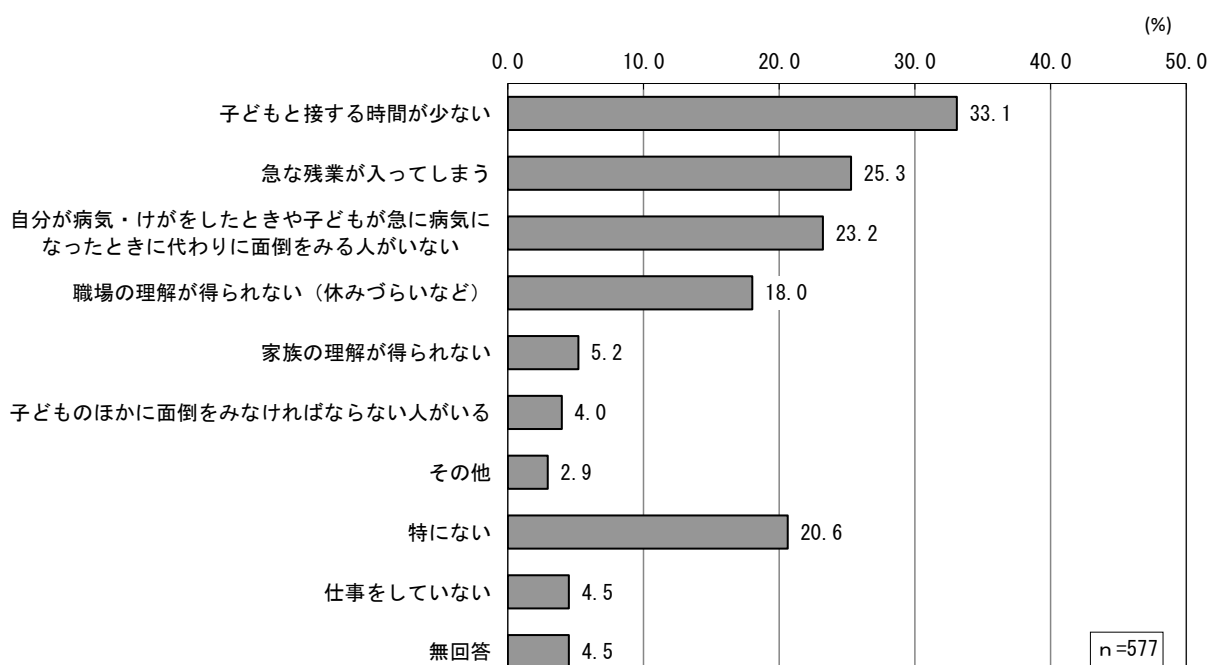
就学前児童、小学校児童ともに「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない」の割合が高くなっています。

問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】



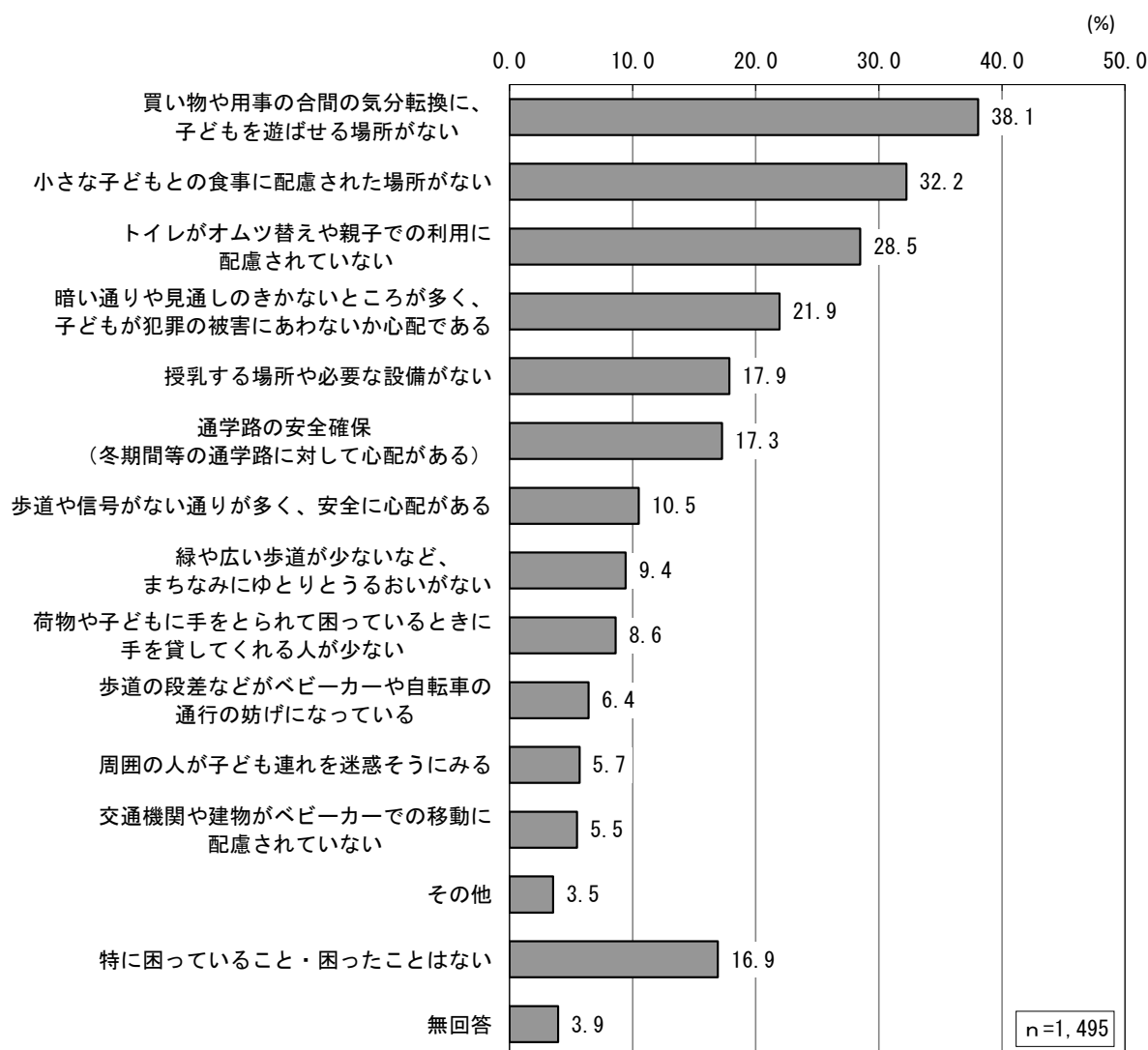
【小学校児童】



就学前児童、小学校児童ともに「子どもと接する時間が少ない」(就学前児童 39.5%、小学校児童 33.1%)の割合が最も高く、回答の傾向に差はみられません。

問 お子さんとの外出の際、困ること・困ったことはどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】

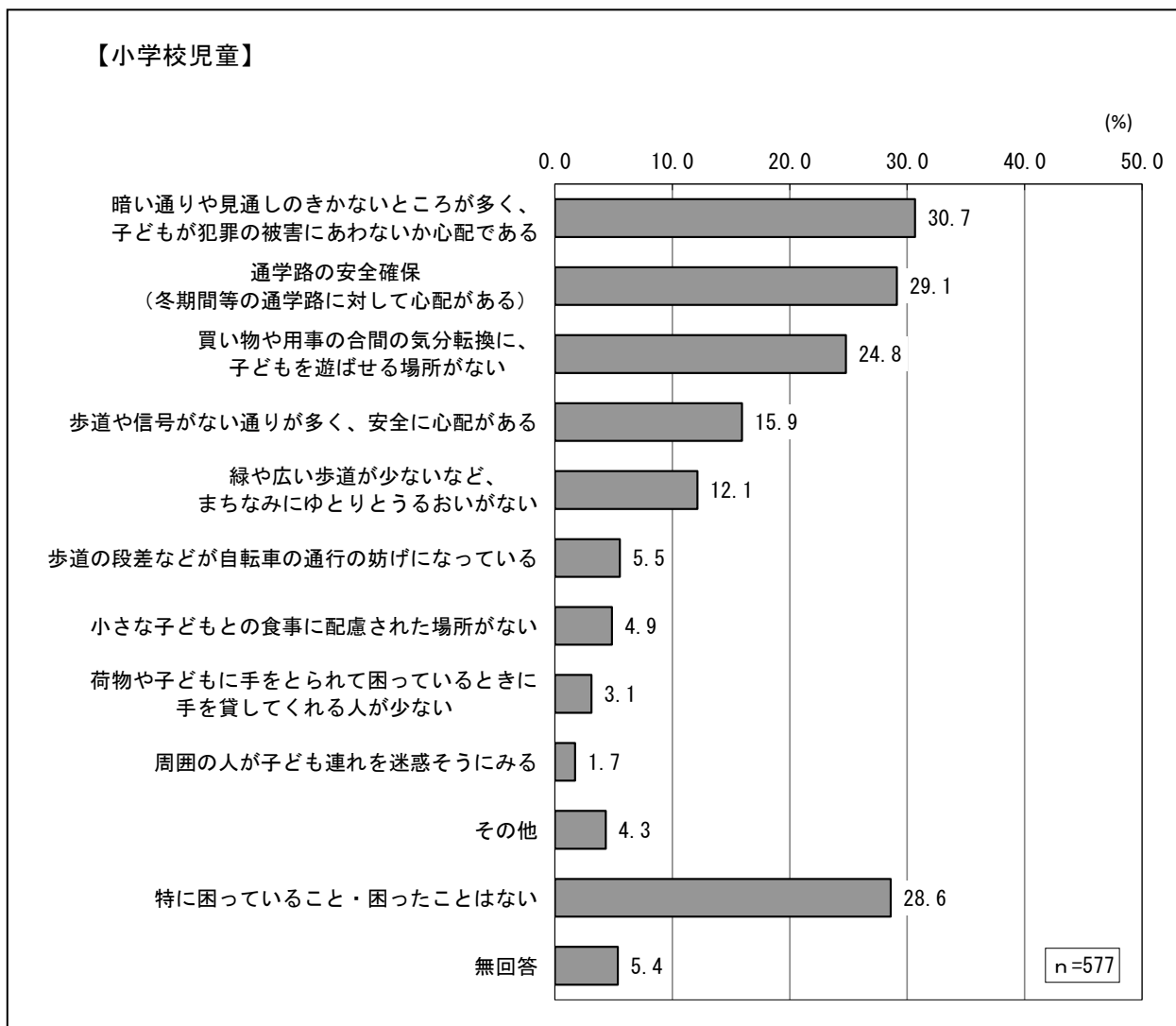


就学前児童では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(38.1%)が最も多く、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」(32.2%)、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(28.5%)、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」(21.9%)、「授乳する場所や必要な設備がない」(17.9%)、「通学路の安全確保」(17.3%)が続いています。

全般的に、施設や設備（インフラを含む。）の整備がなされていないことに起因する困りごとが上位となっていることがわかります。

一方、小学生保護者では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」(30.7%)、「通学路の安全確保」(29.1%)、「買い物や用

事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(24.8%)が上位となっており、就学前児童と同様な傾向がみられます。



第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て

第3章

子どもを支える基本となる考え方

第4章

事業計画

第5章

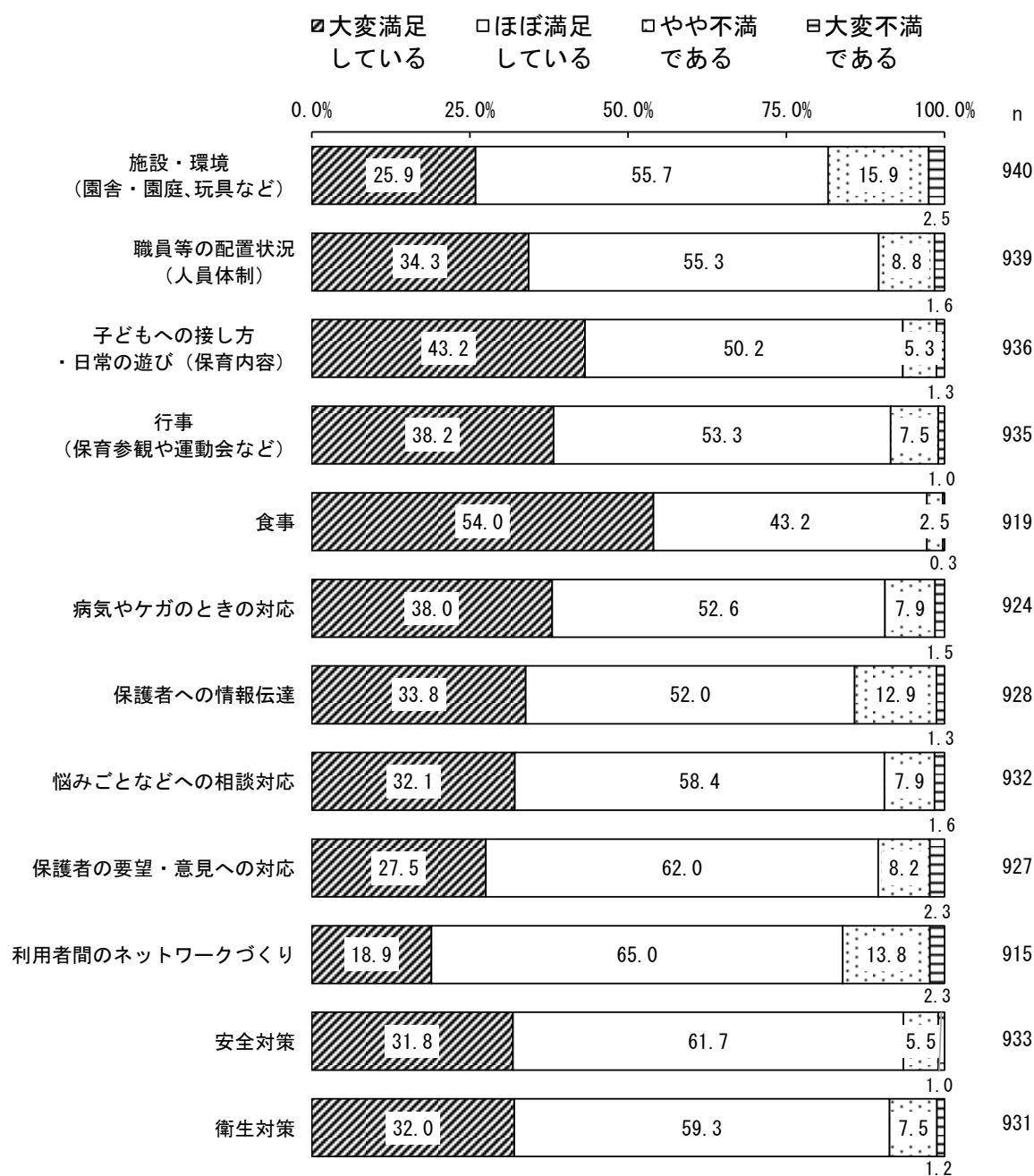
推進体制

付属資料

サ) 子育て支援サービスの満足度（現在のサービス利用者のみ）

【就学前児童】（保育サービスの利用者のみ）

問 現在ご利用になっている保育サービスなどの「満足度」をお答えください。

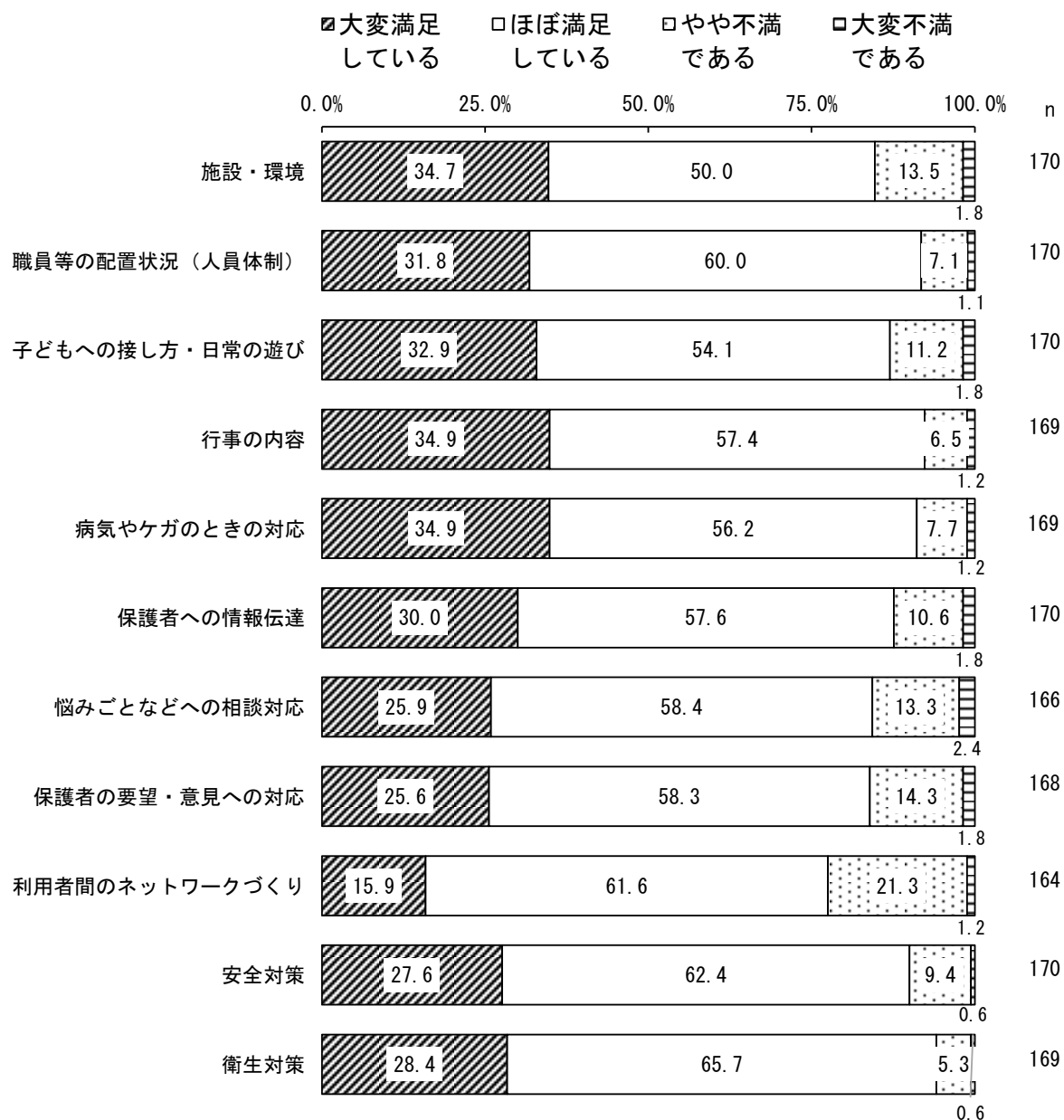


いずれの保育サービスも「大変満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた満足層が8割を超えています。

「施設・環境」「保護者への情報伝達」「利用者間のネットワークづくり」は、「やや不満」が1割を超えており、比較的不満層（「やや不満である」と「大変不満である」の合計）の割合が高くなっています。

【小学校児童】（学童クラブの利用者のみ）

問 現在通っている学童クラブに対しての「満足度」をお答えください



いずれの項目も「大変満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた満足層が多数を占めています。

ただし、「利用者間のネットワークづくり」は「やや不満である」が 21.3%を占めており、他の項目に比べ満足度が低くなっています。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

シ) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する自由意見

問 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してのご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。(自由回答)

記入された意見を整理すると、以下のような結果となりました。

【就学前児童】

	主な意見内容	件数
1	保育園・幼稚園の職員体制等の充実	9
2	医療施設等の整備	31
3	保育園・幼稚園の保育（教育）時間や土曜、休日保育について	37
4	病児、病後児保育について	40
5	保育園・幼稚園の料金について	23
6	保育園・幼稚園の受入、設備、事業内容について	67
7	医療（費用の助成）について	14
8	経済的（費用の助成）支援について	25
9	子育て支援センターについて	53
10	施設、遊び場（雨や雪の日）等の施設整備について	101
11	外出時の道路、交通（バス）環境の整備（安心なまちづくり）	45
12	仕事の両立支援について	18
13	障がい児施策について	4
14	不安や悩みについて	30
15	情報提供・相談体制について	50
16	健診・セミナー等の健康づくり	32
17	その他の子育て支援事業について	52
18	保育・教育環境の充実について	17
19	放課後の過ごし方について	1
20	学童クラブについて	27
21	寺子屋について	1
22	その他やアンケートについて	53

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

【小学校児童】

	主な意見内容	件数
1	学校の職員体制等の充実	1
2	医療施設等の整備	6
3	学校の土曜日について	1
4	病児、病後児の預かりについて	3
5	小学校の設備、統合等について	2
6	医療（費用の助成）について	8
7	経済的（費用の助成）支援について	8
8	施設、遊び場（雨や雪の日）等の整備について	23
9	外出時の道路、交通（バス）環境の整備（安心なまちづくり）	31
10	仕事の両立支援について	10
11	障がい児施策について	2
12	不安や悩みについて	6
13	情報提供・相談体制について	8
14	健診・セミナー等の健康づくり	1
15	その他の子育て支援事業について	6
16	教育環境の充実について	8
17	放課後の過ごし方について	7
18	学童クラブについて	35
19	寺子屋について	13
20	その他やアンケートについて	9

5. 用語の解説

あ行	
育成医療費助成事業	疾患に対し、確実な治療効果があると医師が認めた場合に対し、所得に応じて医療費の一部を助成する事業です。
親支援講座	子育て中の保護者が、それぞれに抱えている悩み等を話し合いながら、自分自身を見つめ直し、仲間同士の交流などを通して、いきいきと子育てができるよう支援する講座です。
か行	
確認制度	「子ども・子育て支援法」第 31 条に基づき、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、五泉市子ども・子育て支援事業計画に照らして、1 号認定、2 号認定、3 号認定ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する制度です。 なお、認可は、教育・保育施設は県が、地域型保育事業は市が行います。
家庭的保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
教育・保育施設	「認定こども園法」第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」、「学校教育法」第 1 条に規定する「幼稚園」及び「児童福祉法」第 39 条第 1 項に規定する「保育所」が該当します。 （「子ども・子育て支援法」第 7 条）
居宅訪問型保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
五泉市子ども・子育て会議	「子ども・子育て支援法」第 77 条に基づき、本市が設置する地方版子ども・子育て会議です。事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行います。
子育て支援センター	市内に住所を有する 4 歳未満の児童及びその保護者を対象に、4 ヶ所のセンターで子育て家庭に対する育児支援や子育て家庭に関する相談指導及び情報の提供と子育てサークル等の育成を行います。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（「子ども・子育て支援法」第 7 条）をいいます。

さ行	
事業所内保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。
施設型給付	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）を通じた共通の給付。これまでは、認定こども園・幼稚園・保育園に対し、異なる財源のもと、園の経費や保護者への助成金が個別の給付費として支給されていましたが、平成 27 年 4 月からスタートする新制度では、「施設型給付費」という共通の給付に一本化されます。
児童扶養手当	離婚等により父又は母親のいない子どもを育てている母又は父親及び親代わりの人に支給される手当です。
小規模保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業で、A 型、B 型、C 型の 3 種類に分かれます。 (A 型) 保育従事者全員が保育士等の有資格者など、保育園とほぼ同等の基準が要求される。 (B 型) 保育従事者の 1/2 以上が保育士等の有資格者など、A 型と C 型の中間に位置する。 (C 型) 保育従事者は、市が認定する家庭的保育者のみでよいなど家庭的保育に近い。
た行	
地域型保育給付	小規模保育事業（定員 6～19 人）、家庭的保育事業（定員 5 人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類の事業（地域型保育事業）への給付です。
寺子屋	小学生を対象に、平日の放課後（週 3 回）に学校内の空き教室等を利用し、自主学習への習慣付け及び自他を大切にしよう人間性の育成を目指し実施しています。
特定教育・保育施設	市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設をいいます。
特定地域型保育事業	市が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業のことです。
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいをもつ児童を養育する人に支給される手当です。
な行	
乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認及び疾患の早期発見により、心身の健全な発達を促すために実施する健康診査です。 4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診があります。

は行	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進のために医療費を助成する事業です。
や行	
要保護児童	以下のいずれかに該当する児童です。 ①保護者から虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、養育放棄・無視（ネグレクト））を受けている児童 ②障がい等のため保護者から十分な監護が受けられない児童 ③非行児童（犯罪行為を含む不良行為をなす、またはなすおそれのある児童） ④保護者のいない児童（孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童など）
要保護児童対策地域協議会	子どもの虐待発生の防止と虐待から子どもを守るため、支援体制の整備と関係機関との連絡調整及び必要な事業を行うための会です。中央児童相談所、警察、民生委員、保育園、幼稚園、学校等で構成されています。
ら行	
療育教室	心身に障がいのある就学前の児童の成長や発達に関して支援を行うことを目的に、児童に対する訓練と、保護者に対する療育技術の指導と育成・助長を行う教室（実施場所：福祉会館）です。親子で集団遊びを通して親子関係を豊かにし、児童の発達を促します。
英字	
D V	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略語。配偶者間や内縁関係（過去の関係も含む）、恋人関係等の親密な関係（過去の関係も含む）の間に起こる暴力や暴力による支配状態のことです。



五泉市子ども・子育て支援事業計画

五泉市 こども課

〒959 - 1692 新潟県五泉市太田 1094-1

電話 0250 (43) 3911 (代表)

URL <http://www.city.gosen.lg.jp>